

第2次射水市総合計画(案)

射水市総合計画審議会

目 次

基 本 構 想

第1章	総合計画策定の基本的な考え方	
第1	計画策定の主旨と役割	P 1
第2	計画の構成と期間	P 2
第2章	射水市の概況	
第1	地理的概況	P 3
第2	歴史的概況	P 3
第3章	市民の意識等	
第1	市民ニーズ実態調査の概要	P 5
第4章	まちづくりの主要課題	
第1	成長社会から成熟社会への転換	P 7
第2	安全・安心に対する意識の高まり	P 8
第3	グローバル化の進展	P 9
第4	持続可能な行財政運営	P 10
第5章	射水市の将来像	P 11
第6章	まちづくりの基本理念	P 11
第7章	人口の見通し	P 12
第8章	土地利用の方向性	
第1	土地利用の基本的な考え方	P 14
第2	土地利用の方向	P 14
第9章	基本構想の構成図	P 17
第10章	まちづくりの基本方針	
第1	豊かな心を育み誰もが輝くまち	P 18
第2	健康でみんなが支え合うまち	P 19
第3	個性に満ちた活気あふれるまち	P 20
第4	潤いのある安心して暮らせるまち	P 21
第5	みんなで創る開かれたまち	P 22
第11章	構想の実現を目指して	
第1	市民等との協働による計画の確実な推進	P 24
第2	成果を重視した計画の進行	P 24
第3	健全な行財政運営に裏打ちされた計画の推進	P 24

基 本 計 画

第1章	総論	
第1	基本計画の構成	P 25
第2	基本計画の体系	P 26
第3	重点プロジェクト	P 28
第2章	各論	
第1部	豊かな心育み誰もが輝くまち	P 35
第2部	健康でみんなが支え合うまち	P 68
第3部	個性に満ちた活気あふれるまち	P 94
第4部	潤いのある安心して暮らせるまち	P125
第5部	みんなで創る開かれたまち	P165

基 本 構 想

基本構想

第 1 章 総合計画策定の基本的な考え方

第 1 計画策定の趣旨と役割

本市では、平成 20 年 3 月に射水市として最初となる総合計画を策定し、個性豊かで輝きのあるまちづくりを進めています。

この間、人口減少・少子高齢化の急速な進展、回復の兆しはあるものの依然として厳しい経済・雇用情勢、さらには地球規模での環境問題の深刻化や東日本大震災の発生など、社会経済情勢が大きく変化しています。

また、本市においては、人口減少のペースが前回計画策定時の見通しを上回っている状況にあることや新湊大橋の開通や北陸新幹線の開業等の新たな社会資本の整備をどのようにまちのにぎわい創出につなげるのかといった課題があります。

こうした中、本市が持続的に発展していくためには、社会経済情勢等の変化に的確に対応した施策を展開する必要があります。

また、これまで取り組んできた施策の成果を検証し、更に継続・発展させ、射水市の将来像「豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水」の実現に向けた、一層の取組を推進する必要があります。

これらのことから、本市の進むべき方向性を示すとともに、市民と行政が適切な役割分担のもと、目標を共有し、協力しあって、まちづくりに取り組むための総合的かつ計画的な指針として、新たな総合計画を策定するものです。

なお、基本構想に示す「射水市の将来像」、「まちづくりの基本理念」については、社会情勢が変化する中であっても、まちづくりの根本となる基本的方向性を示すものであり、この計画においても、継承することとします。

第2 計画の構成と期間

1 計画の構成

この計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

(1) 基本構想

基本構想は、本市の特性、魅力、広域的な位置付けを整理し、長期的な展望に立ち、将来の都市像やまちづくりの基本理念とその実現のためのまちづくりの基本方針を示すものです。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想で示した都市像、まちづくりの基本理念及びまちづくりの基本方針を実現するための体系や基本的な施策を示したものです。

なお、社会情勢等の変化にあわせた実現性の高い計画とするため、必要に応じて改定を検討します。

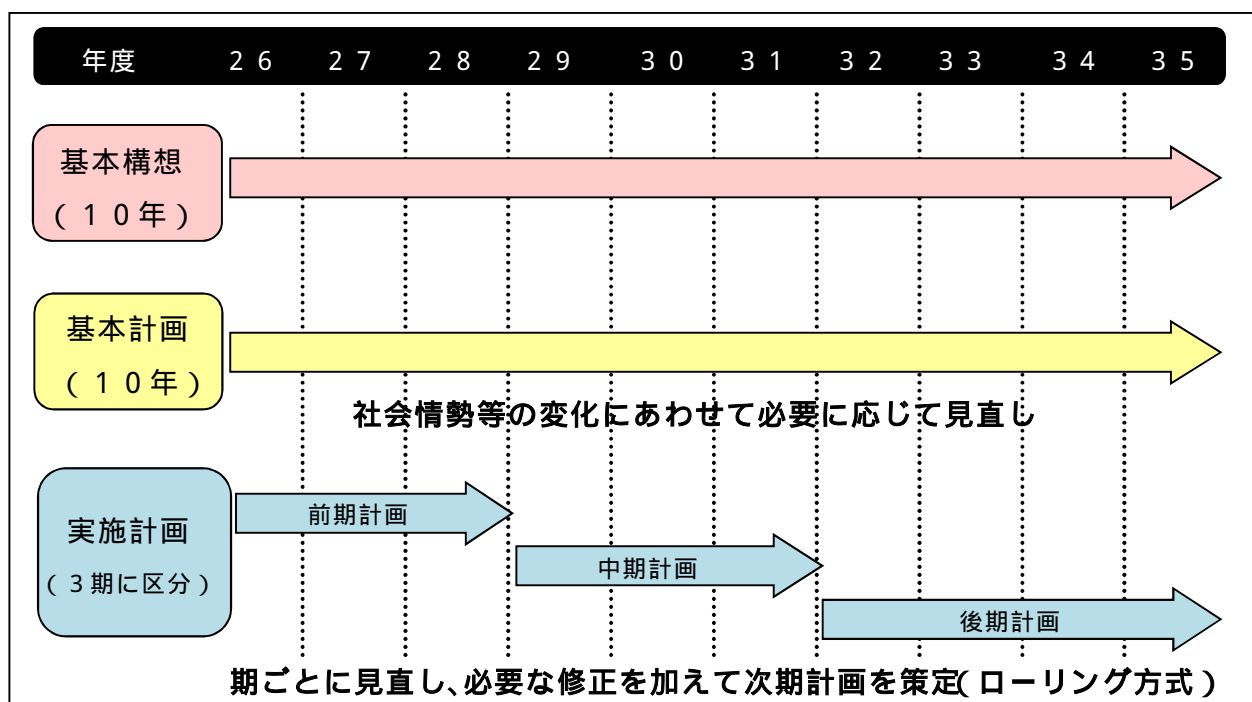
(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に定められた施策や事業を効率的・計画的に実施するために必要な事業の年次計画を示すものです。

前期計画、中期計画、後期計画とし、期ごとに見直しを行い、必要な修正を加えて次期計画を策定します。(ローリング方式)

2 計画期間

この計画は、初年度を平成26年度とし、目標年度を平成35年度とする10年計画とします。



第2章 射水市の概況

第1 地理的概況

1 位置と面積

本市は、富山県のほぼ中央に位置しており、北は富山湾に面し、東は富山市、西は高岡市に隣接しています。

本市域は、東西10.9キロメートル、南北16.6キロメートルで、総面積は109.18平方キロメートルとなっており、県土面積の約2.6パーセントを占めています。

2 地 勢

本市は、広大な射水平野に、南部には射水丘陵があり、標高は海拔0メートルから140.2メートルとなっています。市内には、庄川、和田川、下条川、放生津内川等の河川があり、富山湾へ注いでいます。

市域は、庄川、神通川の土砂のたい積によって形成された三角州状の低平な地形からなる平野部と丘陵地で構成されており、四季折々において彩り豊かな自然がみられます。

また、日本海側のほぼ中央に位置し、国際拠点港湾である伏木富山港新湊地区（富山新港）や北陸自動車道小杉インターチェンジを有していることから、環日本海交流の拠点として、いわば360度の交流・連携を可能とする優位性を持っています。

第2 歴史的概況

本市の南部に位置する射水丘陵の北端には、旧石器時代の遺物が多く発見されています。また、縄文時代以降の遺跡が多数発掘されており、数千年の昔から人々の暮らしが営まれていたことが分かります。

「いみず」という地名は、かつて、「伊美都」・「伊弥頭」とも表されていました。奈良時代の713年に元明天皇が「風土記」撰進を命じた勅のなかで、郡郷の名は、好ましい漢字二文字で記すようにと命じたのを機に「射水」とされたと言われています。

かつての射水平野は、その中央部まで入り江が進入していたと考えられます。そこへ流れ込む多くの河川が運んでくる土砂のたい積作用により放生津潟と広大な低湿地が形成され、次第に平野全体が湿田化されました。

下地区の加茂神社は、平安時代の1066年に京都の下鴨神社から勧請して成立したとされ、射水地方の賀茂神を祭る社の総社とされています。当神社の祭礼に奉納される稚児舞（国指定重要無形民俗文化財）や流鏝馬（県指定無形民俗文化財）は古くからの伝承行事となっています。

鎌倉時代になると、放生津に守護所が置かれ、以後、数百年間、放生津は越中の政治、経済、文化の中心となり、室町時代の1493年には、室町幕府の将軍足利義材が京都での争乱を避け、5年間にわたり放生津の地に滞在しています。

江戸時代前期の1660年代以後には、旧北陸道が大門、大島、小杉、下を通り、大門地区、小杉地区、下地区は市場町、宿場町として栄えました。

昭和38年には、国営射水平野農業水利事業が行われ、平野は肥よくな乾田農地に生まれ変わりました。また、翌39年には、「富山・高岡新産業都市」の指定を契機に放生津潟を掘り込み、当時日本海側最大の富山新港の建設が開始され、その周辺は臨海工業地帯に、太閤山には一大ニュータウン、県民公園太閤山ランドが造成され、さらに、大学や研究機関も進出しました。

そして、平成17年11月1日に、地理的、歴史的にも産業・経済や文化、生活の上でも関連の深い新湊市、小杉町、大門町、大島町及び下村が合併し、射水市が誕生し、今日に至っています。

第3章 市民の意識等

第1 市民ニーズ実態調査の概要

本市では、まちづくりに対する市民意識を把握するため、前総合計画の中間年度に当たる平成24年度に「市民ニーズ実態調査」を実施しました。

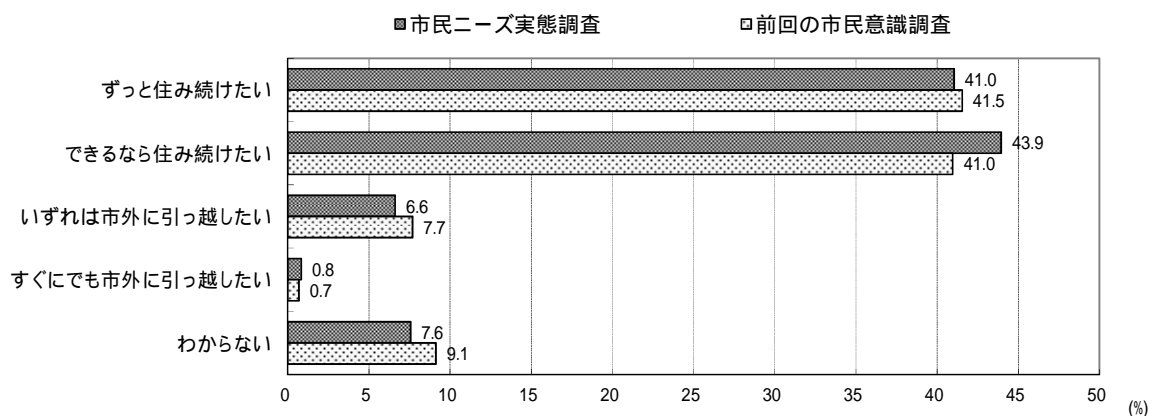
射水市内に居住する18歳以上の市民3,500人を対象に調査票を配付し、1,825人の方から回答がありました（回答率は52.1パーセント）。

1 定住意向

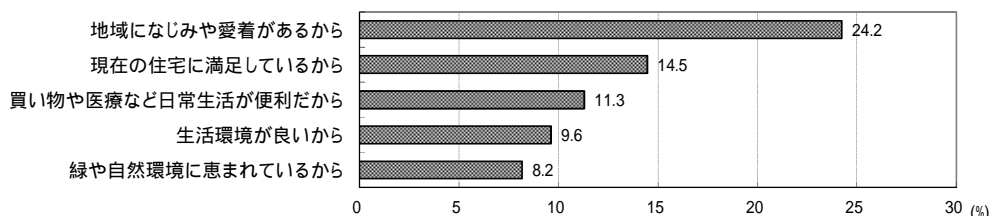
射水市への定住意向をたずねたところ、最も多かった回答は「できるなら住み続けたい」（43.9パーセント）で、「ずっと住み続けたい」（41.0パーセント）と合わせると8割を超えており（84.9パーセント）、平成22年度に実施した前回の市民意識調査の結果（82.5パーセント）を上回りました。

住み続けたい主な理由としては、地域や現在の住まいへの愛着のほか、買い物・医療などの日常生活の利便性の良さなどが多く挙げられました。一方で、市外へ引っ越したい主な理由としては、交通の便が悪いことや買い物・医療などの日常生活の不便さなどが多く挙げられました。

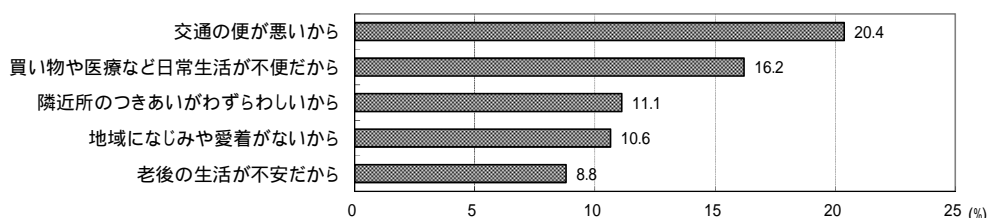
今後も射水市に住み続けたいと思いますか？



住み続けたい主な理由は何ですか？（2つ選択・上位5項目を表示）



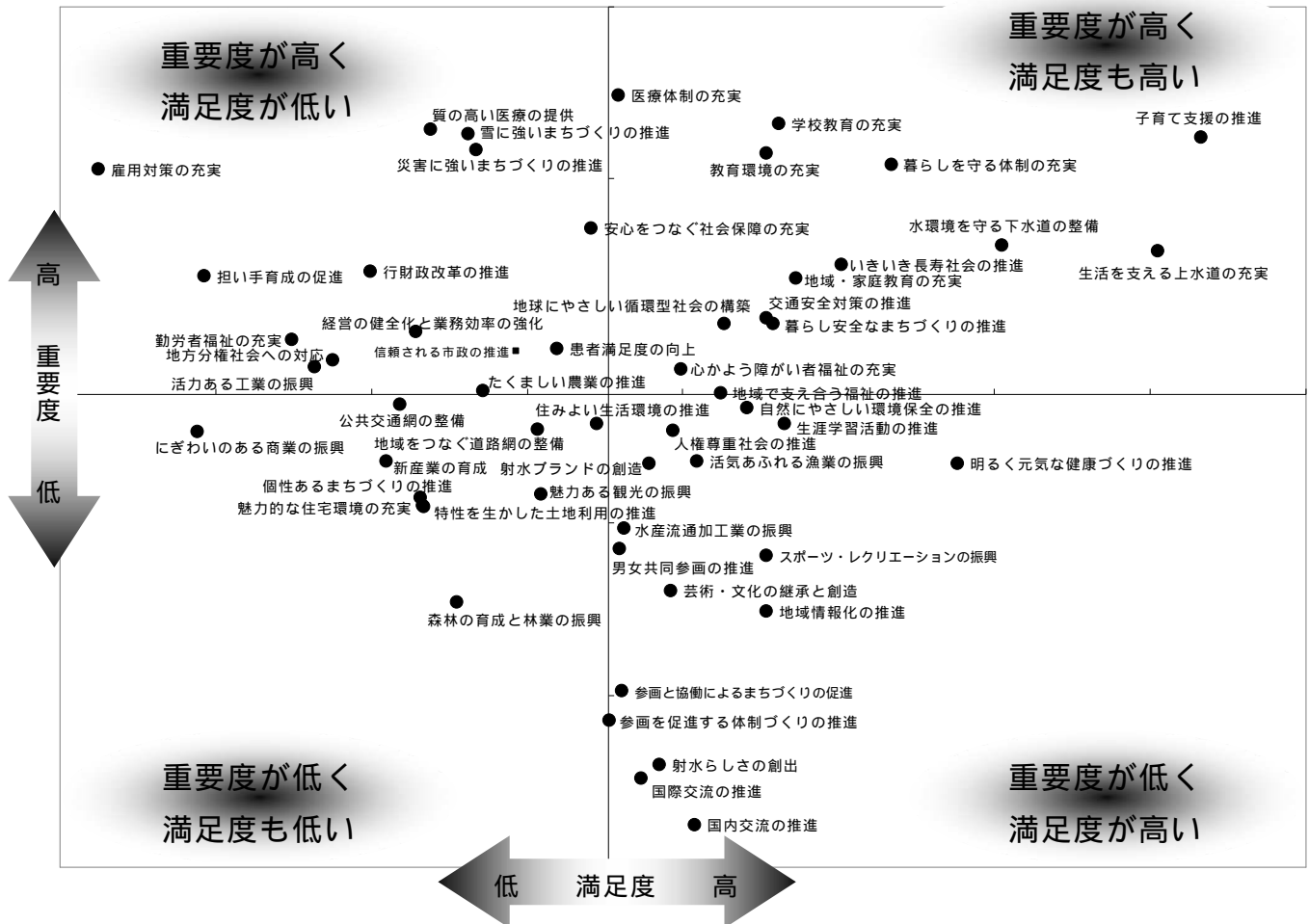
射水市以外に引っ越したい主な理由は何ですか？（2つ選択・上位5項目を表示）



2 各施策の満足度と重要度

前総合計画の施策に対する満足度と重要度をたずね、それぞれの平均値を軸に、「重要度が高く満足度も高い」、「重要度が低く満足度が高い」、「重要度が高く満足度が低い」、「重要度が低く満足度も低い」の4つに分類しました。

子育て支援や教育、快適で安全・安心な暮らし等に関する施策は、「重要度が高く満足度も高い」施策として、今後とも継続的な施策の推進が必要と考えられます。一方で、雇用対策や商工業の振興、医療、災害への対策等に関する施策は、「重要度が高く満足度が低い」施策として、今後、優先的に対応が求められていると考えられます。



第4章 まちづくりの主要課題

社会情勢の変化などを踏まえ、本市における今後のまちづくりを進めていく上での主要課題を整理します。

第1 成長社会から成熟社会への転換

1 人口減少・少子高齢化の進展への対応

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）によると、我が国の人口は、平成22年以降、長期の人口減少過程に入り、平成60年には、1億人を割るものと予測されています。

本市の総人口は、同研究所「日本の地区別将来推計人口（平成25年3月推計）」に基づく試算によると、平成35年には9万人を割り、平成52年には8万人を割り、約7万7千人になると推計されています。

人口減少は、人口規模の縮小だけでなく、高齢者人口の増加、年少人口、生産年齢人口の減少といった人口構造そのものに不均衡を生じさせます。

また、未婚化・晩婚化などを背景に、出生数が減少し、更なる少子化の進行が予想されます。

他方、生活環境や食生活の改善などにより、平均寿命が大幅に伸びたことなどから、世界のどこの国も経験したことのないスピードで高齢化が進んでおり、本市においては、平成35年には、3人に1人が高齢者になると予想されます。

こうした人口減少・少子高齢社会の進展は、労働力の減少や消費需要の減少による経済活動の減退のほか、年金、医療、介護などの社会保障費が増大、さらには、地域活力の低下など社会の様々な面で影響を与えることが懸念されています。

このため、今後は、人口減少・少子高齢社会を前提としたまちづくりが求められており、子どもを生み育てやすい、子どもたちが元気に成長できる環境づくりや豊富な知識や経験を持つ高齢者がまちづくりの貴重な担い手として、また、生きがいを持って社会参加できる環境づくりを整備するなど、社会の活力を維持していく必要があります。

2 価値観やライフスタイルの多様化への対応

少子高齢化や未婚化・晩婚化の進展、経済格差の拡大などといった社会環境の変化に伴い、個人の価値観やライフスタイルはますます多様化しており、「物質的な豊かさ」から精神的な安らぎや潤いのある生活など

といった「心の豊かさ」を重視する傾向が強くなっています。

また、人口の流動化や核家族化の進展などによって、人間関係や地域社会への関心の希薄化、コミュニティの弱体化に伴う社会的孤立が大きな課題となっていますが、一方では、東日本大震災を契機として、人と人との絆や地域コミュニティによる支え合いの大切さが再認識されており、身近な地域社会での活動を通して、自らが主体的にまちづくりに関わっていこうとする意識も広がりつつあります。

こうした中で、市民ニーズも複雑多様化・高度化していることから、個性や能力を十分に発揮できる社会の形成が求められています。

さらに、近年、「幸福度」という指標が注目されており、内閣府において幸福度の指標化に向けた研究が進められるなど、まちづくりにおいては個人の幸福度をどう高めていくかという視点も重要になっています。

第2 安全・安心に対する意識の高まり

1 安全・安心の確保への対応

これまでの想定を超える大きな被害をもたらした東日本大震災を教訓に、市民への防災意識の啓発や自主防災組織の育成強化などの重要性が高まっています。

また、近年、内川沿いの高潮や局地的大雨による市街地周辺での浸水などの風水害による被害も発生しています。

このため、公共施設の耐震化、津波対策、雨水対策など防災対策の充実・強化を図ることが喫緊の課題となっています。

さらに、私たちの周りで発生する災害や危機は、自然災害だけでなく、都市や時代の変化とともに、大規模テロや原子力災害、新型インフルエンザ等の感染症など多岐に及んでいることから、総合的な危機管理体制の整備が求められています。

加えて、複雑化する特殊詐欺などの犯罪、食の安全や風評被害に対する懸念など、生活不安が広がる中、誰もが安全で安心して暮らせる環境を整備する必要があります。

2 環境問題の深刻化への対応

新興国における経済成長や世界人口が増大する中で、エネルギーの大量消費による地球温暖化、産業廃棄物問題、生物の多様性の損失など世界規模の環境問題が深刻化しています。

また、東日本大震災における原子力事故を受けて、将来を見据えたエネルギー供給のあり方について、国民の関心が高まっています。

環境に対する関心が高まる中で、豊かな自然環境を保全するとともに、省エネルギー化・再生可能エネルギーの導入の取組や廃棄物の減量化・資源化など、環境に配慮した循環型社会・低炭素社会の構築に向け、市民、事業者、行政などが、それぞれの役割分担のもと環境対策に取り組む必要があります。

第3 グローバル化の進展

1 国際化の進展への対応

近年、中国をはじめとする東アジア諸国は急速な経済発展が遂げており、それに伴い、国際拠点港湾伏木富山港の外貿コンテナ取扱量は増加しています。

本市においては、伏木富山港の物流、産業、交流の中核的な役割を担う富山新港の優れたポテンシャルを生かした産業の振興を図るとともに、環日本海交流のゲートウェイとしての役割を担う地域として、国際化に対応したまちづくりを推進する必要があります。

また、市内に在住する外国人の数が、近年、飛躍的に増加していることから、国際化は、日常生活に大変身近なものとなっています。このような状況の中、国際交流団体を中心として、国際感覚に優れた人材の養成や国際化の進展に対応できる基盤を整備する必要があります。

2 情報通信技術の進歩への対応

インターネットをはじめとする情報通信技術は急速に発展するとともに、普及が進み、働き方や消費者行動など日常生活の様々な面で大きな影響を及ぼしています。

また、スマートフォンやタブレット型パソコンなどの情報発信・入手媒体が多様化し、誰もが、時間的・空間的な制約を受けることなく、利用することが可能となっています。

情報通信技術は、防災、医療、福祉、産業、教育など様々な分野で、市民福祉の向上や地域の活性化に活用され、その果たす役割が大きくなっており、市民が利用しやすいシステムの構築が求められています。

一方で、プライバシーの保護や情報セキュリティの確保、デジタルデバイドへの対応、さらには、インターネットなどによる犯罪など、多くの問題が存在しており、その対策が必要となっています。

第4 持続可能な行財政運営

1 地方分権社会の進展への対応

平成12年の「地方分権一括法」施行以来、地方分権の推進に向けて、国と地方との役割分担や財源の枠組みの見直しなどが進められてきました。

また、平成22年には、地域主権戦略大綱が閣議決定され、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大や、ひも付き補助金の一括交付金化、さらには地方自治制度の見直しが行われるなど地方分権は着実に進展してきています。

一方で、国の出先機関の原則廃止や道州制などについても議論・検討されていることから、役割分担や地方税財源の充実を含め、その内容を注視していく必要があります。

こうした状況からも、基礎自治体である市町村には、政策の自己決定権が拡大し、自らの責任のもとに、地域の実情やニーズを踏まえた個性豊かなまちづくりを進めることが重要となっています。

このため、まちづくりの進め方も、市民と行政が一体となり、目的を共有しながらそれぞれの役割を分担して取り組む「協働のまちづくり」を一層推進する必要があります。

2 国・地方を通じた厳しい財政状況への対応

国・地方の財政は、人口減少や長引く景気の低迷等を受け税収が減少する一方、高齢化の進展に伴い、年金や医療などの社会保障関係経費が増加していることなどから、厳しい状況にあります。

本市の財政状況は、定員適正化計画に基づく人件費の抑制や事務事業の見直しを始めとする行財政改革の推進、さらには普通交付税の合併算定替や合併特例債の活用といった特例措置の影響により、各種財政指標は、いずれも健全とされる範囲で推移しています。

しかしながら、こうした合併による特例措置が近く終了年限を迎えることから、今後、本市の財政状況は、厳しさを増すものと想定されます。

今後、本市が引き続き健全財政を堅持していくためには、公共施設の統廃合や事務事業の見直しなど徹底した行財政改革を断行し、引き続き歳出規模の一層のスリム化を図るとともに、将来にわたる健全財政の堅持に向けた取組を着実に進める必要があります。

第5章 射水市の将来像

射水市が目指す将来像を次のとおり定めます。

豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水^{いみず}

本市にとって、今後の10年間は、都市機能の充実・強化を図り、未来に向かって大きく飛躍するための重要な期間です。

射水市は、コンパクトな市域に、港湾、工業地、商業地、高等教育機関など、様々な機能を持つ魅力ある資源が集積し、さらに「海、川、野、そして、里山」という豊かな自然をいつまでも大切にしながら、有しています。

こうした地理的特性を生かしながら、すべての市民にとって住みやすく、安心して生活できるまちづくりを進めます。

さらには、活力に満ち、将来を担う子どもたちをはじめ、市民誰もが笑顔にあふれ、夢と希望に満ち、そして、いきいきと輝く「射水市」を創造します。

第6章 まちづくりの基本理念

将来像を実現するため、次の3つの基本理念を定めます。

「きらめく 未来」

まちづくりの主役は市民です。市民が主体となったまちづくりを進めるためには、創造性豊かで、たくましい人材の育成が大切であり、将来の射水市を担う人づくり、様々な分野で活躍できる人づくりを基本とします。

「ひろがる 安心」

少子・高齢化が進行する中、誰もが生涯を通じて快適で、安心して暮らせることが大切であり、生み育てやすく、また、それぞれのライフスタイルの中で健康で生きがいの持てる社会を創り上げるため、人と環境にやさしく、誰もが住みよさを感じられる安心・安全の確保を基本とします。

「あふれる 元気」

本市が有する魅力あふれる資源を全国に発信しながら、すべての産業が将来に向け成長を続け、さらには、港を生かすことで、環日本海交流のゲートウェイとしての役割を担う都市として発展するため、元気と活力の創造を基本とします。

第7章 人口の見通し

〔人口、年齢別人口割合の推計〕

本市の人口は、平成22年の国勢調査では93,588人であり、前総合計画策定時における同年の推計人口(95,404人)に比べ1,816人の減となっています。当時の予測以上に人口減少が進んでおり、国全体が人口減少時代に入っていることや少子化等の影響から、今後も本市の人口は減少傾向が続くことが見込まれます。新たな人口推計では、総合計画の目標年度の平成35年度には9万人を割り込み、89,572人になるものと推計されます。

(1) 年少人口(15歳未満)割合

減少傾向が続き、平成35年には構成比が12.3パーセントになると見込まれます。

(2) 生産年齢人口(15歳～64歳)割合

減少傾向が続き、平成35年には構成比が55.3パーセントになると見込まれます。

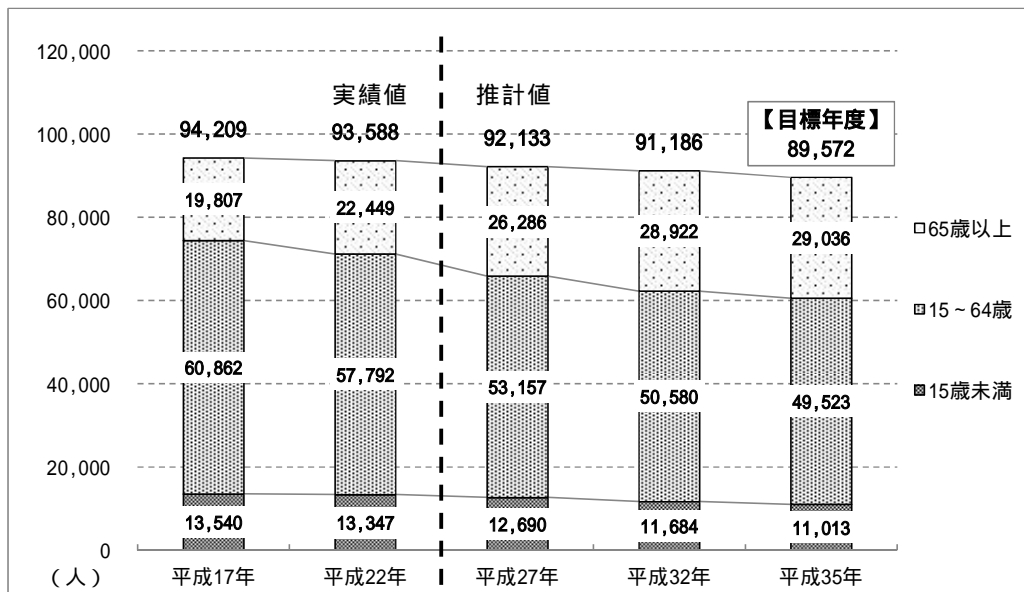
(3) 老年人口(65歳以上)割合

増加傾向が続き、平成35年には構成比が32.4パーセントになると見込まれます。

〔目標人口、世帯数〕

人口は都市の活力にもかかわることから、子どもを生き育てやすい環境づくりや企業誘致等による雇用対策のほか、交流人口の拡大や住宅施策等、本市固有の充実した各種施策を積極的に推進するとともに魅力ある各種施策を市内外に情報発信することにより、平成35年度の目標人口を90,000人、世帯数を31,700世帯とします。

人口の推移

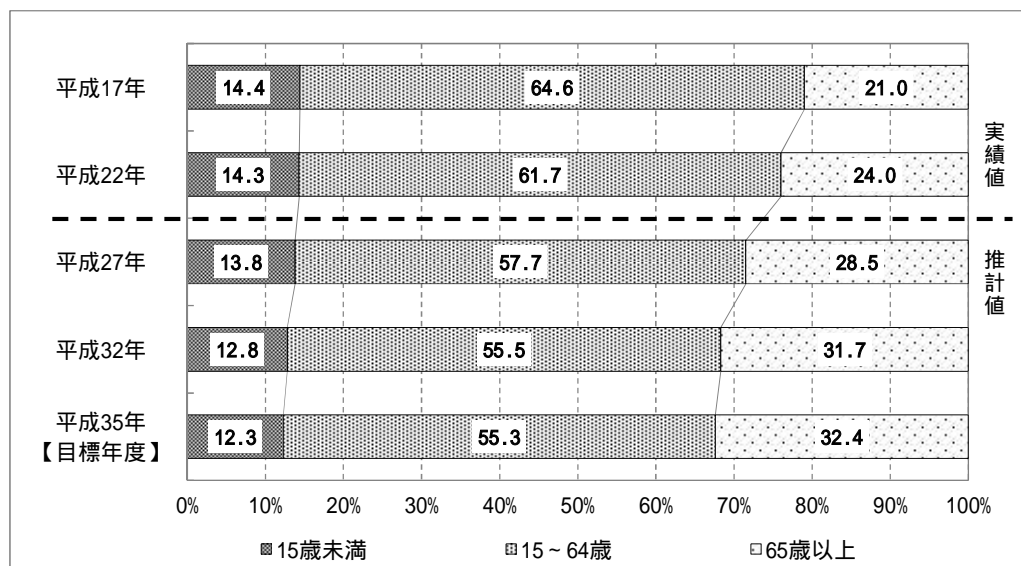


平成17年及び平成22年の実績値は国勢調査による

平成27年以降の推計値は、平成17年及び平成22年の国勢調査の結果を基準としたコーホート要因法による

推計には、「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）の生残率、子ども女性比、0～4歳性比の射水市の値を採用し、純移動率には、射水市の実績を基に算出した値を採用

年齢3区分別人口割合の推移



平成17年及び平成22年の実績値は国勢調査による

平成27年以降の推計値は、人口推計結果による

第 8 章 土地利用の方向性

第 1 土地利用の基本的な考え方

本市は、射水丘陵の一部の区域を除く市域のほとんどが富山高岡広域都市計画区域に含まれています。

土地利用については、これまでどおり自然環境や生産農地の保全に配慮するとともに、広域的な視野に立ち、人口及び産業の見通しと将来の発展動向を十分に勘案しながら、地域の個性・特性を生かした機能的で調和のとれた土地利用を推進します。

第 2 土地利用の方向

1 都市地域

(1) 住宅地

住宅地は、超高齢社会に対応した暮らしやすさの確保、家屋が密集し防災上対策を要する地区でのゆとりある街並み形成、市街地の空洞化による行政投資の非効率化や空き家の増加による防犯・衛生上の懸念、地域コミュニティ機能の維持等の諸課題に対応するため、既成市街地等での居住環境の改善を図ります。

また、既成市街地での居住環境の改善に伴って生じる宅地需要に対して、市外への転出を抑え、転入を促進する受け皿として、人口と都市機能の適正な充足度合いや将来への持続性等に留意の上、市街化区域内農地等を活用した民間開発や土地区画整理事業を促進するとともに、住宅需要の高い地区では、地区計画制度を有効活用する等、秩序ある市街地の形成を図ります。

(2) 商業地

商業地は、現在 3 か所の既成市街地に分散しており、それぞれ高齢化の進行や周辺人口の減少、余暇・消費活動の多様化等により空洞化が進んでいます。

このため、商業者等と一体となって空き店舗をはじめとする未利用地等の活用を促進し、地域に根ざした魅力ある商業機能の維持・活性化と誘致に努めるとともに、交流拡大のため、幹線道路周辺における業務機能や商業拠点等の都市機能の集積と景観に配慮した沿道サービス等の立地を促進し、既成市街地との連携を図ります。

(3) 工業地

市民の雇用機会の確保や税収の増加による地域経済の活性化を図るため、市内工業団地の未売却地への企業誘致を一層推進します。また、

企業ニーズに即した既存工業団地の拡張や新たな工業団地の造成を検討します。

2 農業地域

農地は、本市の東部や中央部、そして南西部を中心として水田を主体とする優良な農業地域を形成しています。これらの地域においては、無秩序な農地転用を抑制し、ほ場の大区画化や農業水利施設の整備及び維持管理に努め、農業の振興を図ります。

また、農地本来が有する自然環境保全機能の維持に努めるとともに、優良農地の保全と農村集落の活力維持のため、新たな土地活用に向けた検討を行います。

3 海岸・河川地域

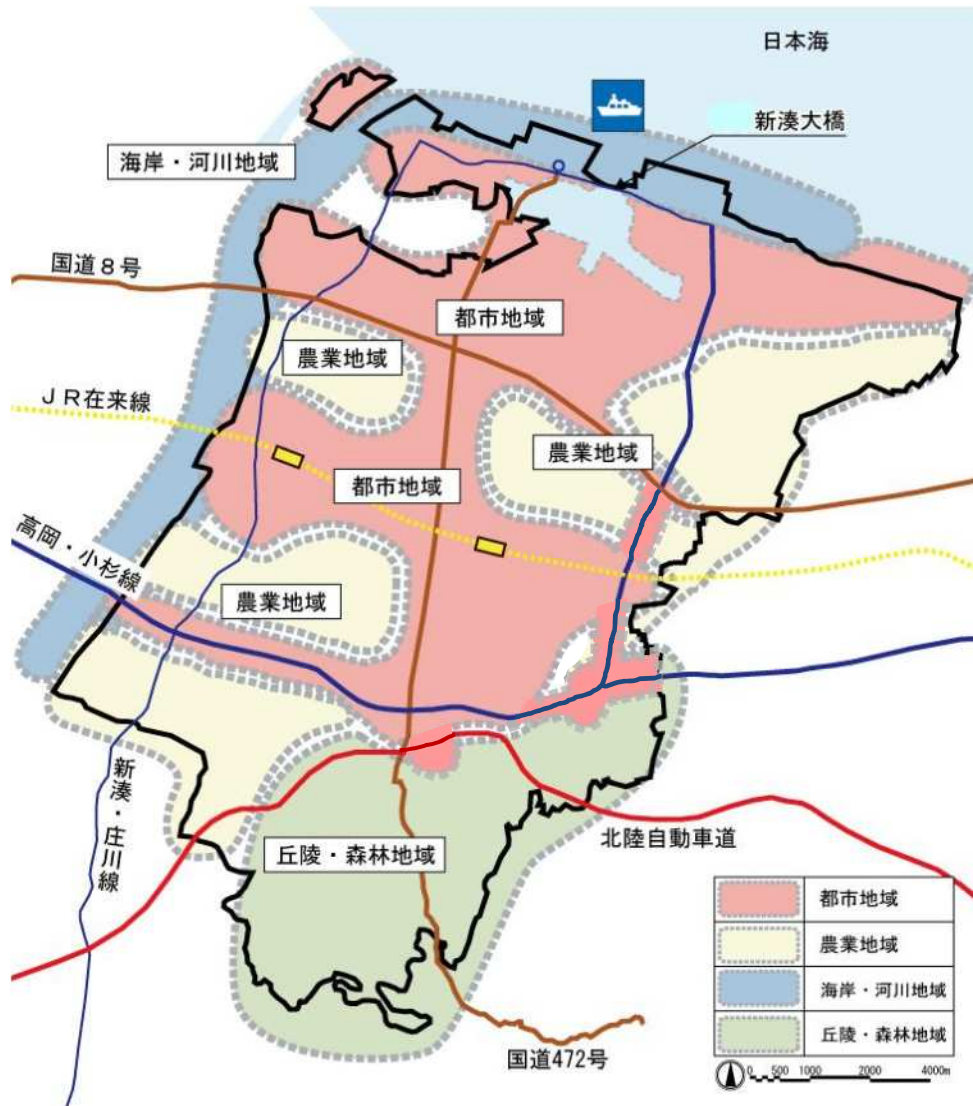
新湊大橋を中心とした射水ベイエリアは、県内随一の観光スポットとなっており、更なるにぎわいの創出につなげるため、引き続き、観光集客施設や宿泊施設の誘致等、「射水みなとまちづくり方策」に掲げた事業を推進します。

また、射水ベイエリアと市内を流れる庄川、内川、下条川等を有機的に結び、人々が集いにぎわい憩える交流拠点として魅力ある水辺空間の創出を進めます。

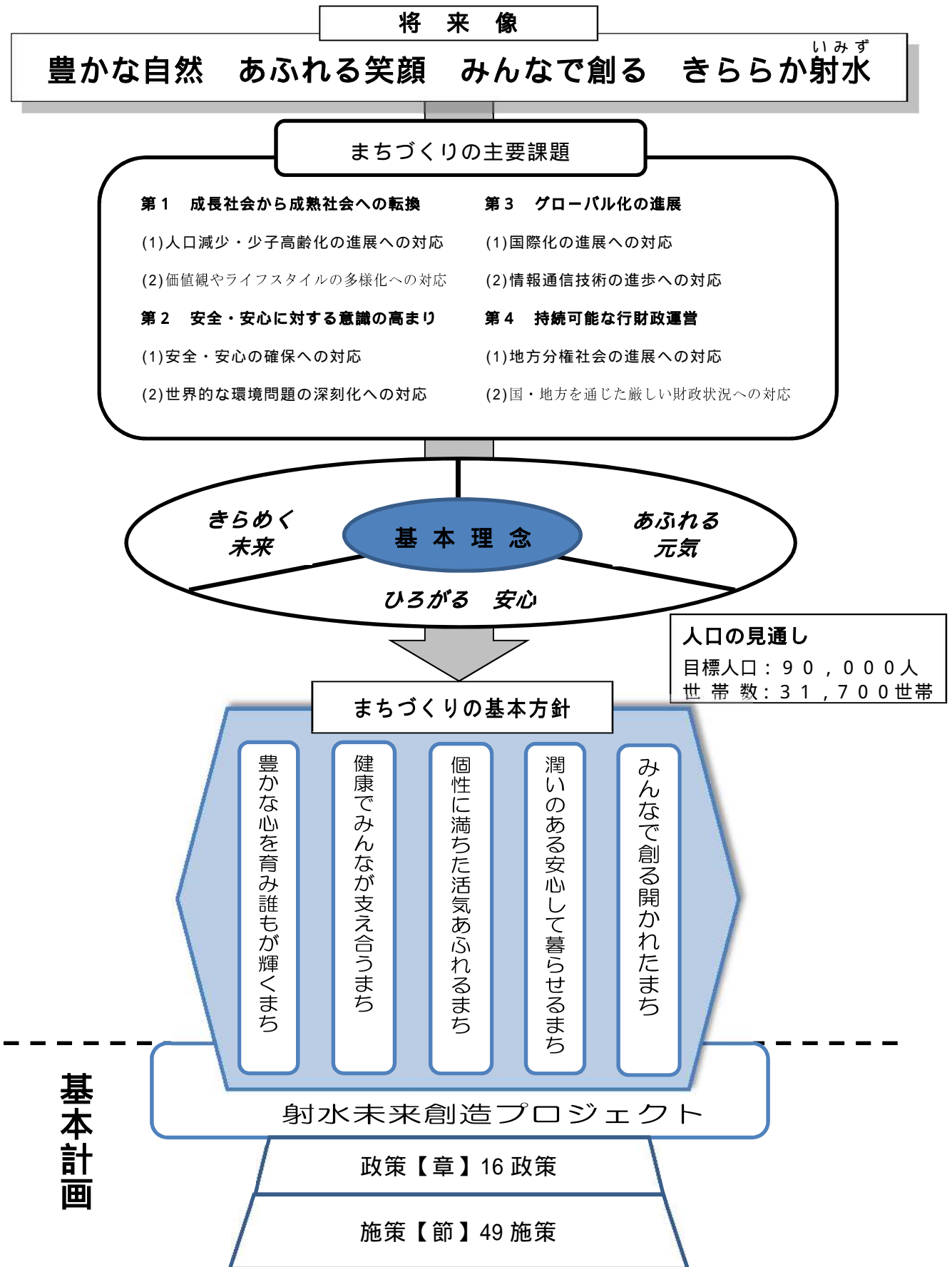
4 丘陵・森林地域

射水丘陵地を中心とする森林地域においては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させ、「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源循環利用林」に区分し、適切な整備や保全管理を進めるとともに、自然に学び、自然に親しむ空間の創出を進めます。

土地利用概念図



第9章 基本構想の構成図



第10章 まちづくりの基本方針

5つのまちづくりの基本方針は、その一つひとつが基本理念である「きらめく未来」、「ひろがる安心」、「あふれる元気」を受け継いでおり、将来へ向けた新しいまちづくりを具体化するための方向を示したものです。

第1 豊かな心を育み誰もが輝くまち

少子高齢社会が進展する中、安心して子どもを産み育てられる環境を整備するとともに、次代を担う子どもたちの確かな学力の定着を図り、心豊かにたくましく子どもが育つよう、家庭や地域、学校が連携しながら、教育環境の整備を図ります。

また、個々の人生がより充実したものとなるよう、生涯学習やスポーツ、芸術・文化に親しむ機会を提供するなど、創造力豊かな心を育み誰もが輝くまちづくりを目指します。

1 元気な子どもを育むまちづくり

家庭を持つことや子育てに喜びを感じ、安心して子どもを産み育てることができるよう、総合的な少子化対策や子育て支援の充実を図ります。

また、将来を担う子どもたちが、確かな学力を身に付け、時代の変化に対応できるよう、社会性や道徳性を育む教育を進めるとともに、安心して学校生活を送るための教育環境の整備を進めます。

さらに、地域の自然や伝統文化に触れながら郷土愛を育むなど、子どもたちの心と体の健やかな成長を家庭、学校及び地域が連携して支える体制づくりを進めます。

2 みんなが学び豊かな心を育むまちづくり

誰もが生涯を通じて学習活動を行い、その成果が地域で生かされるよう、様々な学習機会の提供や指導者等の確保、活動団体や地域間の交流・連携等、生涯学習推進体制の充実を図ります。

また、個々の目的に応じ、芸術・文化やスポーツに親しむことができる機会の提供等、生きがいを感じながら心豊かに過ごすことができる環境づくりを進めます。

3 みんなが思いやりあるまちづくり

人権尊重の理念の下、子ども、高齢者、障がい者、外国人等誰もが互いを尊重する社会づくりを進めます。また、男女が性別にとらわれず一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる環境の整備を図るなど、互い

に認め合い、思いやりのある住みよい社会形成を進めます。

第2 健康でみんなが支え合うまち

高齢者、障がい者、子ども等が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、社会参加への支援を行うとともに、互いが支え合うやさしさあふれるまちづくりを進めます。

また、健康的な生活習慣を身に付けるため、市民の健康づくりを支援し、「健康寿命の延伸」を推進するとともに、市民病院と地域医療が連携し、病気の時でも安心できる医療体制の充実を進めるなど、健康でみんなが支え合うまちを目指します。

1 健康で元気なまちづくり

市民一人ひとりが健康的な生活習慣を身につけるために、ライフステージに応じた健康づくりを支援し、市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう支援体制の整備を進めます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムを構築し、高齢者が尊厳を保ちながら、自分らしい暮らしを続けることができる環境づくりを進めます。

2 やさしさで支え合うまちづくり

高齢者、障がい者、子ども等、すべての人に必要な支援が行き届くよう、市民が主体となって、地域ぐるみで支え合う福祉体制づくりを進めます。

また、障がい者の社会参加を支援し、地域で安心して生活を営むことができる共生社会の実現に向けた取組を進めます。

さらに、誰もが安心して医療や介護を受けられるよう、国民健康保険及び介護保険制度の適正な運営と財政の健全化、後期高齢者医療制度及び国民年金制度の周知を図るとともに、生活保護受給者や生活困窮者に自立を促すための支援体制づくりを進めます。

3 医療体制の整ったまちづくり

市民がいつでも安心して、適切な質の高い医療が受けられるよう、かかりつけ医と市民病院との連携による医療体制の充実を進めます。

また、市民病院については、本市の救急医療、災害医療の拠点としての体制を整備し、特色のある医療の提供、予防医療など魅力のある病院運営と経営健全化を進めます。

第3 個性に満ちた活気あふれるまち

新湊大橋の開通や北陸新幹線の開業など新たな社会資本の効果を最大限に生かし、魅力的な地域資源を活用した観光振興や商工業の活性化、企業誘致を進め、交流人口の増加を図り、まちのにぎわいを創出します。

また、ブランド化、6次産業化を推進するなど農林水産業の振興を図るとともに、あらゆる産業等に携わる人たちが安心して働ける環境づくりに努めるなど、元気で活気あふれるまちを目指します。

1 個性を生かしたまちづくり

「射水市観光・ブランド戦略プラン」を基に、本市の豊かな地域資源の魅力为全国に発信し、射水市の地域イメージの向上と定着を図ります。

また、新湊大橋を中心とする「射水ベイエリア」の魅力を高めるとともに、豊かな歴史と文化が薫るまちなみ等、地域の個性を生かした取組を推進し、多くの観光客でにぎわう活力ある地域づくりを進めます。

さらに、国内外における様々な都市との交流を促進するとともに、本市に居住、あるいは訪れる外国人が安心して過ごせる多文化共生社会づくりを進めます。

2 活気ある商工業が栄えるまちづくり

商工関係団体と連携し、商工業の活性化と経営基盤強化の促進を図るとともに、学術研究機関等との協働により、新たな商品の開発や成長産業の創出を図ります。

また、港湾や高速道路等が整備された立地環境の優位性、さらには新幹線開業も踏まえ、特色ある企業誘致活動を展開することで、地域経済の活性化や雇用創出につながる企業立地の実現を図ります。

3 豊かな資源を生かしたまちづくり

国の農業政策が大きな転換期を迎える中、効率的かつ安定的な農業経営が可能となるよう、農地の集積化や集落営農組織の育成・発展に努めるとともに、農産物のブランド化や6次産業化を進めるなど高付加価値化を推進し、安定した農業の振興を図ります。

射水丘陵（里山）においては、健全な森林を次世代へ引き継げるよう適切な整備と保全管理を進めます。

また、漁港整備を促進するとともに、漁場環境の保全や養殖技術の研究、6次産業化等を推進し、射水市が誇る漁業のさらなる振興を進めます。

さらには、豊かな水産資源の一層のPR活動を展開するとともに、多

様化する消費者ニーズを的確にとらえた新商品の開発支援と販路拡大を図ります。

4 誰もがいきいきと働くまちづくり

企業誘致等により雇用機会の創出を図るとともに、関係機関と連携し、職業紹介・情報提供機能の強化、働く意欲のある方の職業能力の開発を進めることで、就業機会の拡大を進めます。

さらには、勤労者の福利厚生の実を促進することで、誰もがいきいきと働ける職場環境づくりを促進し、企業の活力向上を図ります。

第4 潤いのある安心して暮らせるまち

快適な公共交通の確保や機能的で安全・安心な道路網の整備、空き家対策等を推進し、市民が便利で快適に暮らせる生活基盤の整備を進めます。

また、公共施設耐震化や雨水対策など防災基盤の整備や危機管理体制の強化を図るとともに、交通事故や犯罪が起こりにくいまちづくりを進めます。さらに、市民と行政が一体となって、環境保全や循環型社会の構築に取り組むなど、自然と調和した安心して暮らせるまちを目指します。

1 自然と共に生きるまちづくり

環境保全及び創造に対する市民の理解や意識の高揚を図るための環境教育を推進し、市民、事業者、行政が連携して環境保全を進めます。

また、循環型社会・低炭素社会の構築に向けて、太陽光、風力、バイオマスなど自立分散型の再生可能エネルギーの導入や、ごみの減量化及び再資源化を促進し、環境にやさしいまちづくりを進めます。

2 快適で利便性の高いまちづくり

市街地から自然環境を保全する丘陵部まで、それぞれの地域の特性を十分に生かしながら、有効かつ効果的な土地の活用を図ります。

また、誰もが利用しやすい公共交通網や地域の連携を支える道路網を機能的に整備することにより生活環境の利便性の向上に努めるとともに、北陸新幹線の開業に向けた新高岡駅・富山駅へのアクセス強化を図ります。

3 快適で住みよいまちづくり

良好な宅地形成と日常生活に必要な居住環境の実を促るとともに、今後ますます増加すると思われる空き家対策を講じることにより、既成市街地における活力維持と活性化を図ります。

また、生活道路、公園等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの

導入を進めるとともに、本市の特色である海岸部や市街地を流れる河川等の水辺空間や歴史ある街並み等を生かした個性的で魅力あるまちづくりを進めます。

さらに、上下水道環境を充実するなど、豊かで快適な生活環境の整備を進めます。

4 安心して暮らせるまちづくり

災害を始めとした緊急事態から市民の生命・財産を守るため、緊急時の初動体制の確立と市民の自助共助意識の高揚に取り組むとともに、公共施設等の安全性を強化し、災害に強いまちづくりを進めます。

また、地域ぐるみで交通安全、防犯対策、消費者被害の未然防止に向けた取組を進め、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

さらには、市民が主体となった地域ぐるみ除排雪活動や除排雪機械、消雪施設の整備を推進し、雪に強いまちづくりを進めます。

第5 みんなで創る開かれたまち

住民ニーズが高度化・多様化する中であって、地域にあったまちづくりを実現するため、市民の参画と協働のまちづくりを促進するとともに、地域活動に学生が参画するための仕組みを構築するなど、市民の参画と協働によるまちづくりを進めます。

また、厳しい財政状況にあって、市民ニーズをとらえた各種施策を計画的に実施していくため、より一層の行財政改革を進め、健全かつ市民満足度の高い行政運営を進めるなど、みんなで創る開かれたまちを目指します。

1 市民が主役のまちづくり

市民と行政が情報を共有し相互理解を深めるため、分かりやすく開かれた広報・広聴活動を展開します。

また、地域振興会やNPO・ボランティア団体等による自主的・主体的な活動の活性化やまちづくりを担う人材の育成等を進めるとともに、協働事業の活用を促進するなど、市民が主役となるまちづくりを進めます。

さらには、学生と地域、学生同士の交流を促す取組を進める等、学生が参画するまちづくりを進めます。

2 むだのない開かれたまちづくり

市民一人ひとりの大切な個人情報に厳重に管理する一方、市民にとって必要な情報は積極的に公開し、透明性の高い市政運営を進め、信頼さ

れるサービス、効率的で利便性の高い行政サービスを提供します。

また、厳しい財政状況が続く中、組織機構の見直しや民間活力の導入等、限られた財源・人的資源を有効に活用するほか、一層の行財政改革を行い、持続可能で健全な行財政運営を進めます。

第 1 1 章 構想の実現を目指して

総合計画を着実に推進していくため、本市を取り巻く社会経済状況等を的確に把握し、時代に適応した市政を進めていく必要があります。

第 1 市民等との協働による計画の確実な推進

計画の実施に当たっては、市民が主役のまちづくりを基本とし、市民の市政への自主的・主体的な参画のもと、将来像の実現に向け着実に事業を推進していきます。

また、社会経済情勢や価値観の変化に伴い市民ニーズが多様化・高度化する中で、地域の実情に合ったまちづくりを推進するため、協働意識の一層の醸成を図りながら、協働のまちづくりを促進する必要があります。

このため、積極的な**広報・広聴活動による**情報開示を行い、市民と行政が情報を共有するとともに互いの役割を明確にし、より良いパートナーとして知恵を出し合い、魅力あるまちづくりを実践します。

また、高等教育機関を始めとする各種教育機関、研究機関等との連携を更に推し進め、お互いが協力しながら目標の達成を目指します。

第 2 成果を重視した計画の進行

計画の実効性を確保するため、それぞれの事業の成果を重視した計画の進行管理に努めます。「市民の生活向上にどのような成果があったのか。」「市民の満足度はどうか。」等、市民の目線に立った目標を定め、これらを検証しながら着実に計画を進めていきます。

第 3 健全な行財政運営に裏打ちされた計画の推進

厳しい財政環境において、計画を着実に推進するためには、簡素で効率的な行政運営と健全で持続可能な財政運営を行うことが不可欠です。

このため、国や県等と連携を深めるなど、効果的かつ効率的に各種施策を推進するとともに、安定した財源の確保、行政組織機構の簡素化や事務事業の見直し、公共施設の適正配置など、市民の理解と信頼のもと、一層の行財政改革に取り組み、健全な行財政運営を基本としながら、着実に計画を進めていきます。

基本計画

第 1 章 総 論

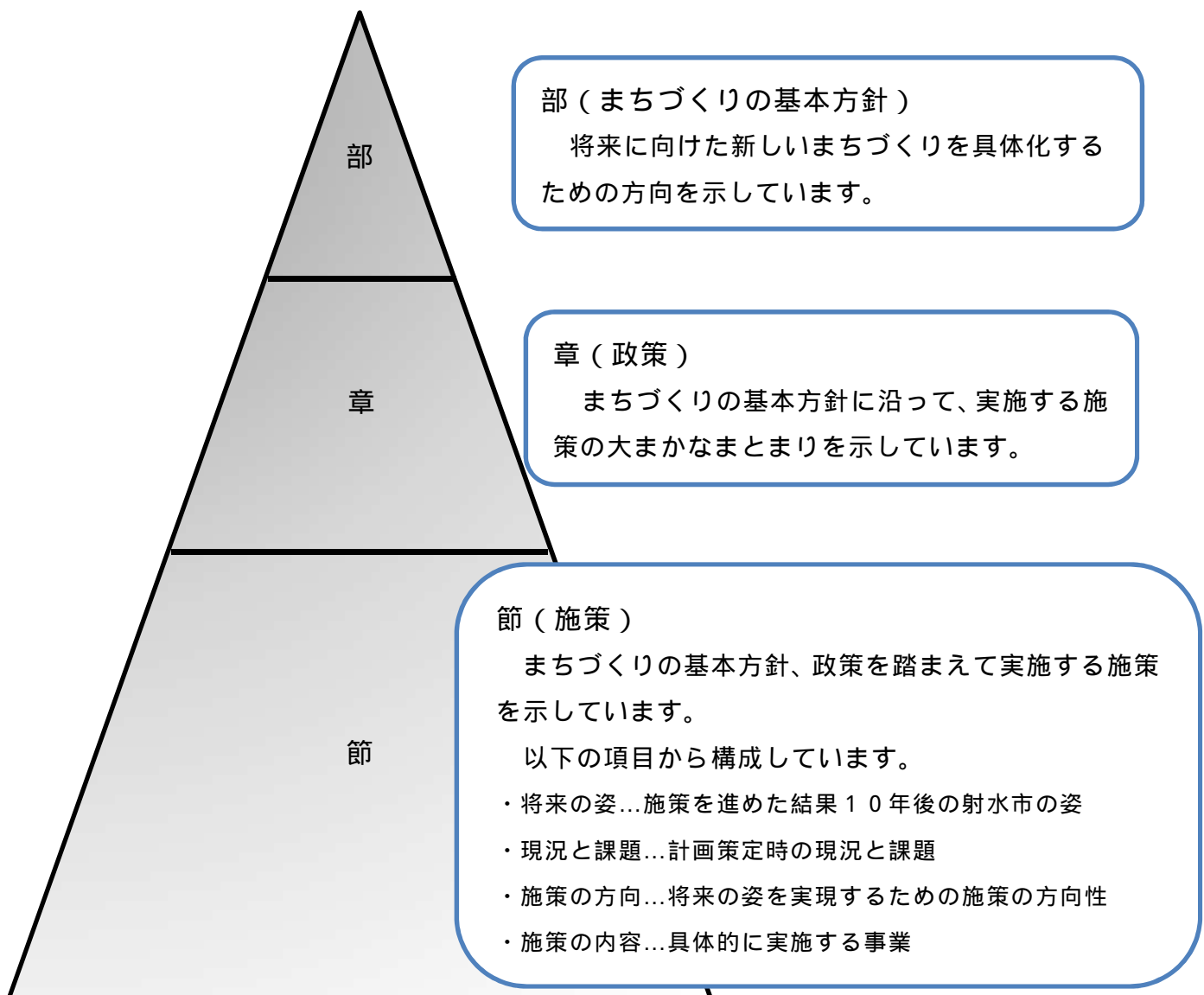
基本計画

第1章 総論

第1 基本計画の構成

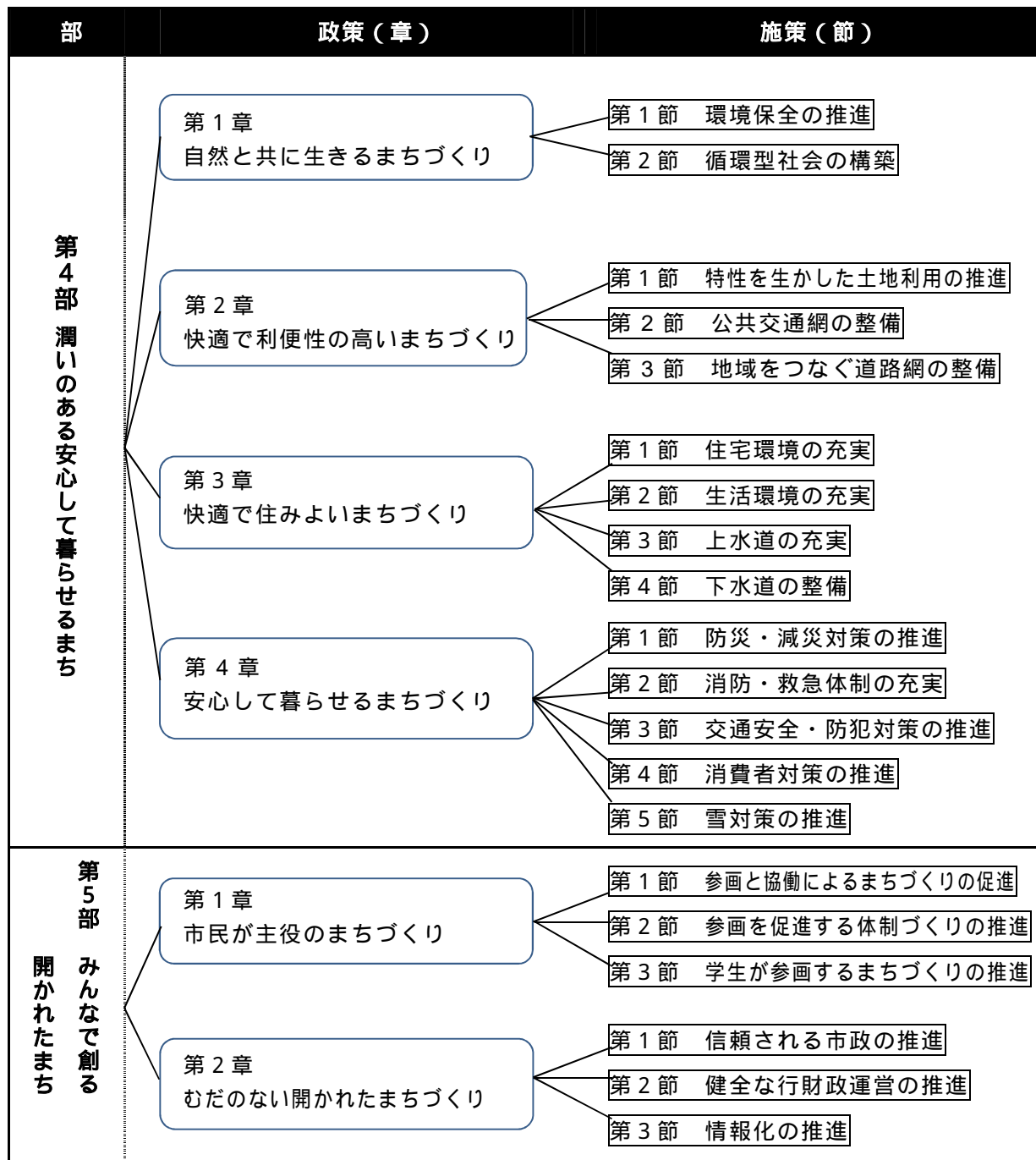
基本計画は、基本構想に示された将来像「豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水」の実現のため設定された「まちづくりの基本方針」と、それに沿って今後10年間に射水市が行う「政策」、「施策」の3つの階層に分け、それぞれ「部」、「章」、「節」として構成しています。

施策の実施に当たっては、「きらめく 未来」、「ひろがる 安心」、「あふれる 元気」の3つの基本理念を踏まえ展開していきます。



第2 基本計画の体系

部	政策（章）	施策（節）
第1部 豊かな心を育み誰もが輝くまち	第1章 元気な子どもを育むまちづくり	第1節 子ども・子育て支援の推進
		第2節 学校教育の充実
		第3節 教育施設の充実
		第4節 家庭教育・地域における教育の充実
	第2章 みんなが学び豊かな心を育むまちづくり	第1節 生涯学習活動の推進
		第2節 芸術・文化の継承と創造
		第3節 スポーツ・レクリエーションの推進
	第3章 みんなが思いやりあるまちづくり	第1節 男女共同参画の推進
		第2節 人権尊重社会の推進
第2部 健康でみんなが支え合うまち	第1章 健康で元気なまちづくり	第1節 健康づくりの推進
		第2節 高齢社会対策の推進
	第2章 やさしさで支え合うまちづくり	第1節 地域福祉の推進
		第2節 障がい者福祉の充実
		第3節 社会保障の充実
	第3章 医療体制の整ったまちづくり	第1節 医療体制の充実
		第2節 市民病院における質の高い医療の提供
		第3節 発展性のある市民病院の運営
	第3部 個性に満ちた活気あふれるまち	第1章 個性を生かしたまちづくり
第2節 観光の振興		
第3節 港湾機能の整備促進とみなとまちづくり		
第4節 国内外交流の推進		
第2章 活気ある商工業が栄えるまちづくり		第1節 新産業の育成
		第2節 企業誘致の推進
		第3節 商工業の振興
第3章 豊かな資源を生かしたまちづくり		第1節 農業の振興
		第2節 森林・林業の振興
		第3節 水産業・水産加工業の振興
第4章 誰もがいきいきと働くまちづくり		第1節 雇用対策の充実
		第2節 職場環境の向上

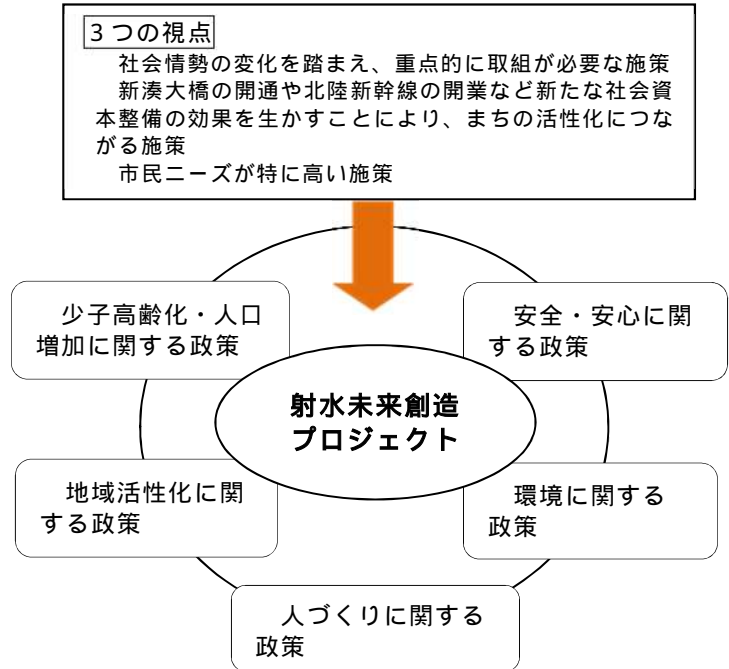


重点プロジェクト（イメージ図）

まちづくりの5つの基本方針に沿った基本計画の分野別計画に示す施策・事業のうち、3つの視点により、特に重点的・集中的に取り組む施策・事業を重点プロジェクト「射水未来創造プロジェクト」と位置付けます。

「射水未来創造プロジェクト」では、政策の体系を超えて、施策・事業を横断的・戦略的に展開することにより、総体として計画の実効性を高めるとともに、市民一人ひとりが、射水市に愛着と誇りを持ち、「住みたい、住み続けたい」と感じられる魅力のあるまちづくりに取り組みます。

「射水未来創造プロジェクト」は、5つの政策分野で構成します。



1 少子高齢化・人口増加に関する政策

- (1) 安心して子育てができる環境の整備
 - ・総合的な少子化対策の推進
 - ・子ども・子育て支援の推進
 - ・子育てに係る経済的支援の充実
- (2) 健やかな子どもが育つ教育環境の充実
 - ・確かな学力の定着
 - ・心身ともに健やかな子どもの育成
 - ・学校施設の整備推進
- (3) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備
 - ・高齢者への自立支援
 - ・介護サービスの充実
- (4) 定住・半定住対策の促進
 - ・総合的な少子化対策の推進（男女の健全な出会いの場の創出支援）
 - ・地域間交流の促進
 - ・既成市街地への居住の促進と空き家対策
 - ・土地区画整理等の促進

3 地域活性化に関する政策

- (1) 雇用の創出
 - ・企業誘致の推進
 - ・雇用環境の変化への対応
- (2) 産業の振興
 - ・射水ブランドの育成と確立
 - ・港湾機能の充実
 - ・学術研究機関や金融機関等との連携
 - ・商工業活性化と経営基盤の強化
 - ・活力ある農業の推進
 - ・漁業支援策の充実
- (3) 観光の振興
 - ・観光資源の活用・充実
 - ・観光振興体制の充実
 - ・みなとまちづくり方策の推進
 - ・快適な交通環境の整備（鉄道関連施設の整備等）
 - ・広域交流を活発化する公共交通機関の充実

5 人づくりに関する政策

- (1) 地域づくりを担う人材育成の推進
 - ・市民との協働のまちづくりの促進
 - ・学生の地域活動への参画
- (2) 豊かな心を育む環境の充実
 - ・学校における郷土愛を育む教育の推進
 - ・生涯学習推進体制の充実
 - ・芸術文化活動の推進
 - ・スポーツ・レクリエーション活動の推進
- (3) 思いやりのある心の醸成
 - ・人権尊重社会のための活動の推進
 - ・子どもの権利尊重社会の推進
 - ・地域福祉支援体制の拡充
 - ・観光案内の充実及びおもてなしの心の醸成（おもてなしの心の醸成）

2 安全・安心に関する政策

- (1) 災害に強い都市基盤の整備
 - ・学校施設の整備推進（防災関連）
 - ・機能的で安全・安心な道づくり
 - ・上水道施設における耐震化整備の推進
 - ・雨水対策の推進
 - ・防災基盤の整備
- (2) 地域の防災体制の整備
 - ・学校における安全教育の推進
 - ・災害医療体制の構築
 - ・市民病院における災害対応体制の充実
 - ・災害等の発生時における組織体制の強化と迅速な対応の強化
 - ・消防力の維持・強化

4 環境に関する政策

- (1) 環境保全の推進
 - ・学校における郷土愛を育む教育の推進（環境教育の推進）
 - ・学校施設の整備推進（環境にやさしい施設整備）
 - ・海岸の整備と活用の推進（海岸の愛護思想の普及啓発）
 - ・漁業支援策の充実（漁場環境の保全）
 - ・環境保全及び創造に向けた取組の推進
 - ・自然保護対策の推進
 - ・緑豊かな環境と公園整備の推進
- (2) 循環型社会の構築
 - ・地球温暖化防止対策の推進
 - ・再資源化の推進
 - ・ごみ減量化の推進

第3 重点プロジェクト

1 重点プロジェクトの考え方

まちづくりの5つの基本方針に沿った基本計画の分野別計画に示す施策・事業のうち、次の3つの視点により、重点的・集中的に取り組む施策・事業を重点プロジェクト「射水未来創造プロジェクト」と位置付けます。

「射水未来創造プロジェクト」では、政策の体系を超えて、施策・事業を横断的・戦略的に展開することにより、総体として計画の実効性を高めるとともに、市民一人ひとりが、射水市に愛着と誇りを持ち、「住みたい、住み続けたい」と感じられる魅力のあるまちづくりに取り組みます。

これにより基本構想に掲げた目指す将来像「豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水」の実現を目指します。

なお、社会情勢等の変化により、新たに重点的・集中的に取り組む必要がある課題が発生した時は、見直すこととします。

3つの視点

社会情勢の変化を踏まえ、重点的に取組が必要な施策

新湊大橋の開通や北陸新幹線の開業（平成27年春）など新たな社会資本整備の効果を生かすことにより、まちの活性化につながる施策

市民ニーズが特に高い施策

2 「射水未来創造プロジェクト」の構成

「射水未来創造プロジェクト」は、次の5つの政策分野で構成します。

(1) 少子高齢化・人口増加に関する政策

子どもを生き育てやすい環境の整備や高齢者が地域で安心して生活ができる環境を整備するとともに、交流人口の増加を図る施策を展開するなど、みんなが住みたい、住み続けたいと感じられるまちづくりを進めます。

主要事業	主な内容
安心して子育てができる環境の整備	
総合的な少子化対策の推進	・少子化対策の推進 ・少子化対策・子育て支援に対する情報提供の充実
子ども・子育て支援の推進	・保育園・幼稚園・認定こども園運営の推進・促進 ・地域の子育て支援事業の充実
子育てに係る経済的支援の充実	・医療費助成制度の充実 ・保育料等の負担の軽減

健やかな子どもが育つ教育環境の充実	
確かな学力の定着	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎学力の定着 ・問題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成
心身ともに健やかな子どもの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・たくましい子どもの育成 ・問題行動等の対応
学校施設の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設・設備の計画的な整備・充実
高齢者が安心して暮らせる環境の整備	
高齢者への自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・元気な高齢者への活動支援 ・社会参加の促進と生きがいづくり ・介護予防活動の推進
介護サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅支援の充実 ・介護サービス基盤の充実
定住・半定住対策の促進	
総合的な少子化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化対策に関する施策の総合的な推進（男女の健全な出会いの場の創出支援）
地域間交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・移住・二地域居住の推進 ・都市農村漁村交流の促進
既成市街地への居住の促進と空き家対策	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家対策に関する各種助成制度の創設 ・高齢者や若者、子育て世代等の定住に向けた施策の推進
土地区画整理等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業の促進 ・指定宅地取得の支援等

(2) 安全・安心に関する政策

市民の暮らしや尊い生命、財産を守るため、避難所となる公共施設の耐震化や近年、多発するゲリラ豪雨などの雨水対策を推進するとともに、地域の防災体制を強化するなど安全で安心なまちづくりを進めます。

主要事業	主な内容
災害に強い都市基盤の整備	
学校施設の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の耐震性の確保と防災機能の充実
機能的で安全・安心な道づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い道づくり（災害時においても通行できる道路交通の確保、道の駅の防災拠点としての機能充実）

上水道施設における耐震化整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・主要施設耐震化の推進 ・災害・危機管理対策の充実
雨水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水状況に応じた効果的な対策の推進
防災基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・防災都市づくりの推進（防災行政無線の整備、公共施設の耐震性の向上、住環境の改善や良質な住宅の供給、海岸・河川整備と浸水対策の推進等）
地域の防災体制の整備	
学校における安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・防災教育の充実 ・安全な教育環境の整備
災害医療体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・市民病院、市内医療機関及び災害拠点病院との連携強化
市民病院における災害対応体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応体制の充実（施設の耐震化整備、災害に備えた医薬品等の備蓄等）
災害等の発生時における組織体制の強化と迅速な対応の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・活動体制の整備の推進 ・市民意識の高揚
消防力の維持・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・消防施設・資機材の整備 ・消防団の維持活性化

(3) 地域活性化に関する政策

新湊大橋の開通や北陸新幹線の開業などの効果を最大限に生かし、企業の誘致や産業の活性化を図るとともに、魅力的な観光資源を発掘・活用し、交流人口の増加を図るなど活力あるまちづくりを進めます。

主要事業	主な内容
雇用の創出	
企業誘致の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・既存工業団地の整備 ・新たな工業団地の検討 ・企業誘致活動の推進
雇用環境の変化への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用動向の的確な把握と職業紹介・情報提供機能の強化 ・女性、高齢者、障がい者等の雇用の促進
産業の振興	
射水ブランドの育成と確立	<ul style="list-style-type: none"> ・特産品のブランド化 ・射水ブランド商品の育成 ・射水市の地域イメージの定着、向上

港湾機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾の利用促進 ・港湾のにぎわいの創出
学術研究機関や金融機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・学術研究機関と企業との交流・連携の促進 ・産学官金連携による共同研究の推進
商工業活性化と経営基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・新規出店や特色ある商店の創出への支援 ・後継者育成に対する支援 ・企業の新規事業の創出や販路拡大への支援
活力ある農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自立できる農業の推進（ブランド力向上促進、6次産業化の推進等） ・担い手の育成・確保 ・地域資源を利用した産業の創出（地域バイオマスの利活用）
漁業支援策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・つくり育てる漁業の充実（6次産業化への支援等） ・漁場環境の保全
観光の振興	
観光資源の活用・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・射水ベイエリアの活用 ・歴史や伝統文化の活用 ・滞在型観光の促進
観光振興体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・観光情報発信の強化 ・観光インフラの整備
みなとまちづくり方策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・景観を重視した海王町、海竜町の新たなまちづくりとにぎわいの創出 ・東西埋立地と新湊地区市街地との連携
快適な交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の利用促進（鉄道関連施設の整備及び駅機能の強化、交通ターミナル整備の検討、共通利用できるICカード導入の検討等）
広域交流を活発化する公共交通機関の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・広域観光の推進及び観光スポットへのアクセス向上 ・北陸新幹線の早期整備に向けた事業の推進

(4) 環境に関する政策

本市にある豊かな自然を次世代に継承するため、市民、事業者、行政等の連携のもと自然環境の保全を図るとともに、循環型社会の構築に努め、環境にやさしいまちづくりを進めます。

主要事業	主な内容
環境保全の推進	
学校における郷土愛を育む教育の推進	・環境教育の推進
学校施設の整備推進	・環境にやさしい学校施設の整備（エコスクール整備の推進）
海岸の整備と活用の推進	・海岸の愛護思想の普及啓発（地域ぐるみの清掃活動等、美化運動の促進等）
漁業支援策の充実	・漁場環境の保全
環境保全及び創造に向けた取組の推進	・環境基本計画の推進 ・環境保全意識の高揚、啓発 ・地域の環境美化活動の推進
自然保護対策の推進	・自然環境保全の推進（生物多様性の確保、水辺、里山等の自然の保全・整備等）
緑豊かな環境と公園整備の推進	・公園・緑地の整備と緑化の推進
循環型社会の構築	
地球温暖化防止対策の推進	・地球温暖化防止意識の啓発 ・再生可能エネルギーの導入・促進
再資源化の推進	・リサイクルの推進 ・家電リサイクルの推進
ごみ減量化の推進	・ごみの発生・排出を抑制する社会システムへの転換 ・廃棄物等の適正処理と施設整備の推進

(5) 人づくりに関する政策

「人づくり」は、まちづくりの原点であるとの考えのもと、地域づくりをリードする人材の育成や豊かな心を育む環境の充実を図るなど人が育ち、人が輝くまちづくりを進めます。

主要事業	主な内容
地域づくりを担う人材育成の推進	
市民との協働のまちづくりの促進	・参画・協働の基盤づくり（地域づくりを担う人材の育成等）
学生の地域活動への参画	・学生による協働のまちづくりの推進（まちづくりコンペの実施、学生提案型市民協働事業の推進）

豊かな心を育む環境の充実	
学校における郷土愛を育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域素材・施設・人材を生かしたふるさと学習の充実（地域に根ざした総合的な学習の推進等） ・ 郷土の伝統的芸能・芸術への理解
生涯学習推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の学習を充実させる人材の育成（指導ボランティア等の確保、地域人材の発掘・確保等）
芸術文化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術文化活動の指導者や芸術家の育成・活用と活動の場の提供 ・ 芸術文化団体の育成、支援及び活性化
スポーツ・レクリエーション活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の舞台で活躍できる選手の育成と強化 ・ スポーツを支える人材の育成と活用
思いやりのある心の醸成	
人権尊重社会のための活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権尊重の普及啓発（学校教育や社会教育における人権教育の充実等）
子どもの権利尊重社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの権利に関する啓発活動の推進（学校、幼稚園、保育園や家庭における子どもの権利についての学習機会の充実等）
地域福祉支援体制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉支援体制の充実（ボランティアなど社会貢献活動の促進等） ・ 福祉に対する意識の向上（助け合い、支え合い意識の向上等）
観光案内の充実及びおもてなしの心の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・ おもてなしの心の醸成（おもてなしの心の向上研修会等の開催等）

第 2 章 各 論

第1部 豊かな心を育み誰もが輝くまち
 第1章 元気な子どもを育むまちづくり
 第1節 子ども・子育て支援の推進

【将来の姿】

家庭を持つことに夢や喜びを感じ、安心して子どもを生育てられる環境が整い、次代を担う子どもたちが、心豊かで健やかに成長しています。

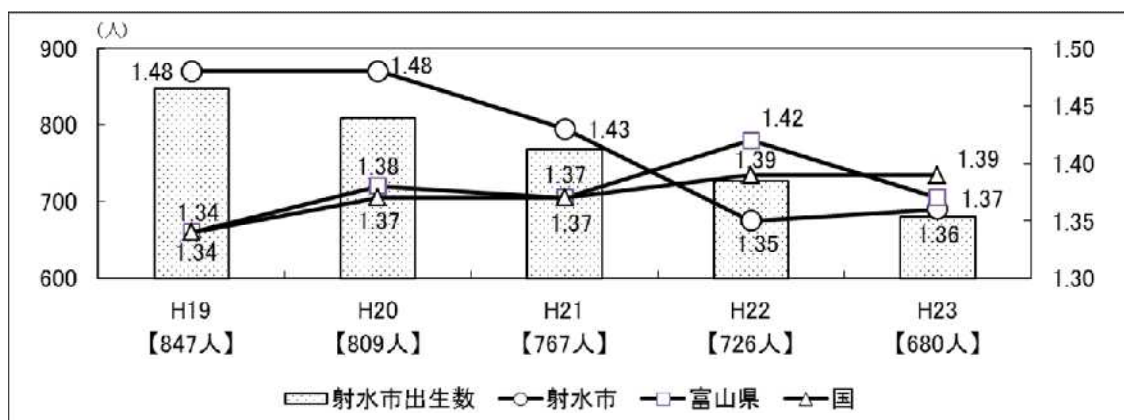
【現況と課題】

少子化の進展により、将来の労働力人口の減少や経済成長、現行の社会保障制度の維持への影響が懸念されています。

本市では、核家族化や共働き世帯の割合が高い状況にあります。また、発達障害¹の疑いのある子どもや、メンタル面の問題や育児不安を抱える保護者が増えています。さらには、ひとり親家庭は依然として経済的な不安を抱えています。

このような状況の中、安心して子どもを生育てることができるよう、「子育てと仕事の両立支援の強化」、「発達障害の疑いのある子どもへの専門的な支援」、「産後ケア体制の充実」、「ひとり親家庭への各種支援施策の充実」など、市民ニーズを踏まえた効果的な子育て支援施策をさらに強化するとともに、社会全体で「子どもの最善の利益²」が実現される仕組みを構築していく必要があります。

市・県・国の合計特殊出生率の推移



(資料：健康推進課)

¹ 発達障害：病気ではなく、脳の働きになんらかの特異性があると考えられている。特に、コミュニケーション能力や対人関係をつくるのが苦手なことで誤解されることもあり、友達関係に問題が生じたり、困ったりすることが多い。

² 子どもの最善の利益：発達段階の途中にある子どもは意思決定が難しい場合があることから、子どもの権利条約第3条では、子どもに関する措置や決定を行うときは子どもの最善の利益を考慮するものとしている。

訪問指導実施数の推移

	母子保健		
	妊産婦訪問	新生児訪問	乳幼児訪問
H20	379	394	36
H21	381	387	34
H22	364	393	27
H23	360	377	37
H24	404	431	67

(資料：健康推進課)

発達障害の疑いを含む要観察児等の推移

	人数	率
H20	96	11.5
H21	127	15.2
H22	131	15.5
H23	117	13.7
H24	128	15.4

(資料：健康推進課 3歳6か月児健診結果より)

【目指す方向】

市民、事業者、行政等が連携し、子育てをしている家庭を社会全体で支える仕組みづくりを始めとした、安心して子どもを生み育てやすい環境の整備を図るとともに、子どもの保護者、子ども・子育て支援に携わる人の意見を反映した各種子育て支援施策の実施を目指します。

【施策の内容】

第1 総合的な少子化対策の推進

子どもを安心して生み育てる社会を構築するため、若者の雇用、仕事と家庭の両立支援、健康の確保、教育環境の整備、居住環境の確保等総合的な少子化対策を推進します。

1 少子化対策の推進

(1) 市民、事業者、行政等が連携した総合的な組織体制の強化

(2) 少子化対策に関する施策の総合的な推進

ア 安心して子育てのできる家庭づくりへの支援

イ 仕事と子育ての両立支援

ウ 子どもの健やかな成長と若者の自立への支援

エ 男女の健全な出会いの場の創出支援

2 少子化対策・子育て支援に対する情報提供の充実

3 少子化対策・子育て支援に対するニーズの把握の推進

第2 子ども・子育て支援の推進

地域のニーズ及び実態を踏まえ、保育園・幼稚園・認定こども園³での保育、教育を進めるとともに、地域の子ども・子育て支援事業の充実を推進します。

1 保育園・幼稚園・認定こども園運営の推進・促進

(1) 保育の質の確保・向上

(2) 安全な施設整備の充実

(3) 認定こども園の普及

(4) 地域のニーズに応じた施設定員の確保

³ 認定こども園：就学前の子どもに教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設として、都道府県の認定を受けた施設

2 人間形成の基礎を培う幼児教育の充実

- (1) 家庭、地域との連携
- (2) 遊びを通した生きる力の育成
- (3) 絵本を活用した心の豊かさの育成

3 地域の子育て支援事業の充実

- (1) 子ども・子育て総合支援施設の整備
- (2) 子育て支援センター機能の充実
- (3) 子育て地域ネットワークの構築
 - ア 子育てサークルのネットワーク化の推進
 - イ 子育て支援ボランティアの育成・支援
- (4) 子育て・育児相談体制の充実
 - ア 子育て関連施設の連携による育児相談の充実
 - イ 関係機関による相談体制の充実
- (5) 子どもの安全な居場所の確保
 - ア 安全な公共施設の整備
 - イ 放課後児童クラブの推進
 - ウ 児童館及び児童室の運営
- (6) 子育ての様々なニーズに応じた支援の充実
 - ア ファミリーサポートセンター⁴の充実
 - イ 一時預かりサービスの充実
 - ウ 延長保育の充実
 - エ 病児・病後児保育の充実

第3 子どもに関する専門的な支援の充実

特別な支援が必要な子ども等が円滑に教育・保育等を利用できるよう環境を整備します。

- 1 児童虐待防止対策の充実
 - (1) 射水市要保護児童対策協議会等ネットワークの充実及び連携の強化
 - (2) 児童虐待防止のための啓発活動の推進
- 2 ひとり親家庭等への総合的な自立支援の推進
 - (1) 関係機関との連携による総合的な相談体制の充実
 - (2) 就業支援施策の推進
 - (3) 経済的支援の推進

第4 母と子の健康づくりの推進

妊娠・出産期からの切れ目のない支援の充実に努めを図り、母と子の健康づくりを推進しま

⁴ ファミリーサポートセンター：仕事と育児の両立支援と家庭での育児支援を目的に、子育ての手助けを必要とする依頼者（依頼会員）と、子育ての手助けを希望する援助者（協力会員）で構成される会員組織

す。

- 1 親になることへの自覚と母の健康づくり
 - (1) 妊娠届出時や相談を通じた母性意識の高揚
 - (2) 妊産婦の健康診査と事後指導の充実
 - (3) 妊娠、出産、育児に関する教育・相談の場の提供
 - (4) 父親の育児参加を進めるための体験型教室の充実
 - (5) 思春期における乳幼児とのふれあい体験の推進
- 2 乳幼児の健康と子育て支援の充実
 - (1) 疾病や発達の遅れを早期発見・早期支援できる体制づくり
 - ア 乳幼児健康診査等内容の充実
 - イ 健康診査事後フォロー体制の充実と関係機関との連携
 - ウ 未熟児等ハイリスク児への訪問等による早期支援
 - エ 発達障害の疑いのある子どもへの専門的支援体制の充実
 - (2) 育児相談・育児教室による子育て支援の強化
 - ア 母乳相談・離乳食実習等内容の充実
 - イ 子育ての仲間づくりの場の提供
 - ウ 母のストレス、心の健康問題への早期支援
 - (3) 「こころ」と「ことば」を育む支援
 - ア 絵本を通じた読み聞かせの推進
 - (4) 外国語版健康診査案内等による外国人への育児支援
 - (5) 母子保健推進員活動による地域での子育て支援
 - ア 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進

第5 経済的支援の充実

安心して子どもを健やかに育てることができるよう子育てにかかる経済的負担の軽減を推進します。

- 1 医療費助成制度の充実
 - (1) 子ども医療費助成制度の充実
 - (2) 妊産婦医療費助成制度の充実
- 2 不妊治療助成制度の充実
 - (1) 不妊治療に係る経費の助成
- 3 子育てに係る手当制度の充実
 - (1) 児童手当制度の円滑な運用
- 4 保育料等の負担の軽減

第1部 豊かな心を育み誰もが輝くまち

第1章 元気な子どもを育むまちづくり

第2節 学校教育の充実

【将来の姿】

子どもたちが、夢や希望を持ちながら、楽しく充実した毎日を送れるよう、基礎学力の向上と個性を尊重した創造性豊かな教育が行われ、一人ひとりの自尊感情を高め、健やかな心と体を育みながら生きる力を身につけています。

【現況と課題】

急速に変化する社会情勢の中で、子どもたちの基礎学力や学習意欲、体力の低下が懸念されています。また、地域社会とのつながりの希薄化による社会への適応・判断能力の低下、いじめや問題行動等も大きな問題となっています。

このような状況の中、社会を生き抜く力を育てるため、自分や他人を大切にすることや一人ひとりの子どもに寄り添った教育を充実させることが、ますます重要になっています。また、家庭、地域、学校が連携して子どもたちの健やかな育ちや魅力ある学校づくりに取り組む必要があります。

また、国や県が示す教育振興基本計画⁵に基づき、本市でも実情に応じた教育振興基本計画を策定し、施策に取り組む必要があります。

いじめ・問題行動等の件数

いじめ認知件数の推移

項 目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
小学校	35 件	52 件	37 件
中学校	35 件	46 件	29 件
合 計	70 件	98 件	66 件

不登校件数の推移

項 目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
小学校	14 件	22 件	28 件
中学校	68 件	54 件	54 件
合 計	82 件	76 件	82 件

⁵ 教育振興基本計画：教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講じるべき施策等についての基本的な計画

暴力行為の発生件数の推移

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
小学校	3 件	4 件	5 件
中学校	15 件	29 件	9 件
合計	18 件	33 件	14 件

(資料：文部科学省「児童生徒による問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

子どもの体格・体力等の現状

身長・基礎的運動能力の比較

区分	男子		女子	
	親の世代	今の子どもたち	親の世代	今の子どもたち
身長 (cm)	142.8	145.0 (2.2)	145.0	146.7 (1.7)
50m走 (秒)	8.8	8.9 (0.1)	9.0	9.2 (0.2)
ソフトボール投げ (m)	34.8	29.7 (5.1)	20.8	17.5 (3.3)

親の世代は昭和 56 年度の 11 歳、今の子どもたちは平成 23 年度の 11 歳

週 3 日以上、運動やスポーツを実施する子どもの割合の比較

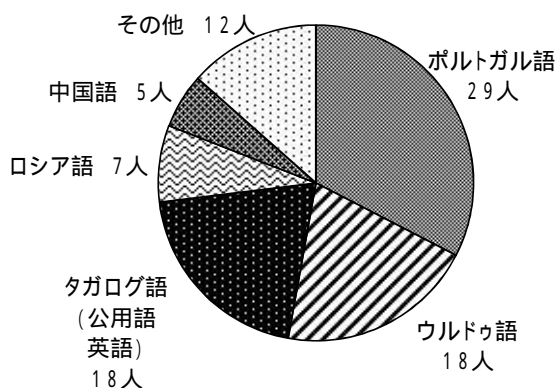
男子		女子	
親の世代	今の子どもたち	親の世代	今の子どもたち
63.2	62.6 (0.6)	56.1	37.1 (19.0)

親の世代は昭和 56 年度の 11 歳、今の子どもたちは平成 23 年度の 11 歳

(資料：文部科学省「平成 23 年度体力・運動能力調査」)

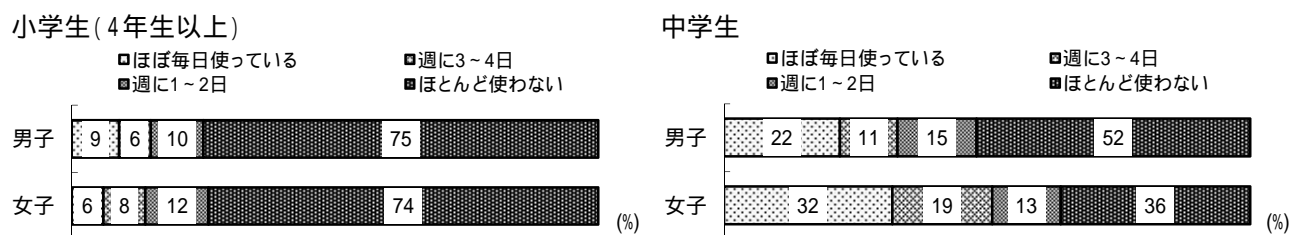
日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況 (平成 25 年 5 月 1 日現在、小・中学校計 89 人)

母国語別



(資料：学校教育課)

パソコンやゲーム機等でメールやチャット、掲示板を使ったことがある児童・生徒の割合



(資料：平成23年2月 射水市PTA連絡協議会「パソコン・携帯電話に関するアンケート調査結果報告書」)

【目指す方向】

子どもたちの基礎学力の定着と自ら学ぶ意欲を高め、幼児期から自然環境や郷土の歴史・文化・芸術に触れる体験学習の機会を充実するとともに、心の悩みには早期に対応できる相談体制の充実を図ります。さらに、社会性・道徳性を身につけるとともに、スポーツに親しむ機会の拡充に努めを~~図り~~、健全な体と心を育む教育を推進します。

また、障害のある子どもや教育的支援が必要な子どもに対応したきめ細かな教育と、子どもたちの成長に合わせた継続的な教育の~~推進に努めます。~~を推進します。

【施策の内容】

第1 確かな学力の定着

基礎的・基本的な知識・技能の習得や探求的な学習を推進して、確かな学力の定着を図ります。

1 基礎学力の定着

(1) 基礎学力の把握

ア 全国学力状況調査の分析

イ 小学校単元確認問題・チャレンジテスト、中学校単元確認問題・チャレンジテストへの取組

(2) 基礎的・基本的な知識・技能の定着

(3) 学ぶ意欲を高める学習の充実

(4) 家庭との連携による望ましい学習習慣の確立

(5) チームティーチング⁶指導員の継続配置

2 問題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成

(1) 活用する力の把握

ア 全国学力学習状況調査「主として『活用』に関する問題」の結果分析・考察

イ 小中教研学力調査の結果分析・考察

⁶ チームティーチング：複数の教員が協力して行う授業方式の一つ

- (2) 「学び合い」と「体験」を重視した指導
 - ア 言語活動の充実（話し合い活動、目的を明確にした書く活動）
 - イ 日常生活に生かすような学習課題の工夫
- (3) 活用する力の向上
 - ア 活用力向上への取組（学力診断Bチャレンジ）
- (4) 個に応じた学習の充実
- 3 少人数指導の推進による個に応じた指導の充実
 - (1) 35人を超える学級でのきめ細かな学習指導
 - (2) 少人数での課題別・習熟度別学習の推進
- 4 総合的な学習の時間の充実
 - (1) 自ら課題をもって主体的に問題解決に取り組む探求的な学習の推進
- 5 学校図書館、読書活動の充実
 - (1) 学校図書館図書標準の達成と情報基地としての学校図書館機能の充実
 - (2) 公立図書館との連携
 - (3) 読書習慣の習得
 - ア 一斉読書活動の推進
 - イ 読み聞かせ等、読書への興味付けの推進
 - (4) 司書教諭⁷及び学校図書館職員の資質向上
- 6 外国人児童・生徒に対する教育支援体制の整備
 - (1) 母国語を理解する指導員の配置

第2 心身ともに健やかな子どもの育成

時代の変化に対応できるたくましい子どもを育成します。

- 1 たくましい子どもの育成
 - (1) よりよい人間関係の構築
 - ア 自然体験・生活体験、ボランティア活動の推進
 - イ 集団遊び、学年間・学校間交流の推進
 - ウ 人間関係構築のためのコミュニケーション能力の育成
 - (2) 一人ひとりの人格形成への支援
 - ア 個々の子どもの実態に応じた生徒指導、生活指導の充実
 - (3) 小1プロブレム⁸、中1ギャップ⁹への対応
 - ア 保育園、幼稚園、認定こども園からの円滑な接続

⁷ 司書教諭：学校図書館の活用や読書指導などの専門的職務にあたる教員

⁸ 小1プロブレム：小学校に入学したばかりの1年生が、学校生活になじめず、集団行動をとれない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態になり、学習や学級運営等に支障がある状況が続くこと。

⁹ 中1ギャップ：中学校への入学後に、中学1年生が学習や生活の変化になじめず、不登校となったり、いじめ等が増加したりする現象

- イ 小学校と中学校の連携
- 2 子どもの体力向上のための取組の推進
 - (1) 運動・スポーツ習慣の定着
 - ア 運動好きな子どもの育成と体力向上の取組の推進
 - (2) 児童・生徒の体力の実態把握
 - (3) 心身の健康に対する意識の高揚
- 3 問題行動等の対応
 - (1) いじめの未然防止
 - ア 子どもが安心して生活できる心の居場所となる学級づくり
 - イ いじめを見逃さない校内体制の充実
 - ウ スクールカウンセラー¹⁰やスクールソーシャルワーカー¹¹等の専門家との連携
 - エ 定期的なアンケート調査による実態把握
 - オ 家庭、地域、学校の連携強化
 - (2) 不登校児童生徒への対応
 - ア スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携
 - イ 適応指導教室¹²の充実
 - (3) 問題行動等への対応
 - ア スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携
 - イ 警察や児童相談所等関係機関との連携
 - (4) 相談体制の充実
 - ア スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置
 - イ 子どもの成育に関する相談窓口の充実
- 4 道徳教育の推進
 - (1) 教育活動全体を通じた道徳教育の推進
 - (2) 自然や社会の中で「いのち」とふれあう学習の充実
 - (3) 家庭・地域と連携した規範意識の育成
 - (4) いのちの大切さや思いやりの心を育む教育の推進
- 5 部活動の充実
 - (1) 学校間の連携による複数校合同の部活動の推進
 - (2) 市内中学校の部活動交流の実施

¹⁰ スクールカウンセラー：いじめや不登校、様々な悩みの相談に応じ、助言をするなどの心のケアを行うため、学校に配置される臨床心理に関する専門的な知識・経験を持つ人（臨床心理士等）

¹¹ スクールソーシャルワーカー：カウンセラーが相談者の心のケアを中心に行うのに対し、家庭環境や友人関係等の面から問題を分析し、家庭や行政、福祉関係施設などの外部機関と連携しながら解決につなげる活動を行う専門家

¹² 適応指導教室：不登校児童・生徒の集団生活への適応等のための相談・指導を行い、本人の社会的自立を支援する教室

(3) 地域の人材活用による中学校部活動の推進

6 学校における食育の推進

(1) 食習慣の指導の推進

ア 学校栄養教諭等による食習慣の指導の推進

イ 食品の安全性に対する学習の推進

(2) 学校給食の充実

ア 安全な給食の提供

イ 学校給食での地場産物の活用

ウ 食文化の学習の推進

エ 食物アレルギーへの対応

第3 特別支援教育の充実

障がいのある子どもがいいきとして学校生活を送れる環境整備に努めます。~~を推進します。~~を推進します。

1 個々の教育的ニーズに応じた教育の推進

(1) 相談体制の充実

(2) 教員の専門性の向上

(3) 支援員の継続配置

(4) 地域、ボランティア等による支援

(5) 障害に関する理解の啓発

第4 郷土愛を育む教育の推進

射水市の子どもとしての意識をもてるようにするため、地域に学び地域に関わることによる郷土愛を育む教育を推進します。

1 地域素材・施設・人材を生かしたふるさと学習の充実

(1) 地域に根ざした総合的な学習の推進

(2) 射水市の郷土教材の開発

(3) 射水市に関する副教材の作成

(4) 文化施設と連携、活用する教育の推進

(5) 市外・県外の学校との交流の推進

2 「社会に学ぶ14歳の挑戦¹³」活動の充実

(1) 就業体験活動の充実

ア 事業所等の協力体制の充実

イ 学校、保護者、事業所等の連携

3 郷土の伝統的芸能・芸術への理解

(1) 獅子舞・曳山等、地域の伝統的行事への参加の促進

¹³ 社会に学ぶ14歳の挑戦：中学2年生が学校を離れ、地域の人々の指導・援助を受けながら、職場体験活動やボランティア活動等に取り組む事業

- (2) 地域の指導者からの伝統的行事の指導
- 4 人づくり環境の形成
 - (1) 郷土の自然・歴史・文化等を学び親しむ機会の拡充
 - (2) ふるさとへの愛着と誇りを育む教育の推進
- 5 環境教育の推進
 - (1) 地域の産業等と関連付けた環境教育の推進
 - (2) 家庭、地域、関係機関と連携した地球温暖化問題の理解の推進

第5 安全教育の推進

防災教育の充実及び児童・生徒の危険回避能力を向上させる安全教育の推進に努めるを推進するとともに、学校安全のための取組に努めます。環境づくりに取り組みます。

- 1 防災教育の充実
 - (1) 緊急地震速報受信システム等を活用した実践的な防災訓練の推進
 - (2) 防災教育に関する指導内容の整理や指導時間の確保
- 2 安全な教育環境の整備
 - (1) 安全体制の整備
 - ア 学校安全計画及び危険等発生時対処マニュアル等の点検及び改善
 - イ 学校安全パトロール体制の充実
 - ウ 学校、家庭、地域、関係機関との連携
 - エ 学校への不審者の侵入防止対策の推進
 - (2) 安全教育の推進
 - ア 地域安全マップの整備・活用
 - イ 防犯教室等での安全教育の推進
 - (3) 通学路の交通安全の確保に関する取組の推進
 - (4) スクールバスの安全運行の確保
 - ア 民間活力の導入による安全な運行管理の確保

第6 グローバル人材育成のための基盤づくり

高度情報化社会、国際社会に対応できる人材の育成に努めますを図ります。

- 1 情報教育の推進とインターネットモラル¹⁴の浸透
 - (1) 学校での情報教育の推進
 - ア 情報活用能力の育成
 - イ 新聞等の情報を活用した学習の推進
 - ウ インターネットモラルの学習と指導
 - エ ICT（情報通信技術）を活用した学習の推進

¹⁴ インターネットモラル：インターネットを利用する際のルールや社会的規範

- 2 英語教育の推進
 - (1) 小学校での英語教育の推進
 - ア 教員の指導力・英語力の向上
 - イ 英語教育の教材整備
 - ウ 英語学習への意欲向上の取組
 - (2) ALT（外国語指導助手）による英語指導の充実

第7 信頼される教育の推進

地域とともにある、ひらかれた学校づくりのために、地域や保護者の声を取り入れ、教職員の資質向上を図ります。

- 1 学校評価の充実と学校運営の改善
 - (1) 地域とともにある、ひらかれた学校づくり
 - ア 学校の自己評価、外部評価等の実施及び公表
 - イ 学校評議員制度¹⁵の拡充
 - ウ 地域人材の活用
 - エ 学校ボランティア制度¹⁶の充実
 - オ 学校の取組を周知・PR
 - 2 自己申告・自己評価による教員評価の実施
 - (1) 自己評価への数値目標の設定と点検
 - 3 資質向上のための研修の実施
 - (1) 今日的な教育課題に応じた指導力の向上を図る教員研修の充実
 - (2) 教員のライフステージに応じた教員研修の充実

¹⁵ 学校評議員制度：学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して子どもの健やかな成長を図るため、地域住民が学校運営に参画する制度

¹⁶ 学校ボランティア制度：地域にひらかれた特色ある学校づくりを推進するため、地域の人材を学校支援ボランティアとして活用する制度

第1部 豊かな心を育み誰もが輝くまち
 第1章 元気な子どもを育むまちづくり
 第3節 教育施設の充実

【将来の姿】

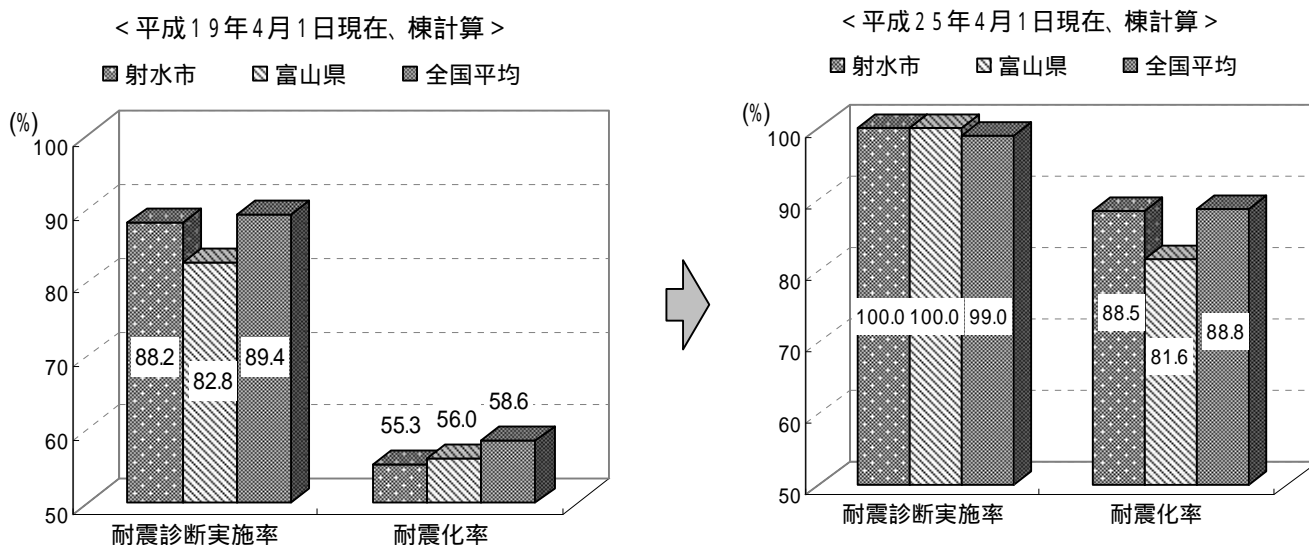
安全・安心が確保された学校施設において、多様なニーズに対応した教育環境が整えられ、将来を担う子どもたちがいきいきと学習に取り組み、また、学校施設は、地域住民の防災の拠点施設として活用され、地域に根ざした学校づくりがなされています。

【現況と課題】

学校施設は、児童・生徒の学習・生活の場となる教育環境として重要な意義を持つとともに、災害時には地域の人々の応急避難所としての役割を果たすものです。

このことから本市では、小中学校の耐震化を進めてきました。また、老朽化が進む学校施設については、安全・安心の確保、教育環境の向上のためにも計画的に改修する必要があります。なお、今後、児童・生徒数が減少することを見据え、学校の適正配置についても検討していく必要があります。

学校施設の耐震化状況



(資料：学校教育課)

【目指す方向】

教育環境をよりよくするとともに、安全・安心な学校となるように耐震対策や老朽化対策を進め、地域に根ざした学校づくりを目指します。

【施策の内容】

第1 学校施設の整備推進

安全・安心な学校づくりのため、防災力の強化や学校施設の改築を計画的に推進するととも

に、環境にも配慮した施設・設備の整備を図ります。

- 1 学校施設の耐震性の確保と防災機能の充実
 - (1) 非構造部材¹⁷の耐震対策を含む耐震性の確保
 - (2) 防災設備の充実
- 2 学校施設・設備の計画的な整備・充実
 - (1) 学校老朽化施設の大規模改造・増改築
 - ア 緊急度を踏まえ、年次計画に基づき整備
 - (2) 普通教室のエアコン設備の整備
 - (3) 障害のある子どもに配慮した学校施設等の整備
 - (4) 学校の情報機器の整備
 - (5) 児童・生徒数の変化に伴う学校の通学区域や統廃合の検討
- 3 環境にやさしい学校施設の整備
 - (1) エコスクール¹⁸整備の推進
 - ア 省エネルギーの推進及び新エネルギーの活用
 - イ 自然との共生及び資源リサイクルの推進

¹⁷ 非構造部材：柱、梁、壁、床等の構造設計の主な対象となる部材以外の天井材、内・外装材、照明器具、設備機器、窓ガラス、家具など

¹⁸ エコスクール：太陽光発電設備の設置や校内の緑化等、環境負荷の低減に対応した学校施設

第1部 豊かな心を育み誰もが輝くまち

第1章 元気な子どもを育むまちづくり

第4節 家庭教育・地域における教育の充実

【将来の姿】

子どもの教育について、家庭・地域・学校が互いに連携し、それぞれの役割を果たすことで、心身ともに健康で社会性や高い規範意識を備えた子どもたちが育まれています。

【現況と課題】

核家族化、少子化傾向の強まり、高い共働き率、そしてICTの目覚ましい発展など、子どもたちを取り巻く環境は大きく様変わりしており、子育てに不安を感じている家庭が増えています。特に、子どもたちが同世代の友達や地域の大人とふれあう機会が減少し、また、インターネットを介したSNS¹⁹の浸透などにより人と人との直接的なふれあいが少なくなるなど、人間関係の希薄化が進行しています。さらには、両親の共働きなどの家庭事情により、朝食を欠食する子どもや孤食²⁰など、食育に関する問題も顕在化しており、家庭や地域における教育力の低下や難しさが懸念されています。

このような状況の中、親や祖父母に対する相談体制の充実や家庭における食育の実践などを通じ、家庭における教育力の向上を促進する必要があります。また、子どもと地域社会との交流を促進する「社会に学ぶ14歳の挑戦」事業や地域ボランティア等を通じ、子どもに対し、大人が正面から向き合い、手と手を携え、学び合い、地域の教育力を集結する必要があります。

家庭教育に関する講座・学習会等の開催状況（平成24年度開催分）

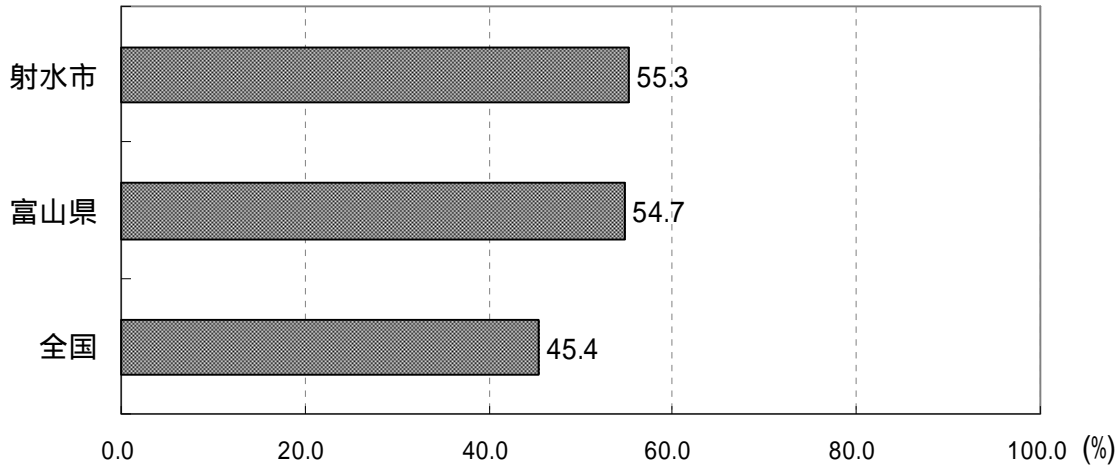
講座名	講座数	参加者数	対象
就学時健診を利用した子育て講座	15	831	就学する子どもを持つ親
家庭教育支援講座	3	218	子育て中の親等
家庭教育アドバイザースキルアップ研修会	2	35	家庭教育アドバイザー
小杉中学校「親学び」講座	1	40	小杉中学校PTA
計	21	1,124	

（資料：生涯学習・スポーツ課）

¹⁹ SNS (Social Network Service)：インターネットを通じて人と人のつながりを促進し、コミュニティの形成を支援するサービス

²⁰ 孤食：食育上の問題として、家庭において1人で食事をとること。

共働き率

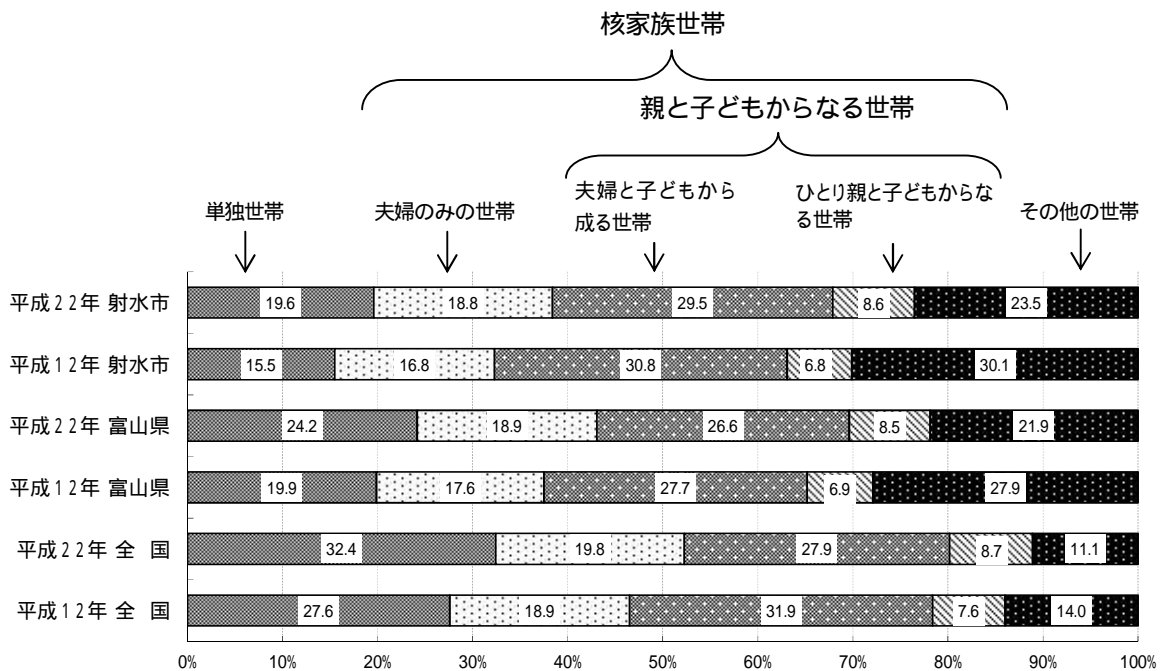


共働き率・・・夫、妻ともに就業世帯数/夫婦のいる一般世帯数

射水市の「夫婦のいる一般世帯数」には、「労働力状態不詳」を含んでいる。

(資料：平成 22 年国勢調査)

一般世帯の家族類型割合



(資料：平成 22 年国勢調査)

【目指す方向】

家庭・地域・学校の連携協力を積極的に推進するとともに、それぞれの役割を着実に実践し、家庭教育力の向上や地域における教育力の充実など、未来を担う子どもたちを地域社会全体で支え育てていく環境の整備に努めますを進めます。

【施策の内容】

第1 家庭における教育の充実

家庭は、規則正しい生活習慣や社会規範を身につけるための最も身近な教育の場であることから、家庭教育の重要性を啓発するとともに、インターネットの普及など、子どものライフスタイルの変化に対応し、健やかに子どもを育てるための活動を支援します。

1 家庭教育の支援拡充

(1) 家庭教育に関する学習機会や相談機会の充実

(2) 家庭教育アドバイザー²¹の支援・育成

(3) P T A活動への支援の充実

第2 家庭における食育の促進

子どもの健全な成長には正しい食生活が必要不可欠なことから、望ましい食習慣や食品の安全性についての学習など、学校と家庭が連携した食育を推進します。

1 家庭での食習慣の指導の促進

(1) 学校栄養教諭等による保護者への指導の推進

2 食品の安全性に対する学習の促進

(2) 家庭での学習教材の作成・配布

第3 地域における教育の充実

地域振興会、地元企業、P T Aなどの地域社会全体が教育機能としての役割を果たすために、地域の自然や教育文化施設、郷土の伝統芸能等を活用した体験学習や交流を促進します。

1 地域ネットワークの活用

(1) 地域人材を活用した放課後子ども教室²²の推進

(2) 地域振興会のネットワークを活用するとともに、P T Aなどの社会教育団体と行政が連携した体制の充実

(3) 地元企業への体験学習である「社会に学ぶ14歳の挑戦」事業の推進

2 青少年の健全育成の推進

(1) ボーイスカウトやガールスカウト等の青少年団体の支援・育成

(2) 地域振興会を中心とした健全育成活動の充実

(3) 少年育成センターを拠点とした非行防止活動及び有害環境浄化活動の推進

(4) 青少年の健全育成に関する市民の意識啓発の推進

²¹ 家庭教育アドバイザー：教育学や心理学、医学等の様々な分野における経験から家庭教育に深く携わっている人や、家庭教育アドバイザー養成講座を修了した人

²² 放課後子ども教室：放課後等における子どもたちの安全安心な活動場所を確保し、地域の参画を得ながら様々な体験・交流活動を行う事業

第1部 豊かな心を育み誰もが輝くまち

第2章 みんなが学び豊かな心を育むまちづくり

第1節 生涯学習活動の推進

【将来の姿】

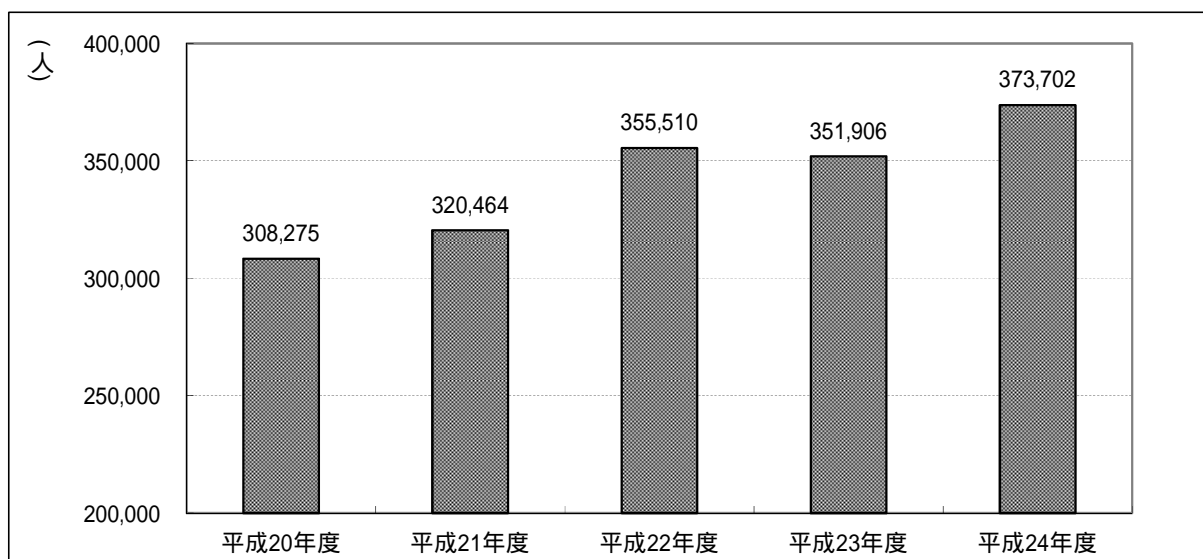
市民誰もが個々のライフスタイルに応じて楽しく学び、また、学んだことを地域の中で喜びを感じながら生かすことにより、いきいきと輝きながら暮らしています。

【現況と課題】

本市では、近年、市民の学習ニーズが多様化・高度化しているとともに、民間等による学習機会の提供の増加、市民の自主的な学習活動への意欲の高まりなどから、生涯学習活動への参加者が増加傾向にあります。

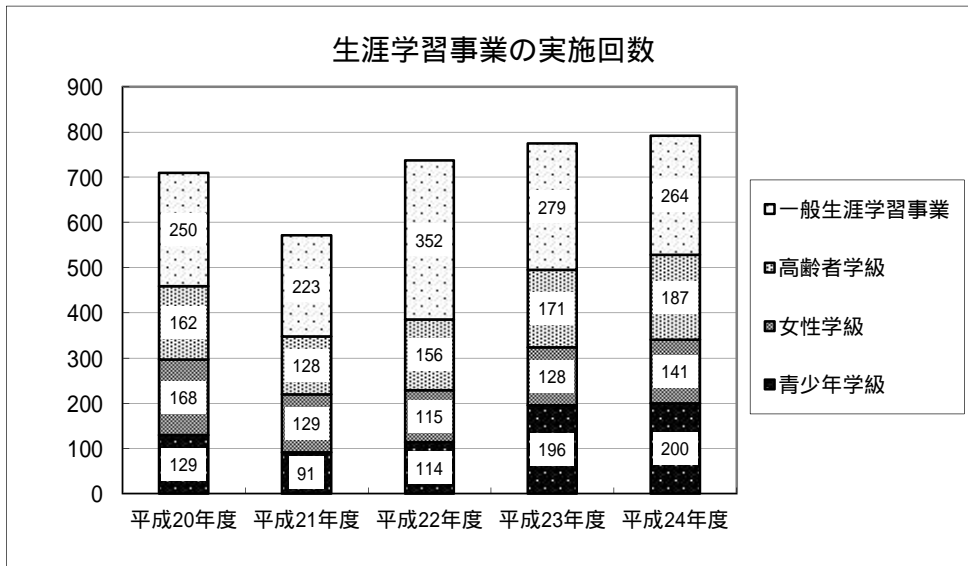
このような状況の中、多様で高度な市民の学習ニーズに的確に対応するため、十分な学習情報の提供や主体的な学習活動を促進するとともに、学習を支える生涯学習関連施設の再編・多機能化を推進し、また、既存施設の有効活用などにより、利便性の向上を図る必要があります。

コミュニティセンター・公民館の利用状況

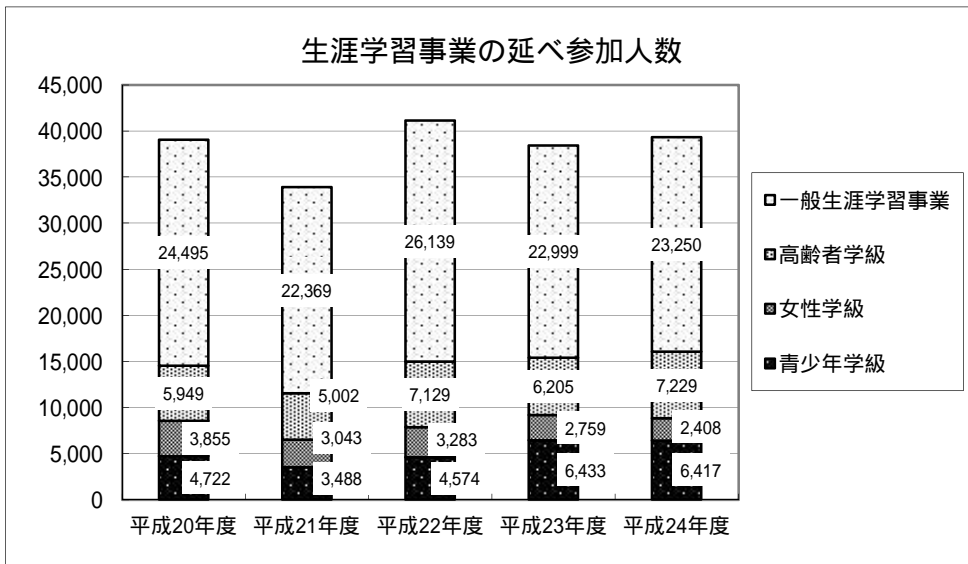


(資料：生涯学習・スポーツ課)

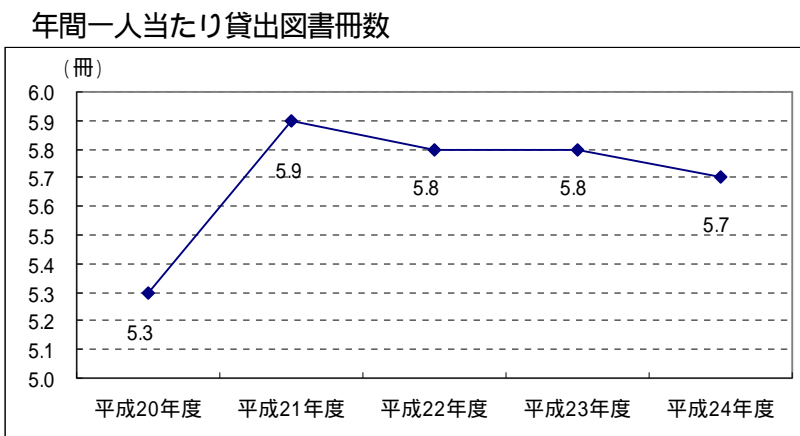
事業・学級関係（27 地区コミュニティセンターのみ）



一般生涯学習事業とは、対象年齢・性別を設けない事業をいう。



（資料：生涯学習・スポーツ課「事業完了報告書」）



（資料：中央図書館）

【目指す方向】

すべての市民が楽しく活動的に過ごせるよう、本市の豊かな自然や歴史・文化等の地域資源を活かした魅力ある学習機会の提供、学習成果の発表の場の提供、教育関係機関や企業と連携した講座の充実等、多彩で自主的な生涯学習活動の支援体制を強化するとともに、地域の学習ニーズに的確に対応できる拠点施設の整備を推進し、そこで得られた学習成果が地域課題の解決に活かせるよう「学ぶ」、「活かす」、「繋ぐ」視点で、“学び”が循環する生涯学習を推進します。

【施策の内容】

第1 生涯学習推進体制の充実

地域資源を活かした魅力ある学習機会の提供や学習成果の発表の場の提供等、生きがいを持って心豊かに過ごすことができる多彩で自主的な生涯学習活動の支援体制を推進します。

1 地域の学習活動の促進

(1) 学習機会の充実

- ア 地域の特色に応じた生涯学習の促進、活動支援の推進
- イ 多彩な学習ニーズに対応した学習機会の提供
- ウ 社会教育団体や学習グループの支援・育成
- エ 教養・趣味活動への支援

(2) 情報の提供

- ア 生涯学習の普及・奨励等に関する広報活動の充実

2 地域の学習を充実させる人材の育成

(1) 生涯学習推進委員の研修機会の充実

(2) 指導者ボランティア等の確保や養成研修機会の拡充

(3) 地域人材の発掘・確保

3 地域間の交流の推進

(1) 生涯学習推進協議会の充実強化

(2) 富山県公民館連合会との連携強化

(3) 生涯学習フェスティバル等、発表の場の提供

4 学習体制の連携推進

(1) 市民協働の視点に立った生涯学習の推進

- ア 地域振興会や社会教育団体等との連携強化

- イ コミュニティセンター²³、青少年・女性教育施設等で活動している団体・グループの横断的な連携の推進

(2) 教育関係機関、企業、各種団体との連携の推進

- ア 学校・大学等の教育関係機関や企業との連携強化

²³ コミュニティセンター：公民館における従来までの生涯学習施設としての機能だけでなく、地域づくり活動、地域住民の交流活動を行うための場として設置されている施設

第2 生涯学習関連施設の充実

地域の生涯学習の拠点施設であるコミュニティセンター等、生涯学習関連施設の充実を図ります。

1 コミュニティセンターの利用促進

- (1) 「生涯学習の場」、「地域づくりの場」、「市民交流の場」であるコミュニティセンターのより効果的・効率的な運営と利用の促進
- (2) 施設が持つ情報・人材等の学習資源を相互に活用できる施設間のネットワークづくりの推進

2 中央公民館の利用促進

- (1) 生涯学習の拠点施設としてのより効果的・効率的な運営と利用の推進

3 青少年・女性教育施設の機能の充実

- (1) 利用者目線に立った施設運営の推進
- (2) 社会情勢に即した施設整備

4 図書館機能の充実

- (1) 地域の実情に即した施設整備
- (2) 市民ニーズに沿った情報提供機能の拡充
- (3) 読書活動の推進や図書館ボランティアの支援・育成

第1部 豊かな心を育み誰もが輝くまち

第2章 みんなが学び豊かな心を育むまちづくり

第2節 芸術・文化の継承と創造

【将来の姿】

多くの市民が芸術文化を愛好し、活発な創作活動が行われることにより、豊かな心を育むとともに新しい文化の創造と発信が図られています。

また、地域で受け継がれてきた祭りなどの伝統行事の継承や文化財の保存・活用を通じたまちづくりが地域一体となって進められ、地域で育まれた文化が次世代に引き継がれています。

【現況と課題】

芸術文化は、市民が真にゆとりと潤いが実感できる心豊かな生活を実現していく上で欠くことのできない市民全体の社会的財産です。

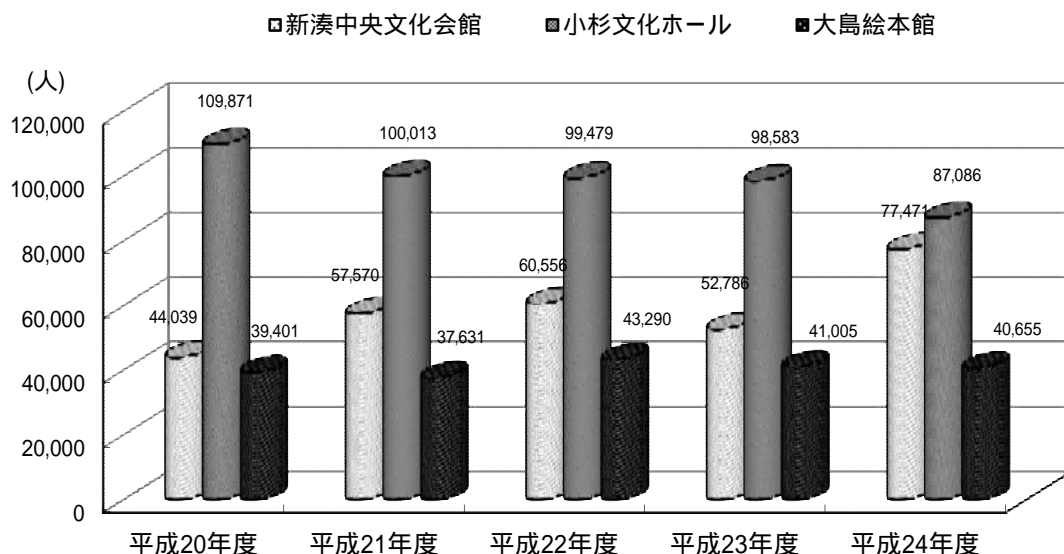
本市には、新湊中央文化会館、小杉文化ホール、大島絵本館、陶房「匠の里」等の多くの芸術文化施設があり、それぞれの施設では特徴を生かした作品展示や創作活動が行われています。

引き続き、それらの施設を芸術文化活動の拠点として十分に活用し、市民が自由で活発な芸術活動と優れた作品を鑑賞できる環境づくりに努めるを推進する必要があります。

また、本市には豊かな歴史の中で生まれ、守り、受け継がれてきた多くの伝統行事や有形・無形の文化財があります。これらを再認識し後世に継承していくため、新湊博物館をはじめとした既存施設の展示機能の強化や文化関係施設の利便性の向上等により、地域の歴史及び文化財の保存及び活用普及に努めるを推進する必要があります。

さらには、地域活性化のため、竹内源造記念館や小杉展示館等などの文化財建造物を情報発信の場として活用したまちづくりに取り組んでいく必要があります。

各種文化施設の利用状況



文化財の指定状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 別	種 別	国指定	国登録	県	市	合 計
有形文化財	建 造 物				7	7
	美術 工芸品	絵 画		2	4	6
		彫 刻		5	27	32
		工 芸 品		2	7	9
		書籍・典籍・古文書			18	18
	歴史資料	1		1	1	3
民俗文化財	有形民俗文化財				11	11
	無形民俗文化財	1		4	5	10
記 念 物	史 跡	2		4	20	26
	名 称				3	3
	天然記念物			5	5	10
登録有形文化財			4			4
合 計		4	4	23	108	139

（資料：生涯学習・スポーツ課）

【目指す方向】

市民がゆとりや心の潤いを実感できるよう、幼少期から幅広く芸術文化に親しみ、主体的に参加できる環境づくりを進めるとともに、新しい文化を創造し、次代を担う芸術文化を牽引する人材の育成に努めますを図ります。

また、個性豊かな地域文化を創造するため、地域に根ざし、受け継がれてきた伝統行事・文化財の調査・研究、保存・継承・活用により、新たなまちづくりや市民の郷土への愛着と誇りを育む気運の醸成に努めますを図ります。

【施策の内容】

第 1 芸術文化活動の推進

市民が主体となった芸術文化活動を推進するとともに、担い手となる指導者や芸術家の育成を図ります。

- 1 音楽、絵画、演劇等の鑑賞や体験の機会の充実
- 2 芸術文化活動の指導者や芸術家の育成・活用と活動の場の提供
- 3 芸術文化団体の育成、支援及び活性化
- 4 自主事業や企画展の開催

第 2 芸術文化施設の充実

それぞれの芸術文化施設の特徴を生かした活動を推進するとともに、地域のまちづくりや活性化を図ります。

- 1 芸術文化施設における活動の推進、設備の充実
 - （1）既存施設の有効活用による所蔵品や資料の収集、常設展示の充実
 - （2）県内外の芸術文化施設との連携強化、ネットワーク化による展示機能の充実

第3 文化財の保存と活用

指定文化財をはじめとする文化的財産の調査・保存を進めるとともに、市民の文化財愛護意識の高揚を図ります。

1 文化財の調査、保存、活用の推進

- (1) 歴史的建造物、伝統行事、埋蔵文化財等の各種文化財の調査・研究、保存
- (2) 新湊博物館での展示や地域に残る文化財の公開、市内外への情報発信などによる文化財の積極的な活用
- (3) 市民の郷土への愛着と誇りを育む環境づくり
- (4) 歴史的建造物等を生かしたまちづくり・地域の活性化
- (5) 市所蔵品情報のデータベース化

2 文化・歴史資料の収蔵機能の整備

- (1) 既存施設を活用した収蔵場所の確保と施設の集約による一元管理
- (2) 収蔵施設等の整備・改修

第1部 豊かな心を育み誰もが輝くまち

第2章 みんなが学び豊かな心を育むまちづくり

第3節 スポーツ・レクリエーションの推進

【将来の姿】

幼児から高齢者まで障害の有無を問わず、市民一人ひとりがライフステージに応じてスポーツ活動に参加しています。

また、地域スポーツの中で育まれた選手が指導者となり、ジュニア層の育成等により競技力が向上し、全国的に活躍する選手や地域のスポーツ活動を支える人材が育っています。

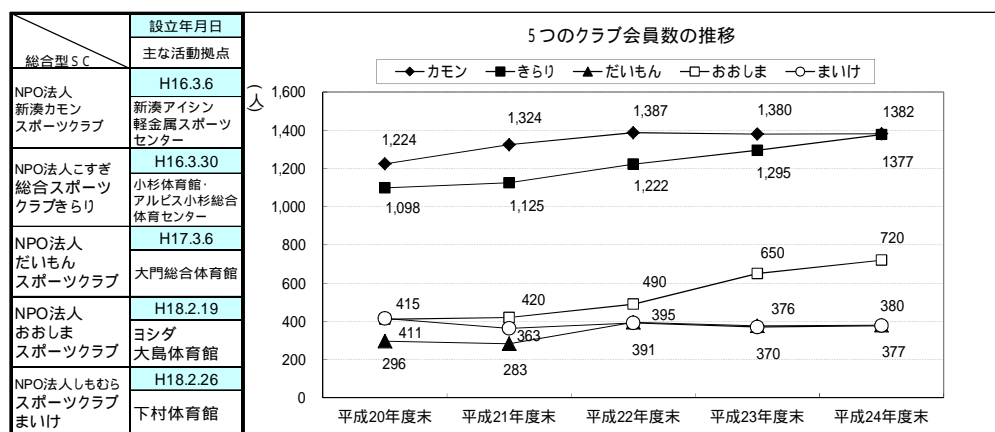
【現況と課題】

本市では、市民の誰もが生涯にわたってスポーツに親しむ「市民1人1スポーツ」の実現を目指し、総合型地域スポーツクラブの育成等、スポーツ・レクリエーションの振興を図ってきました。

国において、スポーツ界の連携・協働を推進する「スポーツ基本計画²⁴」が制定され、本市においても、スポーツに対する新たな指針に基づき、市民がこれまで以上に気軽にスポーツに親しむことのできるスポーツクラブの連携・拡充のみならず、夢や感動を与えるトップアスリートの育成強化や、スポーツを支える人材の育成と活用^{に努める}を推進する必要があります。

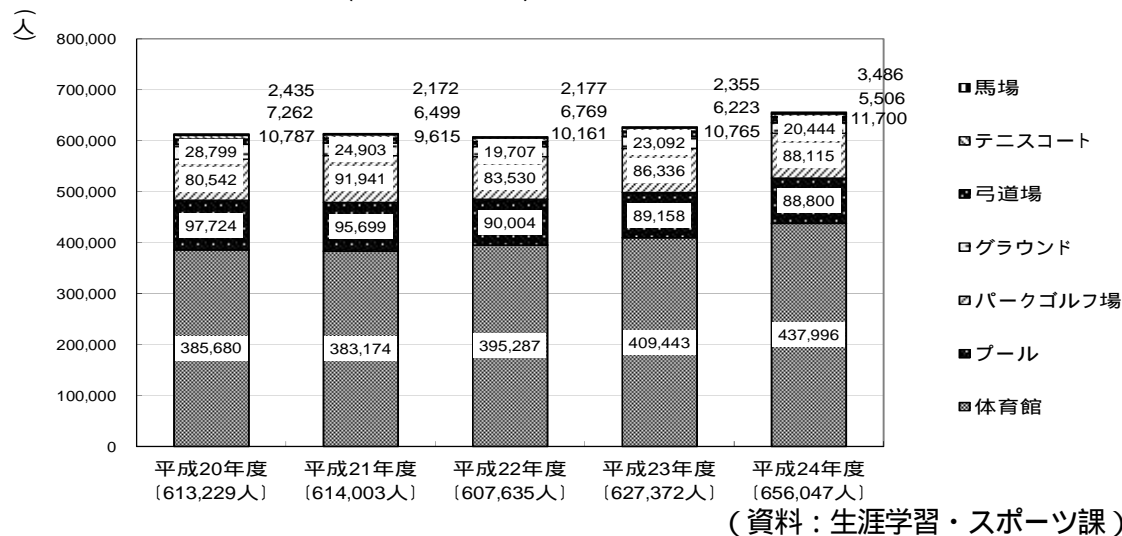
また、スポーツ・レクリエーション活動の基盤となる施設については、その再編と利便性を考慮した多機能化及び有効活用のほか、安全・安心で効率的な管理・運営を図る必要があります。

総合型地域スポーツクラブの現状（会員数の推移）



²⁴ スポーツ基本計画：平成24年3月にスポーツ基本法の理念に基づき策定されたスポーツ推進施策の具体的な計画

射水市主要スポーツ施設(指定管理施設)利用者一覧



【目指す方向】

「射水市スポーツ推進計画」に基づき、スポーツや健康づくりへの関心をより一層高め、市民が積極的にスポーツに参加できるよう、家庭や地域住民への情報提供の充実や普及啓発を図るとともに、スポーツを「する・みる・支える」人々がそれぞれ交流・連携・協働することにより地域スポーツの推進、競技力の向上、学校体育等の充実など、スポーツ界の好循環を形成し、スポーツ文化の活性化を推進します。また、スポーツ施設の整備を図ることにより安全・安心なスポーツライフの実現を目指します。

【施策の内容】

第1 スポーツ・レクリエーション活動の推進

市民一人ひとりが、それぞれの体力や年齢、技術に応じて、いつでも、どこでも、誰とでもスポーツに取り組むことができるよう、各種スポーツ団体と連携し、スポーツ・レクリエーション活動の推進を図ります。

1 スポーツに親しむことができる環境の整備と充実

- (1) 総合型地域スポーツクラブ²⁵等の体制並びに連携強化
- (2) 競技協会、地区体育協会及びスポーツ少年団等社会体育団体の育成
- (3) 市民体育大会を始めとした各種スポーツ大会の開催及び支援
- (4) 姉妹都市等とのスポーツ交流の推進
- (5) 障がい者のスポーツ機会の充実
- (6) プロスポーツ等「観るスポーツ」の機会づくりの推進
- (7) スポーツ・レクリエーション施設の機能と学校体育施設開放事業の充実

²⁵ 総合型地域スポーツクラブ：住民が身近な地域でスポーツに親しむことができるスポーツクラブで、世代を超え、様々なスポーツにそれぞれの志向・レベルに合わせて参加することができ、地域住民が主体となり運営している。

- 2 全国の舞台で活躍できる選手の育成と強化
 - (1) 各競技協会等への選手強化育成支援
 - (2) 選手の競技力向上の動機付けとなるような大会等の開催
 - (3) 高い技術にふれられる機会の提供
- 3 スポーツを支える人材の育成と活用
 - (1) 地域スポーツを支える指導者の育成と活用の推進
 - (2) スポーツボランティア²⁶の養成と活用
 - (3) スポーツ活動顕彰の充実

第2 スポーツ・レクリエーション施設の整備

市民一人ひとりがスポーツ活動を楽しめるよう、多様なニーズに応えるとともに、ライフサイクルコストを考慮し、地域の実情に即した施設の整備を推進することにより、身近で安全にスポーツ・レクリエーション施設を利用できる環境づくりに努めますを推進します。

- 1 地域の実情に即した施設整備
- 2 既存施設の有効活用
- 3 障がい者にも配慮した施設整備
- 4 公式競技施設の調査研究

²⁶ スポーツボランティア：地域におけるスポーツクラブやスポーツ団体において、ボランティアで運営や指導活動を日常的に支えたり、スポーツイベントや競技大会等の運営を支えたりする人

第1部 豊かな心を育み誰もが輝くまち
 第3章 みんなが思いやりあるまちづくり
 第1節 男女共同参画の推進

【将来の姿】

男女が、家庭、職場、学校、地域等の社会のあらゆる分野で、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮して、喜びと責任を分かち合いながら、いきいきと暮らしている社会が形成されています。

【現況と課題】

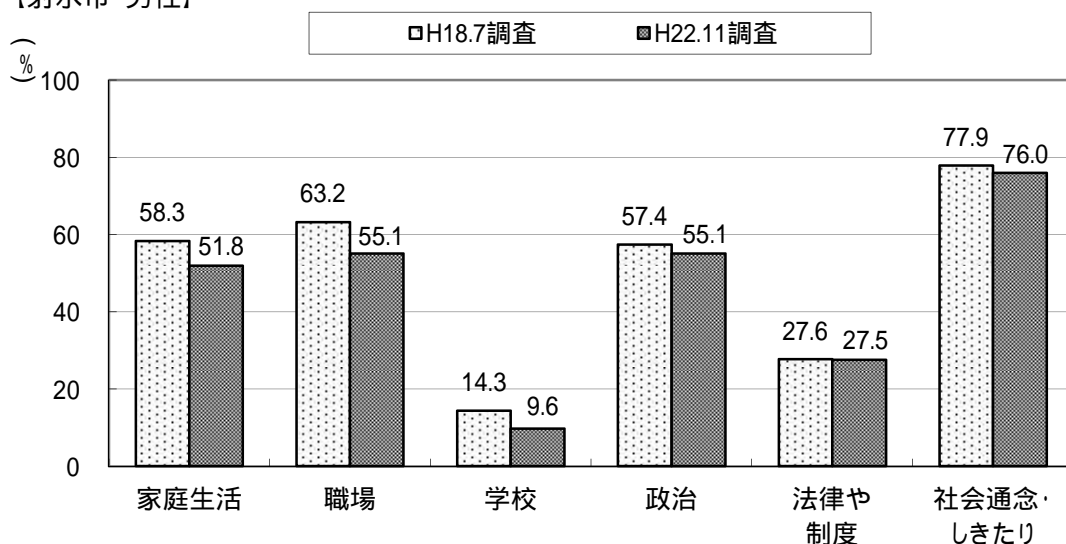
個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下で、男女平等の実現に向けた取組は、国際社会の取組とともに着実に進められてきました。

これらの動きに伴い、各種法制度の整備が進み、人々の意識も少しずつ変化していますが、性別による固定的な役割分担や慣行は社会のあらゆる分野で依然として残っており、そのことが様々な場面で、一人ひとりの個性と能力を発揮することや活動の広がりを妨げる要因となります。

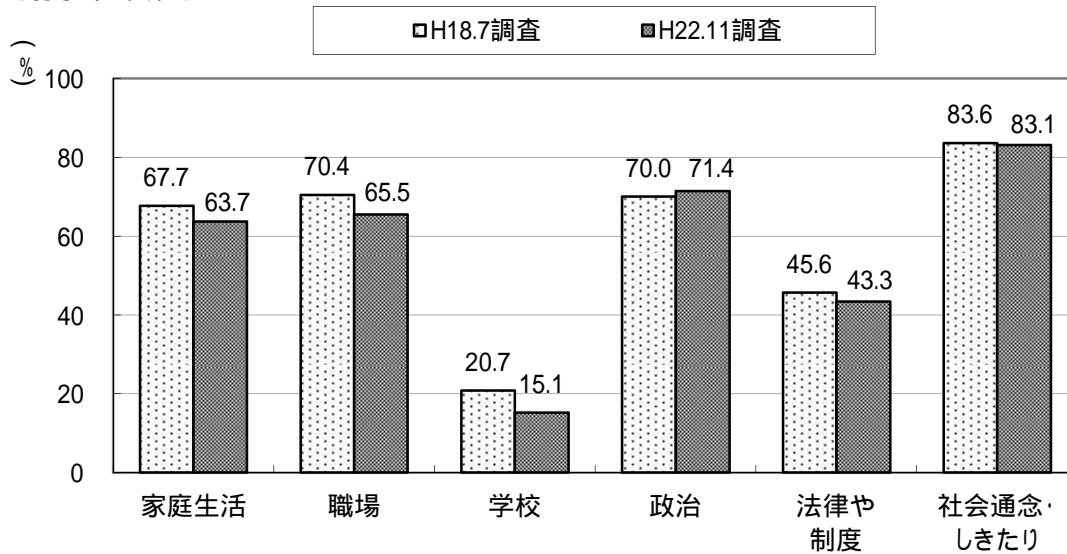
このような状況の中、本市では、「射水市男女共同参画推進条例」や男女共同参画社会の実現のための基本施策となる「射水市男女共同参画基本計画」に基づき、男女が性別にとらわれず個性と能力を十分に発揮し、ともに社会を支えていくための施策を確実に実施していく必要があります。

意識調査に見る男女の地域平等感（「男性が優遇されている」と感じる比率）

【射水市・男性】



【射水市・女性】



(資料：総務課「平成18年、平成22年市民意識調査」)

【目指す方向】

「射水市男女共同参画基本計画」に基づいて、市、市民、事業者等がそれぞれの責任を果たしながら、連携・協力して、男女共同参画意識の醸成を図り、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を目指します。

【施策の内容】

第1 男女共同参画意識の普及啓発

男女が互いを認め合い、尊重し合う社会を形成するため、家庭、学校、地域社会等のあらゆる場や機会を通じて啓発を行い、男女共同参画意識の醸成を図るとともに、地域におけるリーダーの育成を図ります。

1 男女共同参画の理解と意識形成

- (1) 男女共同参画の理解と意識形成の推進
- (2) 射水市男女共同参画基本計画の普及・実践

2 固定的役割分担意識等の慣習にとらわれない社会の形成

- (1) 男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実
- (2) 家事・育児への男女協力の推進
- (3) 男女がともに参画する地域活動の推進

第2 あらゆる分野への女性の多様な能力活用の促進

男女が社会の対等なパートナーとして認識し、特に女性の個性と多様な能力が発揮できる社会の形成に努めます。

1 政策・方針決定への女性の参画推進

- (1) 審議会・委員会等への女性の積極的登用の推進

- (2) 男女の意識啓発や女性の能力発揮のための人材育成の積極的支援
- 2 地域社会・国際社会における男女共同参画の推進
 - (1) 男女がともに参画する地域活動の推進
 - (2) 国際理解・国際交流の推進
- 3 雇用や就労等における男女平等の促進
 - (1) 雇用機会均等の普及促進
 - (2) 男女ともに働きやすい職場環境の整備促進

第3 男女の人権の尊重とDV²⁷防止の推進

配偶者などの親身な関係にある人からの暴力は、重大な人権侵害であるとともに、男女平等の実現の妨げともなっていることから、未然防止のための取組や安心して相談できる体制の整備を推進します。

- 1 男女間における暴力の防止
 - (1) DV防止に向けた教育・啓発活動の推進
 - (2) DV被害者の相談体制の充実及び関係機関との連携強化
 - (3) DVに対する知識を深めるための研修体制の充実

²⁷ DV (Domestic Violence/ドメスティック・バイオレンス): 一般的には恋人や夫婦のような親密な関係にある、または、あった者から振るわれる暴力

第1部 豊かな心を育み誰もが輝くまち
第3章 みんなが思いやりあるまちづくり
第2節 人権尊重社会の推進

【将来の姿】

互いの人権を尊重することにより、健やかに心豊かな人格が育まれ、誰もが平等で明るく、安心して暮らせる社会が形成されています。

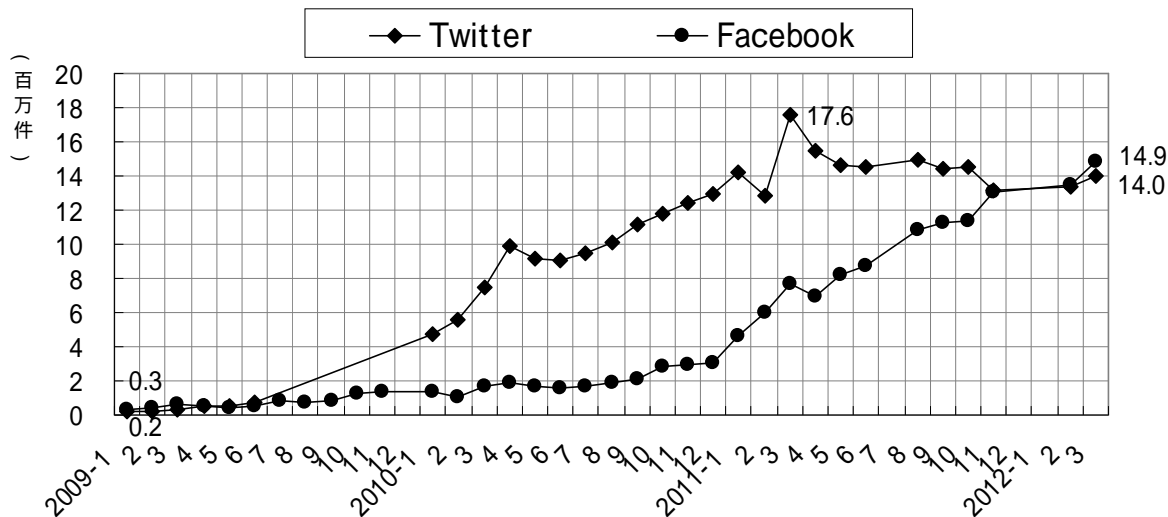
【現況と課題】

人権に関する認識が高まり、人権尊重の考え方が広がりを見せているものの、今もなお様々な問題が存在しています。特に、インターネットを介したSNSが情報の送受信の中心となっている現代社会では、これらを使用した人権問題が深刻になっています。

このような状況の中、市民一人ひとりが人権尊重の理念を正しく理解し、他人への思いやりの心を育むなど、人権尊重の精神を生活の中に生かしていく必要があります。

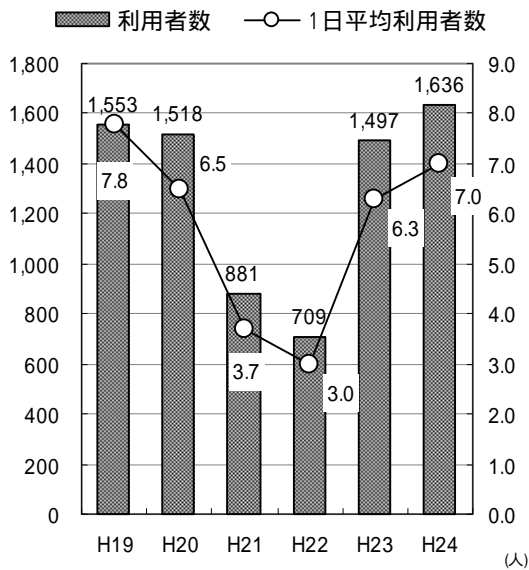
また、いじめや児童虐待、子どもが被害者となる犯罪等、子どもを取り巻く状況の背景として、子どもが生まれながらに有している人間としての権利が尊重されていないことが挙げられることから、次代を担う子どもの権利が尊重される社会を実現していく必要があります。

ソーシャルメディア利用者（アクティブユーザー）数の推移（国内）

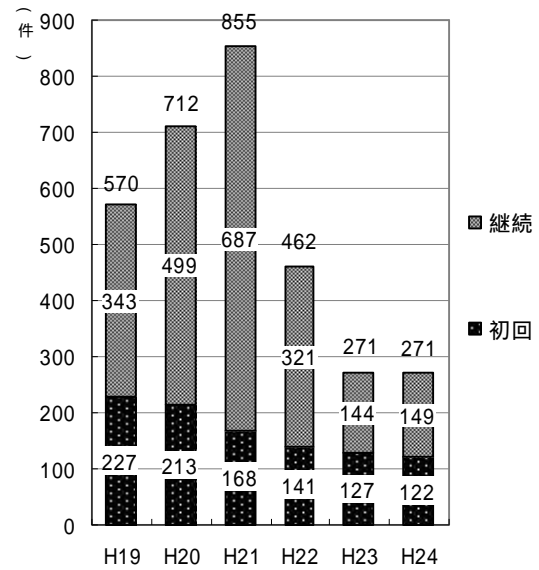


(資料：ネットレイディングス社公表資料、各社公表資料、総務省)

子どもの権利支援センター利用状況



子どもの悩み総合相談室の利用状況



(資料：子育て支援課)

【目指す方向】

人権の意義やその重要性が社会規範として身につく、日常生活においても人権への配慮が態度や行動に自然に表れるような人権意識の高揚に努めます。また、「射水市子ども条例」に基づき、子どもの権利について理解・尊重され、家庭、地域、企業、行政が一体となった子どもが安心して育つことのできる環境づくりに取り組みます。

【施策の内容】

第1 人権尊重社会のための活動の推進

人権尊重の理念を普及啓発する活動や人権教育を推進するとともに、人権相談体制の充実に努めます。

1 人権尊重の普及啓発

- (1) 人権尊重の必要性を考える講演会、研修会の充実
- (2) 学校教育や社会教育における人権教育の充実

2 人権擁護体制の充実

- (1) 教育・福祉関係機関との連携による人権相談体制の充実
- (2) 児童や障がい者、高齢者、外国人等の権利擁護対策の充実

第2 子どもの権利尊重社会の推進

大人と同様に、子どもも一人の人間として尊重し、子どもの幸せを考え、健やかな成長を育むために必要な子どもの権利に関する啓発及び擁護活動を推進します。

- 1 子どもの権利に関する啓発活動の推進
 - (1) 啓発パンフレット等による啓発の推進
 - (2) 学校、幼稚園、保育園や家庭における子どもの権利についての学習機会の充実
- 2 子どもの権利支援センター事業の推進
 - (1) 子どもが安心して過ごすことのできる居場所の提供の充実
 - (2) 子どもの権利侵害に対する相談体制の充実

第2部 健康でみんなが支え合うまち

第1章 健康で元気なまちづくり

第1節 健康づくりの推進

【将来の姿】

市民一人ひとりが望ましい生活習慣を実践し、生涯にわたり心身ともに健やかな生活を送るための取組を地域ぐるみで実践しています。

【現況と課題】

本市においては、がんや循環器疾患等生活習慣病による死亡割合が約6割を占めています。また、個人の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、食生活や身体活動などの生活習慣が大きく変化しています。さらに、急速な高齢化の進展により、医療や介護に係る負担が一層増えるなど、社会経済状況の変化による健康状態の差が深刻化することが危惧されています。

このような状況の中、市民が健康で元気に自立した生涯を送ることができるよう、子どもから高齢者までのすべての人が、身近な地域で健康づくりに取り組むことができる環境づくりが必要です。

主な死因上位5位の死亡数・死亡率

平成23年	1位		2位		3位		4位		5位	
	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
富山県	悪性新生物		心疾患		脳血管疾患		肺炎		老衰	
	3,408	316.4	1,790	166.2	1,369	127.1	1,319	122.5	537	49.9
射水市	悪性新生物		心疾患		脳血管疾患		肺炎		不慮の事故	
	276	300.3	151	164.3	115	125.1	87	94.7	46	50.1

単位：人、対10万人

(資料：人口動態統計・県厚生部医務課)

【目指す方向】

乳幼児期から健康的な生活習慣を身につけるため、ライフステージに応じた健康づくりを支援し、「健康寿命²⁸の延伸」を推進するとともに、市民一人ひとりが自らの健康状態を把握し、主体的に健康づくりに取り組めるよう支援体制の整備に努めますを推進します。

【施策の内容】

第1 健康づくり体制の充実

健康的な生活習慣を目指し、市民一人ひとりが健康づくりに主体的に取り組める体制づくりに努めますを推進します。

1 地域ぐるみの健康づくり

²⁸ 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

- (1) 健康づくりを担うボランティアの育成
- (2) 健康づくりボランティア団体の活動支援
- 2 関係機関との保健事業の連携強化
 - (1) 保健、医療、福祉関係機関との連携強化
 - (2) 保健事業の学校・企業等との連携強化
- 3 健康づくり基盤の整備と情報発信の充実
 - (1) 射水市健康増進プラン²⁹に基づく健康づくり指標の提示
 - (2) ホームページの充実とケーブルテレビ等の活用
- 4 保健センター機能の充実及び健康管理システムの有効活用

第2 健康な生活習慣の推進

健康的な生活習慣を推進するために、運動習慣、食生活、こころの健康、歯の健康、禁煙等に重点をおいた取組を進めます。

- 1 健康づくりのための運動習慣の定着
 - (1) ヘルスボランティア活動による運動習慣の普及啓発
 - (2) 健康教室の充実など運動習慣の環境整備
 - (3) 総合型地域スポーツクラブ等との連携強化
- 2 健康的な食習慣の推進
 - (1) ライフステージに応じた健康な食生活を学ぶ機会の提供
 - (2) 食育及び食事バランスガイドの普及啓発
 - (3) 地域に根ざした食生活改善推進員活動の定着
- 3 こころの健康づくり
 - (1) こころの健康に関する正しい知識の普及啓発
 - (2) 相談体制の充実と関係機関との連携
- 4 歯と口の健康づくり
 - (1) 生涯にわたる歯科保健推進体制の整備
 - (2) フッ素を有効活用した歯質強化対策の推進
 - (3) 歯周病予防の推進
- 5 禁煙の推進と受動喫煙のない環境づくり
 - (1) 喫煙と健康被害に関する知識の普及啓発
 - (2) 地域や職場等での禁煙及び受動喫煙防止の取組の推進
 - (3) 未成年者への喫煙防止教育の推進
- 6 飲酒に関する対策の推進
 - (1) 飲酒に関する正しい知識の普及啓発
 - (2) 未成年者への飲酒防止教育の推進

²⁹ 射水市健康増進プラン：健康寿命の延伸を総合目標とする健康増進計画。計画期間は平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間

第3 生活習慣病等の予防の推進

死亡の主要原因であるがん及び循環器疾患に加え、糖尿病や急速に増加している慢性閉塞性肺疾患（COPD）³⁰のり患率を抑制するため、生活習慣の改善を推進し、「健康寿命の延伸」を進めます。

1 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底 [非感染性疾患（NCD）³¹の予防]

- (1) メタボリックシンドロームや糖尿病の予防に向けた取組の普及啓発
- (2) 生活習慣病のリスクに応じた保健・栄養指導の充実
- (3) 医療保険者等関係機関との連携

2 がんの予防

- (1) 各種がん検診の精度管理と検診体制の整備
- (2) 食生活や生活習慣の改善によるがん予防の推進
- (3) 検診受診率の向上と精密検査受診の徹底

3 感染症の予防

- (1) 感染症予防の正しい知識や情報の提供
- (2) 予防接種体制の充実と接種率の向上
- (3) 感染症危機管理体制の整備

³⁰ 慢性閉塞性肺疾患（COPD）：主として、長期喫煙によってもたらされる肺の炎症性疾患で、咳・痰・息切れを主要な症状として、緩やかに呼吸障害が進行する。

³¹ 非感染性疾患（NCD）：生活習慣の改善により予防可能な疾患

第2部 健康でみんなが支え合うまち

第1章 健康で元気なまちづくり

第2節 高齢社会対策の推進

【将来の姿】

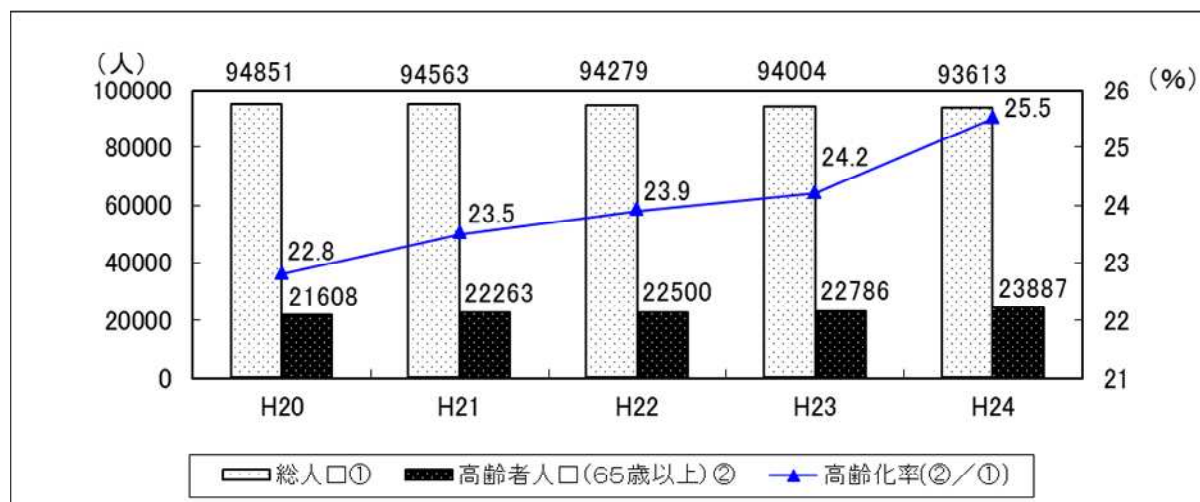
高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で人生の最期まで、自分らしい暮らしを続けることができる環境が整っています。

【現況と課題】

いわゆる団塊世代が65歳を迎え、高齢者人口が急増していますが、要介護認定者数は、わずかな伸びにとどまっています。一方、要介護認定者の中でも寝たきりや認知症高齢者は増加しています。また、核家族化の進展による一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えてきており、地域での支え合いが求められています。

このような状況の中、高齢者が健康で生きがいを持って生活できる環境の整備や高齢者の社会参加、就業等への支援が重要となっています。また、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、徹底した介護予防、健康づくり、総合相談体制の充実を図るとともに地域包括ケアシステム³²への取り組みを推進する必要があります。

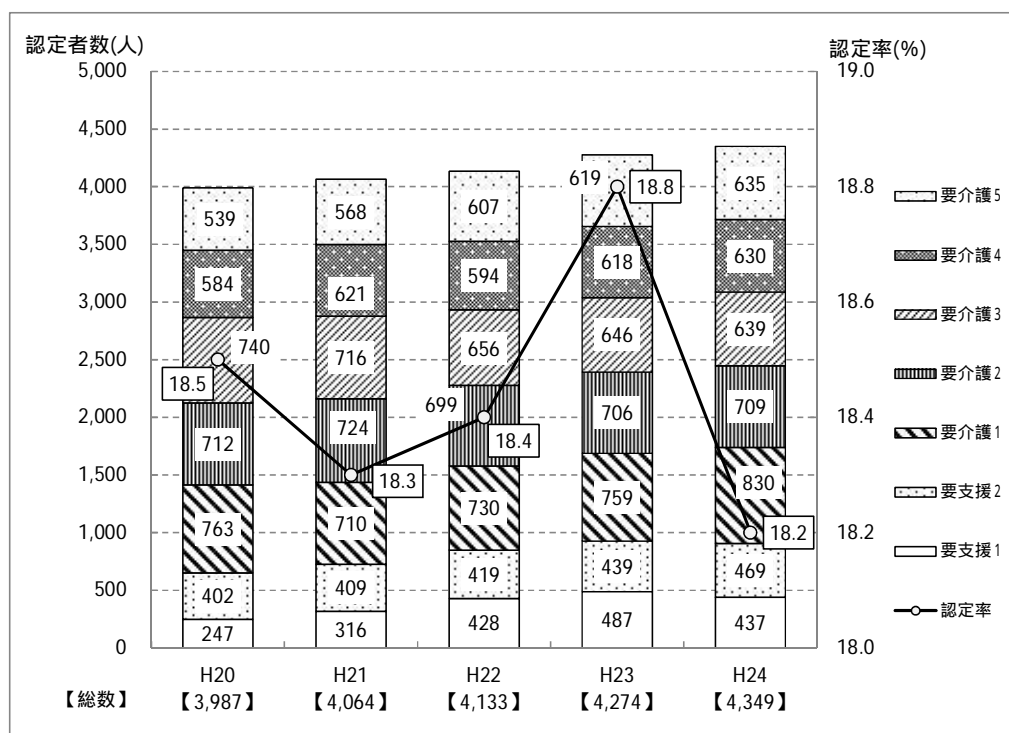
射水市の高齢者人口及び高齢化率の推移



(資料：住民基本台帳)

³² 地域包括ケアシステム：高齢者が尊厳を保ちながら、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいが、日常生活の場で一体的に提供できる地域での体制

要介護認定者数の状況



(資料：長寿介護課)

【目指す方向】

健康づくりと介護予防を強化するとともに、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムを構築し、高齢者自らの持てる力を最大限に発揮できる高齢社会の形成を目指します。

【施策の内容】

第1 高齢者への自立支援

高齢者が自立した生活を送ることができるよう、約8割を占める元気な高齢者への支援を推進します。また、介護予防に向けた取組を充実し、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した生活を送ることができるよう、連続した支援体制づくりに努めま事を推進します。

1 元気な高齢者への活動支援

(1) 元気な高齢者の健康維持・増進

- ア 中高齢期の健康づくりの知識の普及と健康不安への相談・サポート体制の充実
- イ 生活習慣病予防、寝たきり予防のため、スポーツクラブ等と協働して地域での運動習慣定着化を目的とした運動教室の推進
- ウ ロコモティブシンドローム(運動器症候群)³³の予防
- エ 閉じこもり予防のための高齢者サロンへの支援

³³ ロコモティブシンドローム(運動器症候群): 主に加齢により運動器の機能が衰えることで、介護が必要になったり寝たきりになったりする可能性が高い状態

- オ 高齢者の移動手段の確保
- 2 社会参加の促進と生きがいづくり
 - (1) 元気な高齢者の社会参加の促進
 - ア 老人クラブ活動への支援
 - イ 自主的な社会貢献活動の促進
 - ウ 世代間交流の推進
 - エ 生涯学習施設や文化・交流施設の活用の促進
 - (2) 就労機会の充実
 - ア シルバー人材センターの活動の促進
 - イ 豊富な経験や高い能力を生かす雇用の促進
- 3 介護予防活動の推進
 - (1) 一次予防事業（生活機能の維持・向上）の推進
 - ア 介護予防教室による知識の普及啓発
 - イ 運動を取り入れた介護予防教室の開催
 - ウ 介護予防に資する地域活動組織の育成・支援
 - エ うつ、閉じこもり予防教室の開催
 - (2) 二次予防事業の推進（生活機能低下の早期発見・早期対応）
 - ア 生活機能低下者の早期把握
 - イ 運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上、認知症予防教室の開催
 - (3) 介護予防マネジメントの充実
 - ア 要介護者に適した介護予防ケアプランの作成
 - イ 運動機能の向上、栄養改善等介護予防サービスの提供

第2 高齢者の尊厳を保つための取組

認知症高齢者とその家族への支援や高齢者の虐待防止と権利擁護の取組を推進します。

- 1 高齢者の尊厳を保つための取組
 - (1) 認知症高齢者対策の推進
 - ア 認知症ケアパス体制³⁴の整備
 - イ 認知症について正しく理解するための普及啓発の推進
 - ウ 認知症の予防や早期発見のための体制の整備
 - エ 認知症を抱える家族に対する支援の充実
 - (2) 地域での生活を支える体制の整備
 - ア 徘徊高齢者緊急ダイヤルサービスの推進
 - (3) 高齢者の虐待防止、権利擁護の推進
 - ア 高齢者虐待防止対策の推進

³⁴ 認知症ケアパス体制：認知症の症状進行に合わせた適切な医療・介護サービスの提供の流れを標準的に示す体制

- イ 成年後見制度の普及啓発の推進
- ウ 市民後見人の育成

第3 介護サービスの充実

高齢者が在宅で安心して生活を送れるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供できる地域での体制（地域包括ケアシステム）づくりを推進します。介護が必要となっても、できる限り住み慣れた地域で生活できるよう、地域密着型サービス等による介護サービスの充実を図ります。

1 在宅支援の充実

(1) 包括的な地域支援体制の推進

- ア 地域包括支援センターの機能の充実
- イ 地域包括ケア体制の構築
- ウ 包括的・継続的ケアマネジメントの推進
- エ 地域包括支援センター業務の普及啓発の推進
- オ 地域ケア会議の推進

(2) 在宅サービス基盤の充実

- ア 在宅サービス基盤の整備と質の向上
- イ 地域で支えていくための地域ケア体制の強化
- ウ 高齢者や障がい者、子ども等と一緒にサービスを受けられる富山型デイサービスの促進

(3) 在宅での生活を支える対策の推進

- ア 家族介護者に対する支援の充実
- イ 高齢者の見守り活動の推進

(4) 安心して生活が継続できる住まいの普及

- ア 介護あんしんアパート³⁵整備への支援
- イ サービス付き高齢者向け住宅の整備促進
- ウ 住宅改修等への支援の推進

(5) 在宅医療・介護の推進

- ア 在宅医療と在宅介護の連携強化
- イ 多職種協働による在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の推進
- ウ 医師会等と地域の関係機関との連携体制の推進

2 介護サービス基盤の充実

(1) 地域密着型サービスの充実

- ア 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護等の介護サービスの充実

(2) 居宅・施設サービスの充実

³⁵ 介護あんしんアパート：小規模多機能型事業所等に併設された高齢者向けのアパート。戸数の1/2以上は要介護認定を受けた人がいる世帯を条件とする。

ア 訪問介護、通所介護等の居宅サービスの充実

イ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設等施設サービスの充実

第2部 健康でみんなが支え合うまち
 第2章 やさしさを支え合うまちづくり
 第1節 地域福祉の推進

【将来の姿】

すべての市民が自主的・積極的に福祉活動に参加し、高齢者、障がい者、子ども等を地域ぐるみで支え合う福祉コミュニティが形成されています。

【現況と課題】

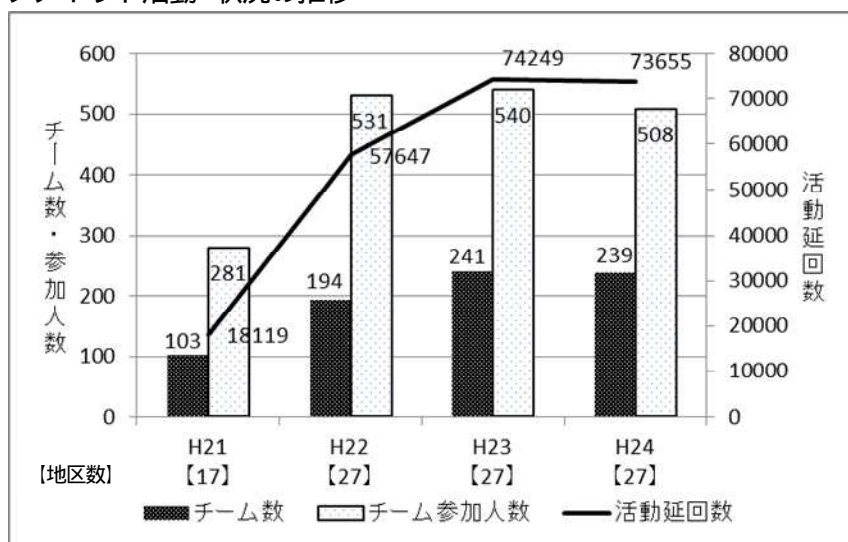
少子高齢社会の進展や価値観の多様化等による世帯の小規模化、人間関係の希薄化等に伴い、家庭や地域における支え合いの意識や機能が低下しています。

一方、住み慣れた地域で安心して生活し続けたいというニーズは高く、地区社会福祉協議会が組織化されるなど、地域の支え合いに向けた取組は始まっており、その活動の一層の促進が求められています。

このような状況の中、地域で、その特性を生かした地域福祉の継続的な取組を活発化させる必要があります。

また、福祉や健康づくりの核となる施設の統合整備が課題となっています。

ケアネット活動³⁶状況の推移



(資料：射水市社会福祉協議会)

³⁶ ケアネット活動：地域の人ができる見守りや話し相手などの支援活動を通じて、地域住民の相互の支え合いをつくとともに、保健・医療・福祉など生活を支援する関係者ともネットワークを図ることで、誰もが安心して生活できる地域づくりを進めようとする活動

【目指す方向】

住み慣れた地域で、高齢者、障がい者、子育て中の人など、支援を必要とする人に必要な支援が行き届くよう、市民が主体となって、互いに助け合い支え合う地域が一体となった福祉体制づくりを目指します。

【施策の内容】

第1 地域福祉支援体制の拡充

関係機関・団体・行政が互いに連携しながら、あらゆる市民が自主的かつ積極的に福祉活動に参加できる体制を整備し、地域福祉活動を推進します。

1 地域福祉支援体制の充実

(1) 社会福祉協議会等との連携

- ア 社会福祉協議会や地区社会福祉協議会と連携した福祉活動の促進
- イ 社会福祉協議会や地区社会福祉協議会の自立支援

(2) ボランティアなど社会貢献活動の促進

- ア ボランティアなど社会貢献活動への参加促進及びその支援
- イ ボランティアなどの活動推進体制の整備

2 福祉に対する意識の向上

(1) 福祉意識づくり

- ア 助け合い、支え合い意識の向上
- イ あらゆる人の社会参加の促進

(2) 更生保護活動の充実

- ア 社会復帰を支援する更生保護事業への支援

第2 地域福祉活動の充実

支援を必要とする人が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、民生委員児童委員や福祉ボランティアを支援し、地域の力を生かした地域福祉活動の充実を図ります。

1 地域の力を生かした地域福祉活動の充実

(1) 安全で暮らしやすい環境づくり

- ア 災害時要援護者登録やいのちのバトン事業³⁷の充実
- イ 社会福祉協議会や地区社会福祉協議会への活動支援
- ウ 各種関係機関の連携強化、地域福祉ネットワークの強化
- エ 保健・医療・福祉が連携した効果的・効率的な業務体制の推進

(2) 地域活動の促進

- ア ケアネット活動の充実

³⁷ いのちのバトン事業：高齢者や障がい者など支援を必要とする方が、医療情報や本人の状況、緊急連絡先等を記した救急医療情報を「いのちのバトン」という専用容器に入れ、冷蔵庫に保管し、緊急時や災害時の迅速な救命救急対応や、日頃の見守りに活用するもの

イ 福祉に関する相談体制の充実

ウ 地域福祉に関わる活動を効果的に支援するための、施設の有効活用

第2部 健康でみんなが支え合うまち
 第2章 やさしさを支え合うまちづくり
 第2節 障がい者福祉の充実

【将来の姿】

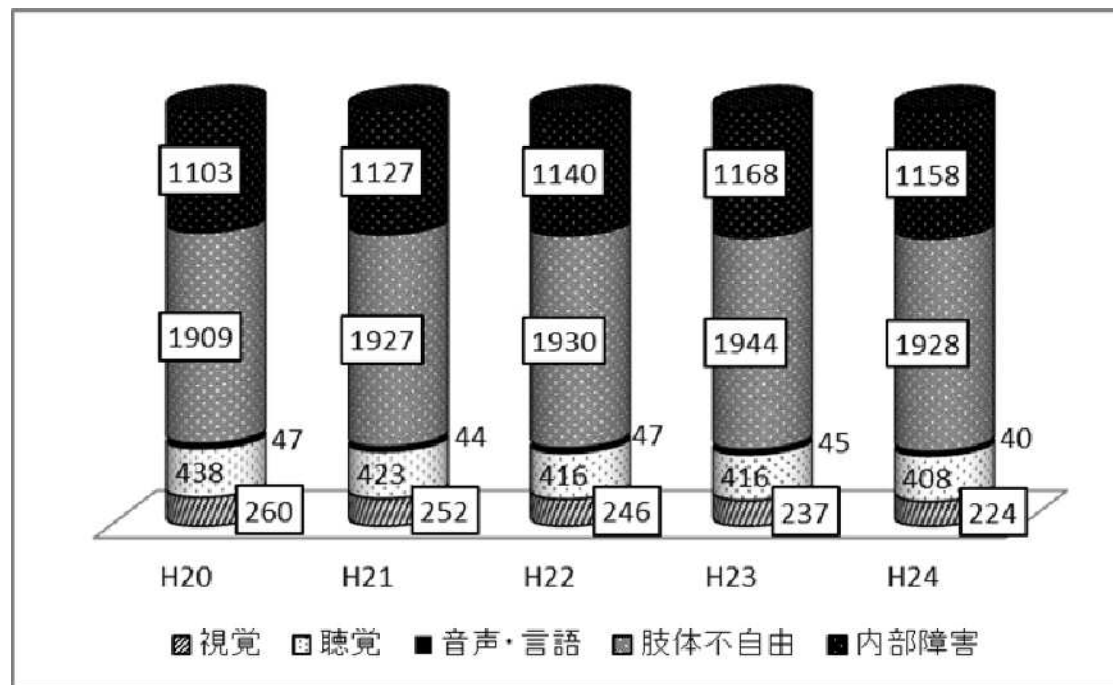
障害のあるすべての市民が障害を理由として差別されず、障害のない市民と等しく社会参加の機会を確保され、住み慣れた地域で十分な意思疎通を図りながら、自らが望む生活を継続して営むことができる共生社会³⁸となっています。

【現況と課題】

本市では、障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の取得者や発達障害、高次脳機能障害及び難病等による一定の障害がある人が年々増加しております。一方、家族構造の変化や、介護者の高齢化など障がい者を取り巻く環境も変化しています。

このような状況の中、障害のあるなしに関わらず、地域で安心して生活を営むことができる共生社会の実現を目指して、平成25年に「障害者総合支援法」が施行されました。また、平成28年には「障害者差別解消法」の施行が予定されるなど、障がい者の希望を尊重して、可能な限り身近な場所で日常生活を送ることができる社会づくりを推進する必要があります。

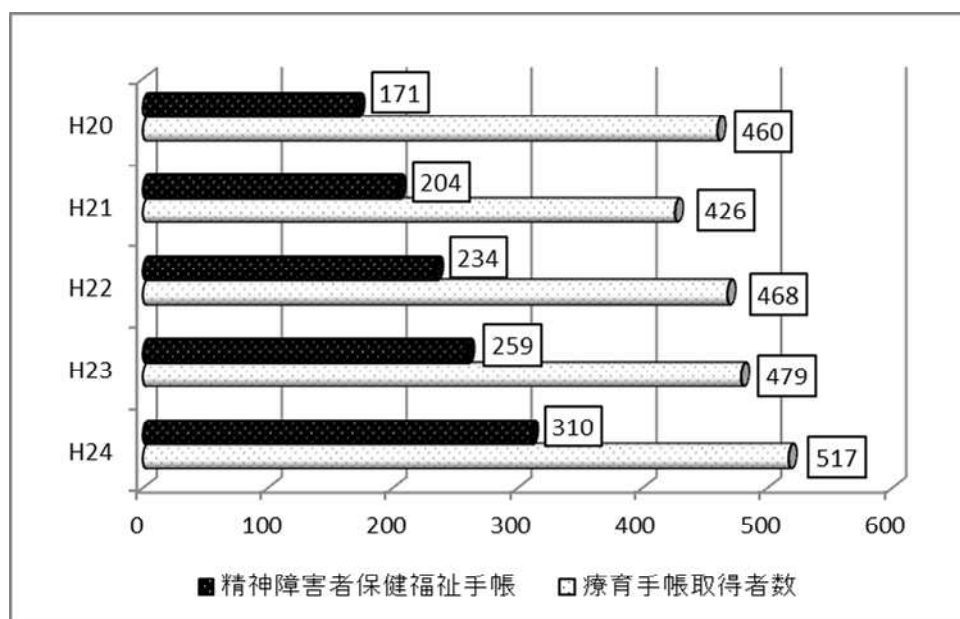
身体障害者手帳交付者数の推移



（資料：社会福祉課）

³⁸ 共生社会：障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会

療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



(資料：社会福祉課)

【目指す方向】

全ての市民が基本的人権を生まれながらに持ち、かけがえのない個人として尊重されなければならないという理念に基づいて障がい者施策を進めます。

障がい者が可能な限り、身近な場所で必要な支援を受けることができ、社会を構成する一員として十分な社会参加の機会の確保を目指します。

【施策の内容】

第1 障がい者の社会参加の促進と共生社会の実現

障がい者が気軽に相談でき、いきいきと生活できるための施策を推進します。

1 障がい者の充実した地域生活の推進

(1) 相談支援体制の強化

(2) 地域活動支援センターの充実

ア 障害特性に添った支援の提供

イ 創作的活動又は生産活動の機会の提供

ウ 障がい者と地域の交流促進

(3) 日常生活用具給付等の実施

(4) 意思疎通支援事業(手話通訳者派遣事業等)の推進

2 障がい者の社会参加の促進

(1) 社会参加促進事業の推進

(2) 本人活動支援事業の推進

(3) 生活環境等のバリアフリー化の推進

3 障がい者に対する理解の促進

- (1) 障がい者差別解消・啓発活動の推進
- (2) 障がい者虐待防止の周知
- (3) 成年後見等権利擁護の推進
- (4) 市民後見人の育成

第2 障がい者福祉サービスの充実

障がい者や障がい児が、障害者総合支援法や児童福祉法に基づく福祉サービスを受け、充実した生活ができるための施策を推進します。

1 自立支援給付の充実

- (1) 障害福祉サービスの実施
- (2) 相談支援サービスの強化
- (3) 自立支援医療の実施
- (4) 補装具費支給の実施

2 児童通所給付の充実

- (1) 児童通所サービスの実施
- (2) 相談支援サービスの実施

「障がい」の表記について

「障がい」の表記のあり方については、障がい者制度改革推進本部において、『「障害」の表記に関する検討結果について』がまとめられています。その結果では、特定の表記は決定されず、法令等による「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いることとし、今後制度改革の集中期間を目途に一定の結論を得ることとされました。

しかし、「障害」の「害」を人に対して使用する場合、負のイメージが強く不快を感じる場合があることから、法律等で使用されている用語、関係団体・施設の名称、制度の名称などを除き、「障がい」の表記としています。

第2部 健康でみんなが支え合うまち

第2章 やさしさを支え合うまちづくり

第3節 社会保障の充実

【将来の姿】

安定した保険財政基盤の下、誰もが安心して介護や医療を受けられ、自立して生活できるやさしい社会が実現しています。

【現況と課題】

本市では、年々の介護保険給付費や医療費の増加が、保険財政に深刻な影響を与えていることに加え、長引く景気低迷などから生活保護の相談や申請が増加傾向にあります。

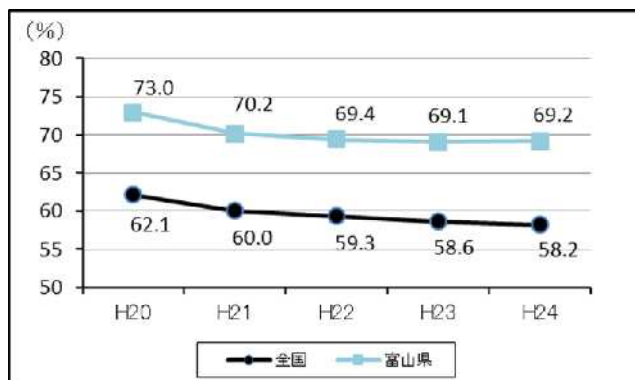
このような状況の中、介護保険給付費や医療費の適正化及び保険税（料）の収納率の向上を図るなど、各種保険・医療制度や年金制度の円滑な運営、生活保護受給者や生活困窮者の自立を支援する仕組の構築が必要です。

国民健康保険加入状況の推移

	人口（人）	被保険者数（人）	加入率（％）	保険税 収納率（％）	特定健診 受診率（％）	特定保健指導 実施率（％）
H20	96,489	20,461	21.21	92.74	41.05	24.49
H21	96,205	20,679	21.49	92.56	40.83	16.81
H22	95,851	21,008	21.92	95.22	41.50	16.71
H23	95,546	21,153	22.14	96.26	41.71	15.64
H24	95,112	21,051	22.13	96.29		
H29（目標）				97.50	60.00	60.00

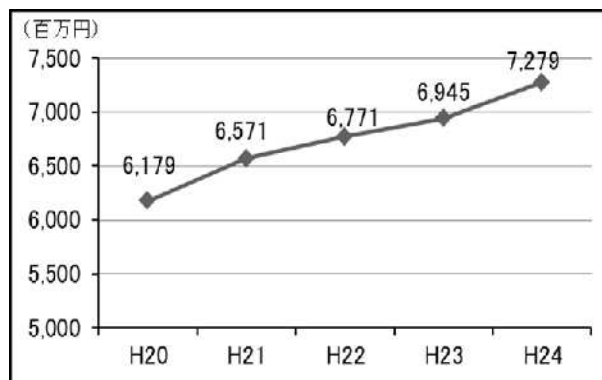
（資料：市民・保険課）

国民年金保険料（現年分）の納付率の推移



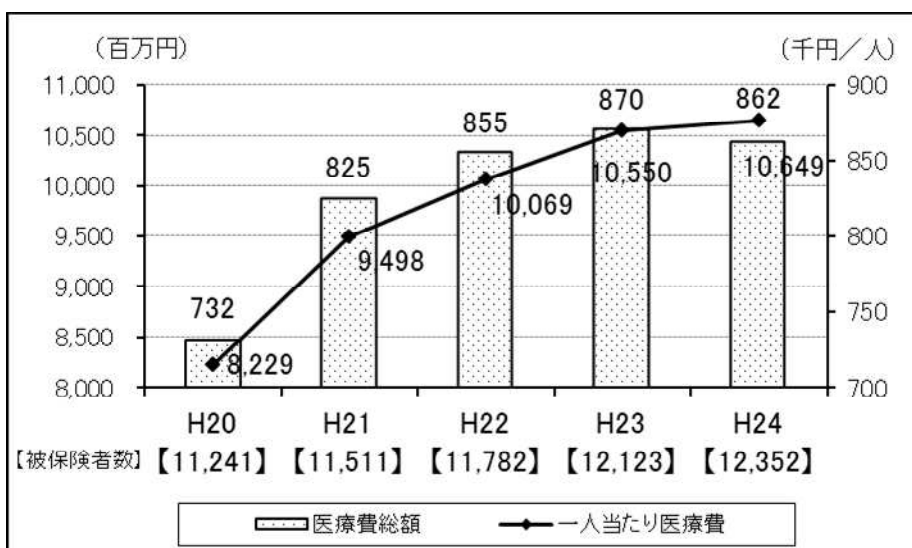
（資料：厚生労働省）

介護保険給付費の推移



（資料：長寿介護課）

後期高齢者医療費の推移



(資料：市民・保険課)

生活保護の相談・申請件数（各年度末現在）、生活保護世帯数の推移（各年度3月現在）

	相談件数	申請件数	保護実数			富山県
			世帯数	人員	保護率(%)	保護率(%)
H20	98	33	129	153	1.62	2.44
H21	137	33	131	165	1.75	2.84
H22	183	34	131	160	1.71	3.13
H23	153	20	126	153	1.64	3.17
H24	135	18	119	145	1.56	3.32

保護率：人口1,000人当たりの保護人員数

(資料：福祉行政報告例、社会福祉課)

【目指す方向】

介護保険制度、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、国民年金制度等は、国民の健康や安定した暮らしを支えるための重要な公助システムです。市民一人ひとりが認識できるよう周知・啓発に努めを図り、これらの保険制度の適正な運営と財政の健全化を図ります。また、生活保護受給者や生活困窮者に適正な支援を実施し、誰もが安心して自分らしい生活が送れる社会を目指します。

【施策の内容】

第1 介護保険の適正な運営

介護保険制度を円滑かつ安定的に運営するため、要介護認定の適正な実施とともに介護サービスの適正な利用を推進します。

1 介護保険の適正な運営

(1) 介護保険制度に関する情報提供の充実

ア 介護保険制度の普及啓発

- イ 介護サービス事業者などの情報提供
- (2) 介護サービス事業者への指導・監督
 - ア 利用者に適した介護サービス提供のための指導・監督
 - イ 介護サービス提供のための富山県との連携
- (3) 要介護認定の公平かつ適切な実施
 - ア 認定審査会委員や訪問調査員への研修会の開催
- (4) 介護サービス適正化の推進
 - ア 居宅介護サービス計画（ケアプラン）の適正化
 - イ 介護サービス事業者の従事者のための研修会の開催
 - ウ 地域包括支援センターを中心とした介護サービスの情報提供
- (5) 介護保険事業計画の策定
 - ア 国や富山県の介護保険関連計画との調整
 - イ 市の健康、福祉、保険関連計画との調整

第2 国民健康保険事業の適正な運営

国民健康保険事業の適正な運営のために、安定的な税収の確保、医療費の適正化、健康意識の向上、疾病予防や早期発見・治療及び重症化予防に努めます。

また、これから検討が進められる医療保険制度改革の的確な情報収集と対応に努め、国民健康保険財政の健全かつ安定的な運営を図ります。

- 1 保険財政安定化の推進
 - (1) 国民健康保険制度の普及啓発
 - (2) 保険税の多様な納付環境の整備と口座振替の推進
 - (3) 医療費適正化の推進
- 2 保健事業の推進
 - (1) 特定健康診査・特定保健指導の充実
 - (2) 国保データベースシステム³⁹の活用による健康水準の向上
 - (3) 人間ドック事業及び生活習慣病予防の推進

第3 後期高齢者医療の適正な運営

富山県後期高齢者医療広域連合と連携を密にし、高齢者の医療の確保に関する法律に定める市町村事務と制度の適正な運営に努めます。

- 1 窓口・相談業務の実施
 - (1) 被保険者の適切な資格管理・医療給付
 - (2) 保険料の適正な賦課・徴収
 - (3) 制度の更なる普及啓発

³⁹ 国保データベースシステム：医療や介護のレセプト、健診データなどを活用し、健康データや統計情報を作成するシステム

2 保健事業の推進

(1) 健康診査の充実

第4 国民年金制度の啓発

制度への理解や納付意識の向上を図り、老後の安定した生活基盤を確立するため、制度の趣旨や重要性の啓発と相談体制の充実に努めますを図ります。

1 制度に関する情報提供の充実

(1) 広報啓発の実施

(2) 口座振替等利用の推進

2 相談体制の充実

第5 生活援護の充実

生活保護の適正な実施に努め適正実施に取り組み、生活保護受給者が自立した生活ができるよう個々の状況に応じた支援を実施するとともに、生活困窮者の自立を促すための相談支援体制を構築します。

1 要保護者の把握・相談体制の強化

(1) 民生委員、関係機関との連絡・連携

2 生活保護受給者の自立に向けた支援の実施

(1) 自立支援プログラムの活用

3 生活困窮者に対する自立相談支援体制の構築

(1) 社会福祉協議会やハローワーク等の関係機関と連携した自立相談支援の実施

第2部 健康でみんなが支え合うまち
 第3章 医療体制の整ったまちづくり
 第1節 医療体制の充実

【将来の姿】

かかりつけ医から専門機関へ、病院から在宅といった地域の医療機関が緊密に連携する医療体制が整い、市民が安心して暮らしています。

【現況と課題】

市民の多様な医療ニーズに対応し、いつでも安心して、適切で質の高い医療が受けられるよう、地域医療体制及び救急医療体制の充実、強化が求められています。

地域医療の体制としては、市民病院が基幹病院としての役割を担い、また市内の身近なかかりつけ医・薬局が、地域医療の重要な役割を担っています。今後も市民病院と市内の医療機関等の連携強化や機能分担の促進、高齢社会に対応した在宅医療の推進を図ることが必要です。

救急医療の体制としては、市民病院を始め、医師会が実施している休日在宅当番医制及び高岡市急患医療センターでの初期救急⁴⁰、高岡医療圏域の公的病院での第二次救急⁴¹、さらに厚生連高岡病院での第三次救急⁴²の医療体制が整備されています。引き続き関係機関の連携・協力体制を強め、広域的な救急医療体制を充実・強化していく必要があります。

災害医療の体制としては、市民病院・医師会及び災害拠点病院のネットワークを強化し、自然災害や事故災害に対応できる体制を構築する必要があります。

高岡医療圏構成市町村別医療施設数、病床数

		医療施設（箇所）				病床数（床）
		病院	診療所	歯科 診療所	薬局	総数
射水市	H20.4.1	6	59	32	22	878
	H25.4.1	6	55	33	28	856
高岡市	H20.4.1	17	148	90	74	3,308
	H25.4.1	17	136	85	75	3,077
氷見市	H20.4.1	4	32	18	14	682
	H25.4.1	4	32	17	15	556

（資料：県高岡厚生センター）

⁴⁰ 初期救急：入院の必要がなく外来で対処しうる患者に対応する救急医療。休日夜間急患センターや在宅当番医など

⁴¹ 第二次救急：入院医療を必要とする患者に対応する救急医療

⁴² 第三次救急：二次救急では対応できない重篤な患者に対応する救急医療

高岡医療圏第二次、第三次救急医療体制

第二次救急医療体制		第三次救急医療体制
病院群輪番制病院	その他救急告示施設(病院)	
休日及び毎夜間 射水市民病院 厚生連高岡病院 高岡市民病院 社会保険高岡病院 済生会高岡病院 金沢医科大学氷見市民病院	医療法人社団整志会沢田記念 高岡整志会病院 医療法人光ヶ丘病院 あさなぎ病院 本郷林整形外科病院 真生会富山病院 医療法人財団正友会 中村記念病院	24時間365日 厚生連高岡病院

(資料：県高岡厚生センター)

【目指す方向】

市民が身近な地域で、安心して質の高い医療が受けられるよう、地域医療体制の整備・充実、市民病院と市内医療機関との連携強化と機能分担を進めます。

【施策の内容】

第1 地域医療体制の充実

身近な地域で質の高い医療が受けられるよう、地域医療体制の整備・充実を図ります。

1 市民病院と市内の医療機関の連携強化

(1) 市民病院と市内医療機関の連携強化及び機能分担の促進

(2) かかりつけ医、かかりつけ薬局の定着や在宅医療体制の充実と連携強化

第2 救急医療体制の充実

いつでも安心して病態に応じた適切な医療が受けられるよう、救急医療体制の充実を図ります。

1 救急医療体制の充実

(1) 市民病院と市内医療機関との初期救急時間外診療の連携

(2) 第二次・第三次救急医療機関及び消防本部との連携強化

2 救急医療についての普及啓発

(1) 救急医療に関する普及啓発及び適切な救急医療情報の提供

第3 災害医療体制の構築

災害時に迅速な対応が取れる体制づくりと関連団体との連携強化を図ります。

1 市民病院、市内医療機関及び災害拠点病院との連携強化

第2部 健康でみんなが支え合うまち

第3章 医療体制の整ったまちづくり

第2節 市民病院における質の高い医療の提供

【将来の姿】

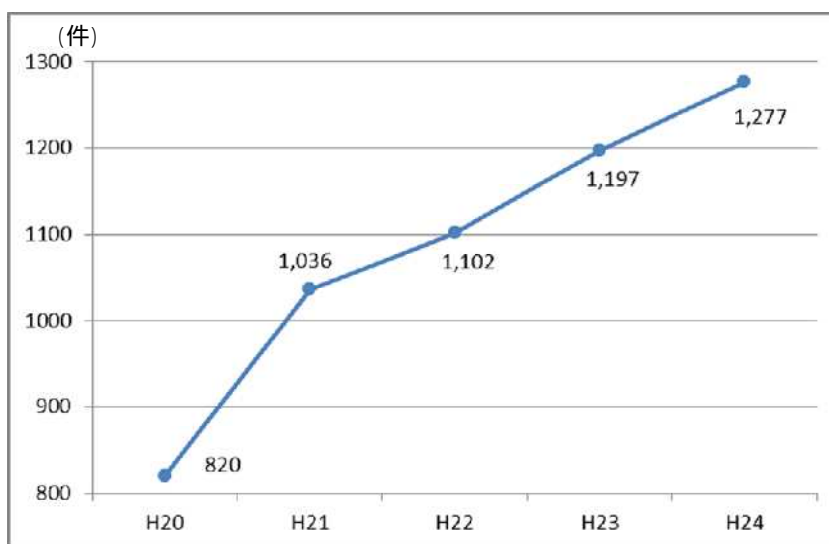
市民病院が地域住民に最も信頼され親しまれる病院となり、本市において他にない優れた特徴を持つ最重要中核医療機関として地域に貢献しています。

【現況と課題】

市民病院は生命を尊重し患者一人ひとりに最適な医療を提供することにより、地域住民から最も信頼され、親しまれる病院になることを目指しています。市民病院が安心できる医療を継続的に提供するためには、患者の立場に立った安全で透明性の高い医療体制を整えると同時に、急性期から慢性期まで対応できる良質の医療、市民が誇れる医療機能を充実させる必要があります。そのためには、救急医療体制の強化と高度専門病院との医療連携、特色ある医療機能の提供、高齢者疾患にも対応できる慢性期医療体制の充実、予防医療の推進を、地域の医療機関や介護・福祉施設と連携して推進していかなければなりません。

また、大規模災害に備えて、市民病院が市内の災害医療の中心的施設として機能できるように診療棟を耐震整備し、災害対応体制の充実に努めるを図る必要があります。

救急搬送件数の推移



(資料：市民病院)

【目指す方向】

患者一人ひとりに最適な医療を提供するために、優秀な医療スタッフを確保・育成し医療設備・環境を整備することにより、安全で親身な医療サービスと急性期疾患に対応できる診療体制を強化し、今後の地域連携型医療体制の一翼を担える特徴ある病院機能を確立します。

【施策の内容】

第1 救急医療体制の充実と高度専門病院との医療連携の強化

高岡二次医療圏における救急単独二次輪番病院⁴³としての機能を整えます。また、大学病院との緊密な医療連携により市民に高度専門医療を提供します。

1 救急医療体制の充実

- (1) 脳神経外科、小児科診療の充実
- (2) 大学病院からの救急応援体制の強化
- (3) 救急治療室の設備・環境整備

2 高度専門病院との医療連携の強化

- (1) 大学病院への紹介及び逆紹介の推進
- (2) 大学病院との人的交流の促進
- (3) 大学病院との共同研究及び教育の推進

第2 特色ある医療の提供

循環器診療をさらに充実させ、365日の救急医療から慢性期リハビリ、在宅医療から二次予防まで対応できる体制を構築します。

1 特色ある医療の提供

- (1) 365日24時間の循環器救急対応と重症患者の高度治療
- (2) 心臓リハビリの普及と市民に対する二次予防の推進
- (3) ICTユビキタス・ホスピタルタウン構想⁴⁴による遠隔医療の推進

第3 地域医療・高齢者医療の連携・推進

高齢社会に対応できる医療機能を行政及び地域の医療・介護・福祉機関と連携して推進します。

1 連携による地域医療と高齢者医療の推進

- (1) 保健・福祉及びまちづくり政策と連携した高齢者医療の推進
- (2) 地域医療機関及び介護・福祉施設と連携した高齢者医療の推進
- (3) 在宅療養患者等の受入機能を有し、地域包括ケアを支える病棟の整備

⁴³ 救急単独二次輪番病院：入院や手術を必要とする救急患者に対して、複数の病院が当番日を決めて救急医療を行う「病院群輪番制」を組む中で、当番日に単独で救急医療に対応している病院

⁴⁴ ICTユビキタス・ホスピタルタウン構想：総務省が進めるICT（情報通信技術）を活用した安心・安全なまちづくり「ユビキタスタウン構想推進事業」において採択された射水市のプロジェクト。市全体を一つの病院にみたく、ICTを活用したシステムで在宅患者の病状に関する情報収集を行い、空間的距離を短縮した革新的な遠隔医療を可能にするもの

第4 予防医療の推進

市民への健康への啓発活動を推進するとともに健診機能を強化し、疾病を有する患者を対象とした二次予防を推進します。

1 予防医療の推進

- (1) 市民に対する一次予防の啓発・推進
- (2) 健診・ドック機能充実による早期発見の推進
- (3) 二次予防の拠点としての病院機能の充実

第5 災害対応体制の充実

非耐震の診療棟を改築し、地震等の大規模災害時にも継続して医療を提供できる体制を整備します。

1 災害対応体制の充実

- (1) 施設の耐震化整備
- (2) 防災訓練による対応能力の向上
- (3) 災害に備えた医薬品等の備蓄

第2部 健康でみんなが支え合うまち

第3章 医療体制の整ったまちづくり

第3節 発展性のある市民病院の運営

【将来の姿】

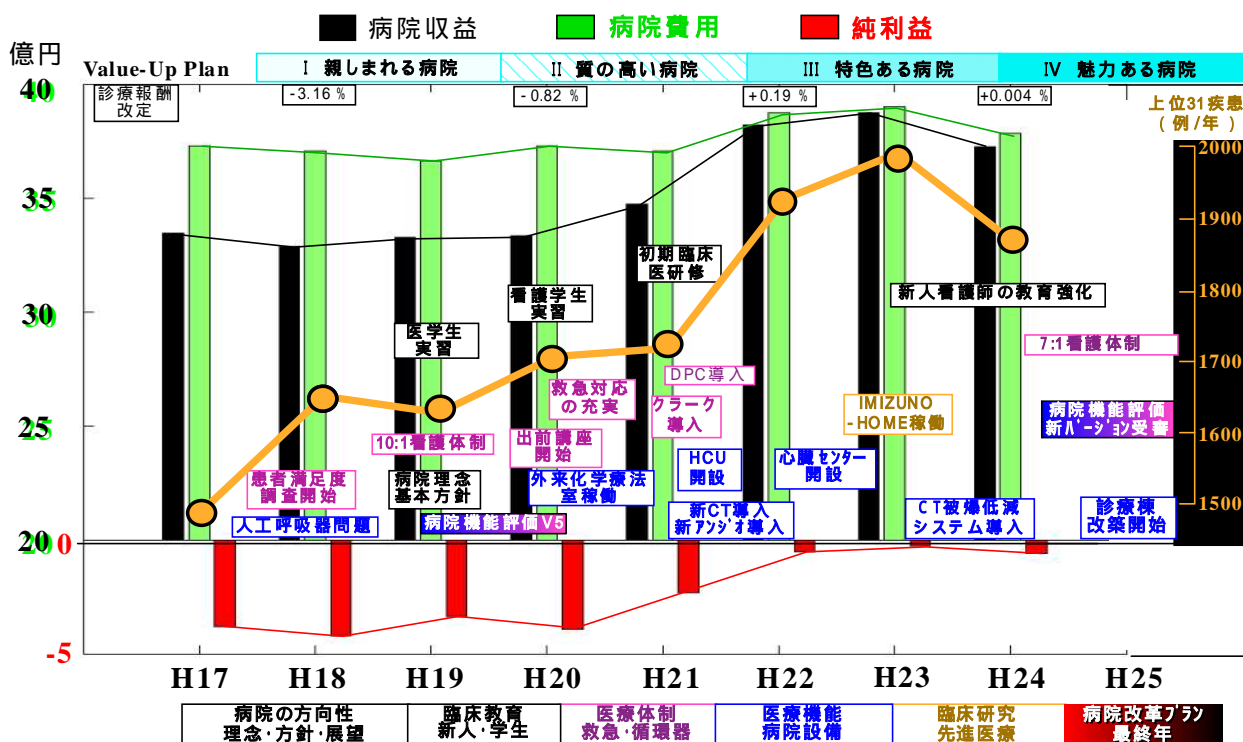
職員のチームワークに支えられた体系的な病院マネジメント・システムが確立し、健全で安定した運営がなされています。

【現況と課題】

医療が高度化し患者のニーズが多様化している今日、限られた医療資源のもとで質の高い医療を提供するためには、医療機能の分化と連携がさらに必要とされています。地域連携型医療への医療政策に基づき、市民病院は特色ある医療の展開、地域医療機関との連携、包括算定と効率的病床管理、7対1看護体制の導入を進め、病院経営を改善してきました。

発展性のある病院運営に最も重要なことは、人の集まる病院組織をつくることです。今後の医療動向を見据えて病院の方向性を定め、有能な医療スタッフ、学生・研修医にとって夢のある環境・設備、医療機能及び組織運営を実現しなければなりません。そのためには、病院の理念と基本方針のもと、病院の機能・情報を統合的に分析して戦略をたてる総合企画室を設置し、ここから発信される方針を組織全体が共有し、協力して病院運営に参画する組織風土を醸成することが肝要です。系統的マネジメント・システムにより、職員がやりがいをもって仕事に取り組める環境を整備し、有能な人材が集まる魅力ある病院を目指していきます。

【射水市民病院の取り組みと収益的収支の推移】



クラーク：ここでは医師事務作業補助者を指す。医師の指示の下に診断書などの文書作成などを行い、医師の負担軽減を図る職員

DPC(Diagnosis Procedure Combination)：診断群分類別包括支払制のこと。従来の診療行為ごとに計算する「出来高払い」方式とは異なり、入院患者の病名とその症状・治療行為をもとに厚生労働省が定めた1日当たりの金額からなる包括評価部分（投薬、注射、処置、入院料等）と出来高評価部分（手術、麻酔、リハビリ、指導料等）を組み合わせる計算方式

HCU(High Care Unit)：ICUと一般病床の中間に位置する治療室で、手術直後の患者などの容態管理を24時間体制で行い、高度で緊急を要する医療を行う高度治療室

ICU(Intensive Care Unit)：呼吸、循環、代謝その他の重篤な患者の容態を24時間体制で管理し、効果的な治療を行う集中治療室

(資料：市民病院)

【目指す方向】

病院の理念と基本方針が組織全体に浸透することにより、職員一人ひとりが病院の現状と方向性を認識して、個人の活動が共通の目標に向かって収束する組織風土を確立します。

【施策の内容】

第1 経営健全化の推進

病院運営の中核となる総合企画室を中心に、バランススコアカード⁴⁵を活用した系統的運営体制を整備します。強い財務体質を構築するために、効果的な病床運営と施設基準や加算取得を目指します。さらに効率的な業務委託の推進や経費の削減等を行い、経営基盤を強化します。

⁴⁵ バランススコアカード：企業経営のマネジメント手法の一つ。財務的視点だけで業績を評価するのではなく、顧客の視点、内部（業務）プロセスの視点、学習と成長の視点という多面的な視点で経営を分析・評価・企画する手法

- 1 経営基盤の強化
 - (1) 総合企画室の設置・運用
 - (2) 医療の質の向上と効率的な病床運用
 - (3) 医療機能の向上による施設基準⁴⁶の取得
 - (4) 業務委託・診療材料費の検討
 - (5) ジェネリック薬品及び院外処方箋の推進

第2 魅力ある病院運営

やりがいのある仕事環境・設備を充実させるとともに、人材育成のための施策を強化して有能な人材を確保し、個人の能力が発揮できる組織運営を推進します。また、市民に対してひらかれた病院として、診療だけでなく健康維持や疾病予防など多目的に病院を利用できる環境を整えます。

- 1 有能な人材の育成
 - (1) 職員の教育・研修の充実
 - (2) 職員の専門医や認定看護師など資格取得への支援
 - (3) 職員のやりがいと能力を促進する人事評価制度
- 2 多目的な病院の活用
 - (1) 医療系学生及び研修医の教育環境及び体制の充実
 - (2) 快適な医療環境・施設の整備
 - (3) 地域の医療機関及びコミュニティとの連携

第3 医療業務機能の向上

実効性のあるチーム医療の推進とICTの応用により、業務効率及び医療の質を向上させます。

- 1 業務効率及び医療の質の向上
 - (1) 電子カルテ導入による診療機能の効率化
 - (2) ICTによる医療情報システムの充実
 - (3) クリニカルパス⁴⁷の充実による医療の効率化と標準化
 - (4) 多職種チーム医療⁴⁸による安全で効果的な医療の推進

⁴⁶ 施設基準：健康保険法等の規定に基づき厚生労働大臣が定めた保険診療の一部について、医療機関の機能や設備、診療体制等の基準を定めることにより、安全面やサービス面等を評価したもの

⁴⁷ クリニカルパス：入院中における疾患について、入院、検査、手術、リハビリ等の診療行為の流れを記載した計画書（入院診療計画書）

⁴⁸ 多職種チーム医療：医師、看護師、薬剤師、管理栄養士など、多職種のスタッフが患者のニーズに応じてチームを組み、それぞれの専門性を生かして総合的に医療を提供すること。

第3部 個性に満ちた活気あふれるまち

第1章 個性を生かしたまちづくり

第1節 射水ブランドの確立と発信

【将来の姿】

本市の優れた特産品や地域資源が「射水ブランド」として全国的に認知され地域イメージが向上することにより、産業の活性化や交流人口の増加が図られ、市全体が活性化しています。

【現況と課題】

本市には、優れた特産品や豊かな自然等魅力ある地域資源が多くありますが、全国的に認知されたものはまだ少なく、また、「射水市」という名前も全国的に知名度は高くありません。

このため、「射水市観光・ブランド戦略プラン⁴⁹」に基づき各種事業を展開し、地域イメージの向上を図りながら、「射水市」及び射水ブランドを全国に発信していく必要があります。

【目指す方向】

射水の魅力ある地域資源を掘り起こし、ブラッシュアップ⁵⁰を進めながら、特産品を使用した射水ブランド商品の開発や育成を支援します。

また、関係機関や団体等と連携しながら、様々な媒体を活用して全国に発信し、地域イメージの向上を図ります。

【施策の内容】

第1 射水ブランドの育成と確立

特産品のブランド化を進め、射水ブランド商品の開発や育成を支援します。

また、食（海や河川・野が育む豊かな食）の資源を中心に、水（水辺の景観）と祭（伝統ある祭）の資源を連携させ、射水ブランドの確立を図りながら、射水市の地域イメージの定着・向上に取り組みます。

1 特産品のブランド化

（1）農林水産物、伝統工芸等の特産品のブランド化の支援

2 射水ブランド商品の育成

（1）ブランド化に向けた商品開発の支援

（2）ブランド化された商品の販路拡大に対する支援

⁴⁹ 射水市観光・ブランド戦略プラン：射水ブランドの推進及び観光振興を図るため、市民、事業者、各種団体、行政のそれぞれが取り組むべき具体策について定めた計画。計画期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間

⁵⁰ ブラッシュアップ：磨き上げること。腕や技の磨き直し。また、一定のレベルに達した状態からさらに磨きをかけること。

3 射水市の地域イメージの定着、向上

- (1) 食・水・祭を中心とした地域の魅力の確立
- (2) 射水市の食材を活用したイベント等への支援
- (3) 市民が射水の魅力を再発見・再認識するための取組

第2 射水ブランドの発信

射水ブランドを発信するため、様々な媒体を活用しながらPRに取り組みます。

- 1 射水ブランドロゴマーク・キャラクターの活用
 - (1) キャラクターを活用した活動
 - (2) ロゴマークやキャラクターを活用した商品開発の支援
- 2 様々な広報媒体の活用
 - (1) テレビ、雑誌等の広報媒体の活用
 - (2) インターネット等による発信
- 3 アンテナショップ「いきいき富山館」の活用
- 4 本市ゆかりの著名人との連携

第3部 個性に満ちた活気あふれるまち

第1章 個性を生かしたまちづくり

第2節 観光の振興

【将来の姿】

新湊大橋や海王丸パークを中心とした射水ベイエリアや旧北陸道など、射水市の観光地が広く認知され、交流人口が増加しています。また、宿泊施設が増え、本市に滞在する観光客が増加しています。

【現況と課題】

本市には、県内でも上位の観光客入込数を誇る海王丸パークや県民公園太閤山ランド等魅力ある観光拠点があります。

また、地域の歴史・文化に根づいた祭りや伝統芸能、市民に親しまれているイベントがありますが、観光資源が一体となっていないことや、市内に宿泊施設が少ないことなどから滞在時間が短い通過型の観光となっています。

日本海側最大級の斜張橋「新湊大橋」の完成は、東西埋立地のにぎわいを創出しており、このにぎわいを市内全域へ波及させる取組が必要となっています。

また、平成27年の北陸新幹線の開業により首都圏からも観光客の増加が見込まれることから、「射水市観光・ブランド戦略プラン」に基づき各種事業を展開し、滞在型観光⁵¹や広域観光を推進するとともに、魅力的な地域資源を発掘・活用し、交流人口の増加を図っていく必要があります。

県内主要観光地入込数

(単位：千人)

		H20	H21	H22	H23	H24
海王丸パーク	射水市	707	798	669	756	979
立山黒部アルペンルート	立山町	1,016	1,037	1,001	827	885
高岡古城公園	高岡市	699	820	830	883	882
氷見フィッシャーマンズワーフ (H24～ひみ番屋街)	氷見市	744	748	680	631	871
道の駅カモンパーク新湊	射水市	772	796	965	949	860
太閤山ランド	射水市	653	663	666	630	725
五箇山	南砺市	820	880	815	740	656
道の駅福光	南砺市	541	556	585	628	649
桜ヶ池	南砺市	380	499	386	580	587
道の駅「メルヘンおやべ」 (H21.10月オープン)	小矢部市	-	-	436	506	530

⁵¹ 滞在型観光：一箇所に滞在し、滞在地で静養や体験型を始めとした観光を楽しむこと、またはそこを拠点に周辺の観光を楽しむ形態のこと。

射水市主要観光地、イベント入込数

(単位：千人)

	H20	H21	H22	H23	H24
海王丸パーク	707	798	669	756	979
太閤山ランド	653	663	666	630	725
道の駅カモンパーク新湊	772	796	965	949	860
川の駅新湊	-	49	34	31	29
きっときと市場	-	-	-	359	446
海老江曳山まつり	22	22	20	20	20
新湊曳山まつり	70	70	70	70	70
大門曳山まつり	10	10	10	10	10
越中だいもん凧まつり	60	5	50	50	60
小杉みこし祭り	5	15	20	20	20
富山新港新湊まつり	50	25	50	50	50
新湊カニかに海鮮白えびまつり	90	70	50	50	35

(資料：商工観光課)

【目指す方向】

射水市を広くアピールできるよう、既存の観光資源の活用や観光拠点の整備により、観光地としての魅力の創出を図るとともに、各種メディアを利用した情報発信やPR活動を推進します。また、宿泊施設の誘致や広域観光ルートの開発により、滞在型観光を推進します。

本市を訪れる観光客に「来てよかった」、「また来たい」と思ってもらえるよう、市民と関係団体が一丸となって「おもてなし」の心の醸成を図ります。

【施策の内容】

第1 観光資源の活用・充実

魅力ある観光地を目指し観光資源の活用・充実に取り組み、滞在型観光の促進を図ります。

1 射水ベイエリアの活用

(1) 新湊大橋及びその周辺地域でのイベント等の開催

(2) 帆船「海王丸」の保存維持・活用

(3) 内川周辺の景観保全

2 歴史や伝統文化の活用

(1) 歴史ある祭りの観光素材としての活用

(2) 歴史や伝統文化等の再発見、掘り起こし

3 イベントの活性化

(1) イベントの総合的な見直し及び充実

(2) 市民主導のイベントへの支援

- 4 滞在型観光の促進
 - (1) 着地型観光⁵²の確立
 - (2) 観光拠点を結ぶモデルコースの策定
 - (3) 体験型観光、産業観光等ニューツーリズム⁵³の推進
 - (4) 宿泊施設の誘致

第2 観光振興体制の充実

市民・行政が一体となり、交流人口の増加を図るため、観光振興体制の充実を図ります。

- 1 観光情報発信の強化
 - (1) 情報発信の充実
 - ア 各種マスメディア、情報誌、インターネット等を活用した観光情報の発信
 - イ フィルムコミッション⁵⁴活動等を通じた情報発信の充実
 - ウ 外国人観光客への観光情報の充実
 - (2) 出向宣伝の強化
 - ア 観光PR展及び物産展等への支援・参加
 - イ 旅行代理店等へのPR活動の強化
 - ウ 姉妹都市等との観光PR交流
 - エ 配置業者や観光大使等による県外へのPR
- 2 観光インフラの整備
 - (1) 新幹線駅からのアクセスの向上
 - (2) 観光拠点等をつなぐ周遊バスの導入
 - (3) 駐車場や休憩施設の整備
 - (4) 万葉線の延伸の検討とコミュニティバスによるアクセス強化
- 3 広域連携の強化
 - (1) 県及び県西部地域並びに飛越能地域との広域観光ネットワーク体制の強化
 - ア 飛越能経済観光都市懇談会等との連携、PR活動等の推進
 - イ 北陸新幹線の開業に伴う観光キャンペーン等の実施
 - (2) 広域観光拠点を結ぶ観光モデルコースの確立
 - ア 拠点を結ぶモデルコースの策定

⁵² 着地型観光：都市部の旅行会社で企画・造成される「発地型」ではなく、旅行者を受け入れる地域（着地）側が、地域の観光資源を生かした体験型・交流型の観光商品を企画し、旅行者を呼び込む観光の形態。消費者志向の多様化により、地元の人しか知らないような穴場や楽しみ方が求められている。

⁵³ ニューツーリズム：従来の物見遊山的な観光旅行に対して、テーマ性が強く、自然、歴史、文化などの体験学習や人々との交流を中心とした新しいタイプの旅行と旅行システム全般を指す。テーマとしては産業観光、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズムなどが挙げられる。

⁵⁴ フィルムコミッション：映画やテレビ番組等の撮影場所誘致や撮影支援をする公的機関。映画やドラマを通じて観光客の増加を図り、地域の知名度アップ、地域への愛着度向上に繋げることを目的としている。

第3 観光案内の充実及びおもてなしの心の醸成

観光客への案内やボランティアガイドの充実を図るとともに、市全体が「おもてなし」の心を持って観光客を受け入れる態勢づくりを推進します。

1 観光案内及びボランティアガイドの充実

(1) 観光案内機能の充実

ア 観光案内所や観光案内表示等の整備

イ スマートフォン等を利用した観光案内の整備

(2) 観光ボランティアガイドの充実

ア 観光ボランティアガイドの養成

イ 観光ボランティアのネットワーク体制の強化

2 おもてなしの心の醸成

(1) 市民、事業所、行政が一体となった推進

ア 観光協会、商工会議所、商工会、観光関連事業所等との連携体制の強化

イ 市民と観光客との交流の場の創出

(2) おもてなしの心の向上研修会等の開催

第3部 個性に満ちた活気あふれるまち

第1章 個性を生かしたまちづくり

第3節 港湾機能の整備促進とみなとまちづくり

【将来の姿】

国際拠点港湾伏木富山港の中核を担う富山新港は、高速道路網を生かし太平洋側からの貨物の集荷を図り、拡大する対岸諸国への物流拠点として、目覚ましい発展を遂げています。また、新湊大橋周辺には観光集客施設や宿泊施設が立地し、人の交流が盛んに行われ、にぎわいが創出されており、人々に親しまれるベイエリアとなっています。

【現況と課題】

国際拠点港湾伏木富山港の物流、産業、交流の中核的な役割を担う富山新港は、東アジアの興隆を背景に新たな外貿定期コンテナ航路の開設も相次ぎ、コンテナ貨物取扱量の伸びは目覚ましいものがあります。そうした中、伏木富山港は、2011（H23）年には、日本海側の各港湾をけん引する「総合的拠点港⁵⁵」に選定されました。

このことから、伏木富山港3港の中で唯一コンテナ貨物を取扱う環日本海交流の拠点として、コンテナバース⁵⁶の延伸やターミナル⁵⁷の整備による物流サービスの向上を図るとともに、旅客船誘致を推進するための旅客船バース⁵⁸の整備等、更なる港湾機能の充実を図る必要があります。

また、新湊大橋の開通を契機とした東西埋立地での新たなにぎわいづくりや、港や海岸への愛着心の醸成を図っていく必要があります。

富山新港利用状況

	コンテナ船数 (隻)	コンテナ本数 (TEU)	貨物量 (トン)	旅客船バース (隻)
平成19年	376	63,362	847,340	0
平成20年	427	59,812	802,527	1
平成21年	513	54,401	840,264	2
平成22年	555	64,266	993,948	4
平成23年	535	68,261	1,063,449	2
平成24年	466	65,345	1,017,976	3

(資料：港湾・企業立地課)

⁵⁵ 総合的拠点港：国土交通省が、平成23年11月に中国や韓国、ロシアなどとの貿易や観光の核として支援する「日本海側拠点港」として伏木富山港をはじめ19港を選定。中でも港全体の強化を図る「総合的拠点港」には、新潟、伏木富山、下関（山口県）、北九州（福岡県）、博多（同）の5港が選ばれた。

⁵⁶ コンテナバース：コンテナ専用船を停泊させ、荷役などを行うための専用岸壁

⁵⁷ ターミナル：フェリー等、船舶に乗降するための手続や待機、他交通との接続などを行う施設

⁵⁸ 旅客船バース：旅客船を停泊させ、利用者が乗降を行うための専用岸壁

【目指す方向】

今後は、三大都市圏とは等距離でかつ短時間で結べるという地理的な優位性を生かし、物流・貿易拠点として日本海側の港をけん引し、災害における太平洋側港湾の代替港としての役割を果たすため、ポートセールス⁵⁹の強化や港湾機能の更なる充実を目指します。また、宿泊・観光集客施設立地促進助成金制度のPRに努め⁶⁰より、観光集客施設等の立地を促進し、富山新港及び新湊大橋を核とした東西埋立地の一体的な開発を目指します。更には、富山新港の特長を生かした客船誘致を推進し、国内外の観光客が交流する拠点として地域の活性化を図ります。海岸については、環境整備や保全に努め⁶¹ます⁶²取り組みます。

【施策の内容】

第1 港湾機能の充実

富山新港は、日本海側の総合的拠点港として位置付けられたことから、港湾機能をより充実させるため、多目的国際ターミナルの岸壁延伸等を促進します。

また、港のにぎわい創出、交流拠点の拡充のため、旅客船バースの機能充実を促進します。

1 物流拠点の整備

- (1) コンテナバースや荷役設備等港湾施設の整備促進
- (2) ポートセールス事業の積極的な展開によるコンテナ定期航路の増開設
- (3) 高速道路等へのアクセスや新湊大橋を生かした伏木富山港3港の円滑な連携を図る道路網の整備促進
- (4) 伏木港における外港への機能移転に伴う内港地区の機能の再編と港湾環境の整備

2 港湾の利用促進

- (1) 他港との連携によるフェリー・客船航路の開設促進
- (2) 入港手続の簡素化及びCIQ機能⁶⁰の整備等利用しやすい港づくりへの支援
- (3) 中型船が着岸できる旅客船バース及び旅客船ターミナルの整備
- (4) 港湾の利用を促進するインセンティブ制度⁶¹の検討
- (5) 対岸諸国、友好港との交流促進

3 港湾のにぎわいの創出

- (1) 旅客船の誘致活動の推進及び環日本海クルーズ⁶²の振興
- (2) (仮称)クルーズ歓迎市民団体の結成

⁵⁹ ポートセールス：港湾管理者や港湾所在地自治体等が関連企業等に自らの所有する港のメリットを説明し、船舶や貨物を誘致すること。

⁶⁰ CIQ機能：税関（Customs）、出入国管理（Immigration）、検疫（Quarantine）を包括した略称で、それらを執り行う機関又は施設のこと。

⁶¹ インセンティブ制度：金銭的報償の提供などにより、組織等のモチベーションを誘引する優遇制度

⁶² 環日本海クルーズ：国土交通省から「日本海側拠点港」の「外航クルーズ部門」に選定された、伏木富山港、小樽港、舞鶴港の3港が連携し、日本海側全体の経済成長や観光振興に寄与することを目指すもの。

- (3) 「恋人の聖地⁶³」に関する事業への協力・支援
- (4) 新湊大橋のライトアップを中心とした夜景スポットの演出

第2 海岸の整備と活用の推進

地域住民の生活と関わりの深い海岸を、海を介して多くの人々が多様な活動を楽しむことができる快適で安全な海岸空間として整備します。

- 1 海岸侵食対策の促進
 - (1) 侵食の著しい海岸の保全
 - (2) 自然に親しめる護岸、潜堤、遊歩道等の整備
- 2 海岸環境整備の促進
 - (1) 海水浴場、多目的広場、休憩所、駐車場等の整備
- 3 海浜利用施設等の利用促進
 - (1) 家族連れや若者が気軽に利用できるバーベキュー広場やキャンプ場、海釣り施設の整備
 - (2) 富山湾の豊富な魚を利用したレストラン等の誘致促進
- 4 海岸の愛護思想の普及啓発
 - (1) 地域ぐるみの清掃活動等、美化運動の促進
 - (2) 漂着物やごみ等の有効な処分の検討
 - (3) 河川上流地区への啓発及び連携・協力による美化活動の推進

第3 みなとまちづくり方策の推進

新湊大橋の完成に伴い来訪者が増加している東西埋立地「海王町」・「海竜町」の一体的な開発と、貴重な観光・歴史資源が残されている新湊地区市街地とを連携し、周辺相互の活性化を図ります。

- 1 景観を重視した海王町、海竜町の新たなまちづくりとにぎわいの創出
 - (1) 特色あるレジャー・娯楽サービス等の提供
 - ア 新鮮で種類が豊富な魚介類の提供
 - イ 水辺空間の活用や憩いの空間の創出
 - ウ 既存施設の機能拡充
 - エ 東西埋立地（海王町・海竜町）への宿泊施設、温泉施設、飲食店等の滞在型施設の誘致
 - オ 大型商業施設や結婚式場等の誘致による交流人口の増加
 - (2) 健康で心癒される市民生活を支援する機能を集積
 - ア パークゴルフ等日常的にできる軽スポーツ施設や冬期間も利用できるフットサル、バスケットボールコート等の屋内施設等を備えた憩いの空間の提供

⁶³ 恋人の聖地：NPO 法人地域活性化支援センターが「少子化対策と地域の活性化への貢献」をテーマとした『観光地域の広域連携』を目的に展開するプロジェクト。全国の観光地域の中からプロポーズにふさわしいロマンティックなスポットを「恋人の聖地」として選定しており、海王丸パークは平成 25 年 2 月に選定された。

(3) 海洋や環境に関する研究機能の集積や研究機関との連携

ア 環境面での先導的地域を目指すための研究推進

イ 海洋水産技術に関する研究の推進及び実用化

ウ 景観を重視した緑豊かで良好な街並み形成のための施策の展開

2 東西埋立地と新湊地区市街地との連携

(1) 新湊地区市街地の資源活用による集客力の向上や東西埋立地との連携強化

ア 来訪者が東西埋立地で駐車し、公共交通機関で市街地へ向かう誘導の促進

イ 東西埋立地と市街地を結び広がる観光情報等の提供

ウ 東西埋立地と市街地を結ぶ公共交通機関の充実

第3部 個性に満ちた活気あふれるまち

第1章 個性を生かしたまちづくり

第4節 国内外交流の推進

【将来の姿】

交流人口の増加によって、まちのにぎわいが創出され、多くの人に移り住みたくするような、魅力あふれる市となっています。

また、環日本海諸国との幅広い交流・協力のもと、国際的にひらかれた活気のある都市を形成し、外国人にとっても市民にとっても暮らしやすい地域づくりが進んでいます。

【現況と課題】

国内においては、本市は、長野県千曲市及び北海道剣淵町と姉妹都市提携を結んでおり、互いの地理的環境や特色の違いを生かした交流を進めています。その他、文化・スポーツなど同じ目的を持つ他市町村との交流も活発に行っています。

今後も、これらのネットワークを生かして交流人口の増加を図るとともに、近年、地方回帰や二地域居住の機運が高まっていることから、本市に滞在し、生活を体験してもらうなど、定住・半定住につながる施策を展開していく必要があります。

一方、国外での交流では、近年、韓国や中国などの環日本海諸国が著しい経済成長を遂げる中、経済・観光面において、こうした諸国とのさらなる連携強化を図る必要があります。

また、本市の外国人住民数は、近年は減少傾向にありますが、平成25年3月31日現在で1,767人、市の人口の約1.86%と県内市町村の中でも最も高い割合を示しています。身近な地域コミュニティに住む外国人住民が多く、日本語が十分に理解できないことによるコミュニケーション不足や生活習慣、文化、価値観の違いによる互いの理解不足から、様々な問題が生じています。

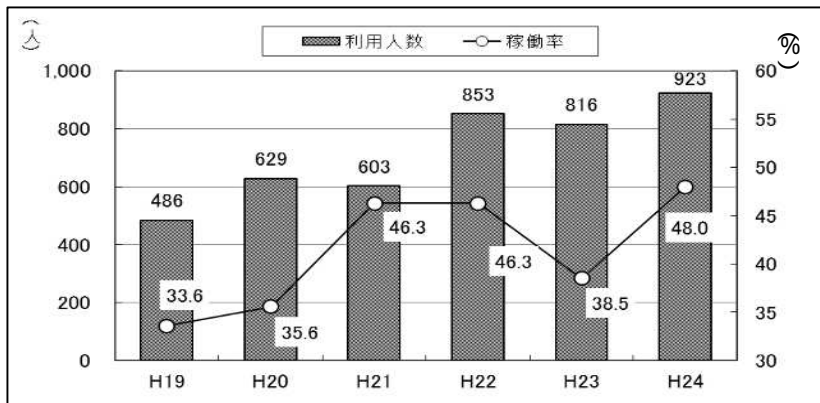
このような状況の中、本市に居住、あるいは訪れる外国人にとって、安心して過ごせる多文化共生の取組を推進する必要があります。

姉妹都市交流の状況（平成24年度）

区分		交流の内容、目的等
長野県千曲市	射水市 千曲市（6回）	児童クラブ交流、経済交流、スポーツ交流、行政視察、観光PR
	千曲市 射水市（7回）	
北海道剣淵町	射水市 剣淵町（2回）	農業実習、行政視察、特産品PR
	剣淵町 射水市（3回）	

（資料：政策推進課）

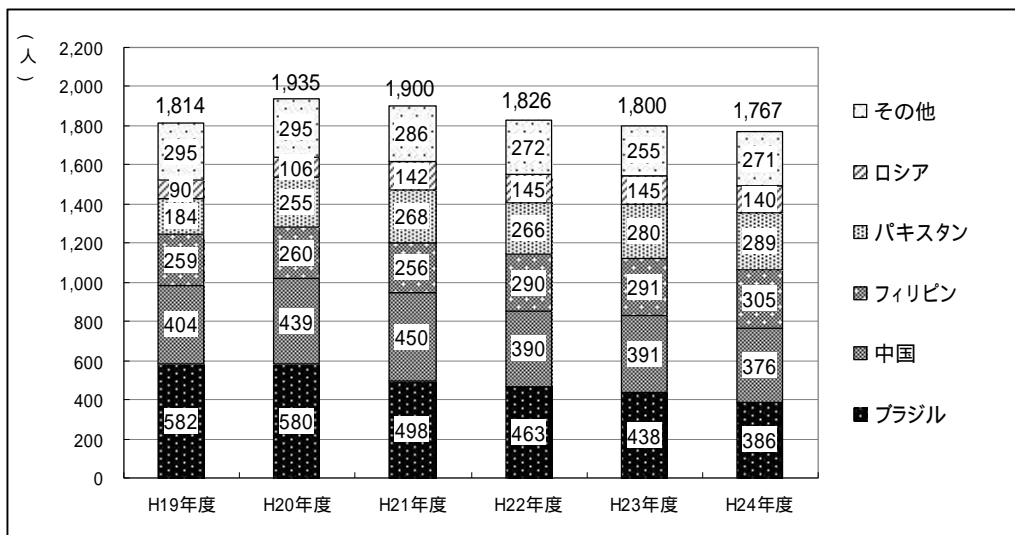
移住・交流施設の利用状況



対象施設は、ほうじょうづ、さんのう、あずま（以上北部地区）、たてがみ、くぬぎ（以上南部地区）であり、グラフ中の数値は、5施設の合計値

（資料：商工観光課）

外国人住民数の推移（各年度3月31日現在）



平成23年度までは外国人登録者数、平成24年度は住民基本台帳上の外国人住民数

（資料：市民・保険課）

射水市民国際交流協会の主な事業展開状況（平成 24 年度）

事業名	事業概要	開催回数	参加者数
国際交流事業・イベント等	住民との交流イベントの開催	3 回	93 人
研修事業	4 か国語の外国語講座の開講	毎月 2 回	各回 15 人程度
	こども英会話講座	6 回	16 人
	国際理解講座	2 回	41 人
情報サービス事業	各種媒体による広報活動	-	-
ボランティアの募集	受入ホストファミリーの募集	-	-

（資料：射水市民国際交流協会）

【目指す方向】

他の地域と友好的に交流・連携をしながら、本市の魅力を全国に発信し、都市圏等からの移住・二地域居住の増加によって地域の活性化を図ります。

また、外国人住民の定住化を踏まえ、今後も多言語による行政情報の提供や相談体制を充実することにより、外国人住民を含む全ての市民が、互いの文化や価値観の違いを認め合い、ともに尊重し合いながら暮らせるまちづくりを推進します。

【施策の内容】

第 1 地域間交流の促進

姉妹都市をはじめとする各都市との市民主体による交流を進めることにより、交流人口の拡大を図るとともに、本市の魅力を外に発信し、都市圏からの定住・半定住施策を推進することにより、地域の活性化を図ります。

1 国内都市との交流の促進

- (1) 姉妹都市をはじめ共通の目的を持った都市との交流・連携の促進
- (2) 各種団体や市民が主体となった幅広い分野での交流⁶⁴の促進

2 移住・二地域居住の推進

- (1) 移住場所としての魅力の発信
- (2) 暮らし体験の機会の提供
- (3) 移住促進のための各種情報の提供及び支援

3 都市農山漁村交流の促進

- (1) グリーンツーリズムの促進（体験農林業の充実）
- (2) ブルーツーリズムの促進（体験漁業の充実）

⁶⁴ 幅広い分野での交流:射水商工会議所が友好提携を結んでいる長野県の千曲商工会議所との交流のほか、金山小学校と東京都渋谷区の猿楽小学校との学校間交流、新湊漁業協同組合と静岡県静岡市の由比(ゆい)港漁業協同組合との漁協間交流など、それぞれの分野で活発な交流が行われている。

第2 環日本海交流の促進

商工団体等と連携し、日本海対岸諸国等との親善友好とともに両地域の経済発展を図ります。

1 日本海対岸諸国との親善友好と経済交流の促進

第3 多文化共生社会の推進

市民の国際理解を深めるとともに、外国人住民が日本ででの生活に馴染めるよう支援します。

1 市民の国際理解の推進

(1) 国際交流員(CIR)による小学校訪問を通じた児童の国際理解の推進

(2) 国際理解に関する講座を通じた市民の国際感覚の醸成

(3) イベントの開催等による外国人と日本人の交流機会の充実

2 外国人住民への支援

(1) 多言語による行政情報、生活情報等の提供

(2) 相談体制の充実

(3) 地域活動への参加促進

(4) 日本語が十分に理解できない外国人への日本語教室等を通じた支援

(5) 外国人留学生が安心して勉学や研究に専念し、充実した留学生活を送るための支援

第3部 個性に満ちた活気あふれるまち

第2章 活気ある商工業が栄えるまちづくり

第1節 新産業の育成

【将来の姿】

企業が、地域社会や研究機関等との連携を図り、地域の特色を生かした新産業の創出が進み、産業が活性化しています。

【現況と課題】

本市には、富山県立大学を始めとする県の研究機関、富山高等専門学校、さらには近畿大学水産研究所富山実験場等多くの学術研究機関があり、平成18年には富山県立大学と、平成23年には富山高等専門学校と幅広い分野で包括的な連携・協力関係を推進するための協定を締結しています。

このような状況の中、若者の情熱や斬新な発想等を取り入れ、産学官の連携を活用・推進することにより、各研究機関や大学が持つ先端技術を企業に生かす環境づくりに努めを推進し、さらには新製品開発やベンチャー企業等への支援体制を整備する必要があります。

【目指す方向】

技術革新、国際化、情報化に対応した新たな産業づくりを進めるために、新製品の開発に取り組む企業を育成・支援します。

【施策の内容】

第1 新たな成長産業の創造

地域の特色を生かした成長産業や社会課題・ニーズに積極的に対応する産業の振興を図ります。

- 1 地域資源を活用した成長産業の創造に対する支援
 - (1) 新技術や新製品の開発に対する支援
 - (2) ベンチャー企業等新分野への進出に対する支援
- 2 新事業を創出する事業者に対する経営支援

第2 学術研究機関や金融機関等との連携

研究成果が蓄積された学術研究機関や、ビジネスサポート機能を有する金融機関と連携し、異業種産業の情報交流や学術交流の環境づくりを進めることにより、産業クラスターを形成⁶⁵し地域イノベーション⁶⁶の創出を図ります。

- 1 学術研究機関と企業との交流・連携の促進
- 2 産学官金連携による共同研究の推進
- 3 企業の事業開発や技術革新の促進

⁶⁵ 産業クラスター：大学等が産学官連携、異業種連携等の広域的なネットワークを形成し、知的資源等の相互活用によって、地域を中心として新産業・新事業が創出される状態のこと。

⁶⁶ 地域イノベーション：産業クラスターの形成により、地域内において、それまでのモノ・仕組みに対して全く新しい技術や考え方を取り入れて、新たな価値を生み出すこと。

第3部 個性に満ちた活気あふれるまち
 第2章 活気ある商工業が栄えるまちづくり
 第2節 企業誘致の推進

【将来の姿】

市内の工業団地には、幅広い業種の企業が立地し、企業間で情報交換を図り連携を深めることで、新たな事業展開が図られています。また、富山新港を利用する企業の立地が進み、企業の繁栄とともに港の振興も図られています。

【現況と課題】

市内にある工業団地は、依然として未売却の土地があるものの、一方では、敷地の拡大や新たな工業団地の造成も検討課題となっています。

こうした状況の中、未売却地への企業誘致を推進するため、北陸新幹線の開業も踏まえ、企業動向の把握や企業立地優遇制度の充実に努めるを図るとともに、新しい工業団地の造成や既存工業団地の拡張、更には幅広い業種の受入れについても、調査と研究を行う必要があります。

市内工業団地の状況

(面積単位:ha)

工業団地名	工業用地面積 (A)	平成24年度未 売却済面積 (B)	分譲率
稲積リバーサイドパーク(射水市稲積)	5.9	2.2	37.3%
大島企業団地(射水市北高木)	11.9	9.4	79.0%
七美工業団地(射水市七美)	7.2	5.8	80.6%
富山新港臨海工業団地	426.8	415.7	97.4%
売却中団地合計	451.8	433.1	95.9%
小杉流通業務団地	30	30	100.0%
広上工業団地	9.2	9.2	100.0%
大門企業団地	19.8	19.8	100.0%
白城台工業団地	3.6	3.6	100.0%
針原企業団地	17.1	17.1	100.0%
完売団地合計	80.1	80.1	100.0%
小杉インターパーク	32.7	0.0	0.0%
市内全域の工業団地	564.6	513.2	90.9%

(資料:港湾・企業立地課)

【目指す方向】

今後は、企業の進出を促すため、企業団地の環境整備や企業立地優遇制度の充実に努めますを図ります。また、幅広い業種の誘致に努めを進め、企業間の交流を促進し、技術の高度化と雇用の創出を図ります。

【施策の内容】

第1 企業誘致の推進

地域経済の活性化や雇用の創出を図るため、企業の新規立地や既存企業の増設を推進します。

1 既存工業団地の整備

(1) 未売却団地の環境整備

- ア 未整備工業団地の整備
- イ 周辺道路整備
- ウ 光ケーブル網の整備
- エ 幅広い業種による土地利用の推進

2 新たな工業団地の検討

(1) 企業ニーズに即した適地の調査と開発の検討

(2) 既存工業団地の拡張

- ア 適地調査と拡張の検討

3 企業誘致活動の推進

(1) 企業立地優遇制度の充実

- ア 新たな制度の創設
- イ 既存制度の拡充

(2) 特色ある誘致活動の展開

- ア 企業アンケート調査の実施
- イ 広報媒体を利用した企業団地のピーアール
- ウ 幅広い業種の受入れの検討
- エ 富山新港の利活用を促進する企業誘致活動の展開

4 既存工業団地の連携の強化

(1) 射水市企業団地連絡協議会への支援

第3部 個性に満ちた活気あふれるまち
 第2章 活気ある商工業が栄えるまちづくり
 第3節 商工業の振興

【将来の姿】

企業が地域に密着した存在として、地域経済循環と雇用機会の創出等に大きな貢献を果たし、商工業の振興が図られています。また、それぞれの地域では特色を生かした商店が活気づくとともに、地域と一体となった魅力ある商店街としてにぎわっています。

【現況と課題】

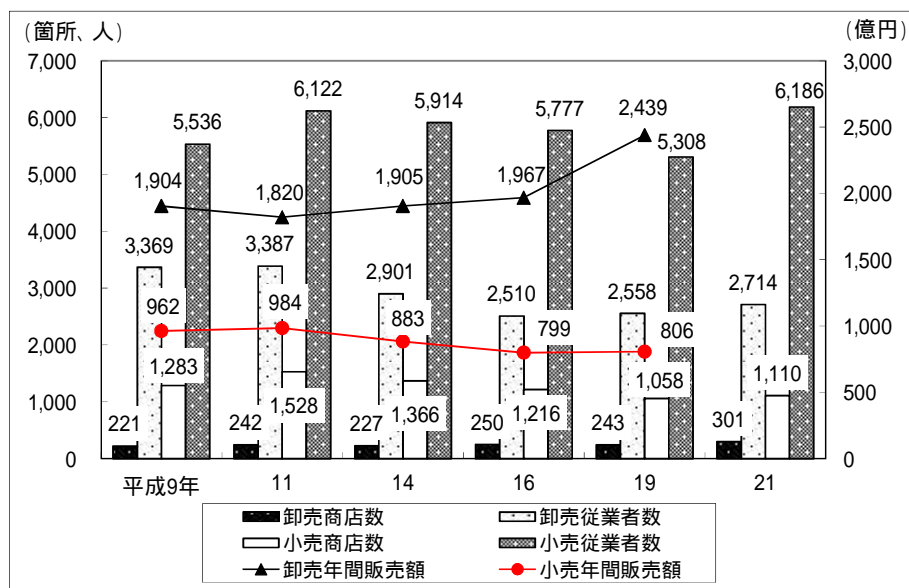
工業では、産業構造の変化や経済のグローバル化、長引く不況などが影響し、原材料費の上昇や製品単価の引下げによる収益や受注量の減少により、特に中小企業の経営基盤が脆弱化しているとともに、専門知識や技術を持つ人材不足が課題となっています。

このような状況の中、中小企業の経営基盤の強化と安定化を図る融資制度の充実や人材育成、販路拡大への支援が必要となっています。

商業では、郊外型大規模小売店の進出、インターネット販売の拡大、地域商店経営者の高齢化と後継者不足などにより、閉店を余儀なくされるなど、商店街のにぎわいが失われつつあるとともに、合併前の市街地が各地域に散在し、中心となる市街地が特定できない状況であり、今後のまちづくりを進める上で課題となっています。

このような状況の中、商業振興を図るため、関係団体と連携し、商業者が主体となった魅力的なにぎわいのある商店街づくりを支援する必要があります。

商業の推移



(資料：商業統計調査(平成21年のみ経済センサス - 基礎調査))

経済センサス - 基礎調査は、商業統計調査とは異なる手法で実施したことから、その差がすべて増加・減少を示すものではない。

【目指す方向】

商工会議所、商工会等の関係団体との連携を図りながら、商工業の振興のため、中小企業を中心に経営基盤の強化と安定化を図ります。また、特色ある商店の創出や、地域住民のコミュニティの場として、地域に根ざしたにぎわいのある商店街づくりに努めます。

【施策の内容】

第1 商工業活性化と経営基盤の強化

商工会議所や商工会と連携し、中小企業振興計画をもとに商工業の活性化と経営基盤の強化を促進します。

- 1 融資制度、信用保証制度の活用による経営安定化への支援
- 2 新規出店や特色ある商店の創出への支援
- 3 後継者育成に対する支援
- 4 県立大学をはじめとする学術研究機関との技術交流や連携強化
- 5 企業の新規事業の創出や販路拡大への支援

第2 商店街活性化への支援

商工会議所や商工会等関係団体との連携による魅力ある商店街づくりを支援します。

- 1 商店街の魅力や集客力の向上を図るため、商業者が自ら考える方策の支援
 - (1) 空き店舗の活用の促進
 - (2) 地域住民と連携したイベント等への支援
- 2 高齢者、障がい者、幼児にも快適でやさしい商店街づくりへの支援

第3 地域社会との連携の構築

企業に働く人々の地域活動への参画促進のため、地域社会との連携を構築します。

- 1 地域社会との連携
 - (1) 企業及び企業に働く人々の地域活動への参画促進
 - (2) 中高生や大学生等に対する業務内容の説明、職場見学の実施

第3部 個性に満ちた活気あふれるまち
 第3章 豊かな資源を生かしたまちづくり
 第1節 農業の振興

【将来の姿】

安全・安心でおいしい農産物が生産され、安定供給されています。また、認定農業者⁶⁷や法人経営体を中心として経営環境が充実し、意欲ある若手農業者が就農して持続性の高い農業経営が確立されています。

【現況と課題】

本市の農業は、農産物価格の低迷、担い手（認定農業者、農業生産法人、集落営農組織等）の高齢化・後継者不足、耕作放棄地の増加等により大変厳しい状況にあり、後継者や担い手の育成が急務の課題となっています。また、農業政策の転換による将来見通しの不透明感から、農業者の不安が広がっています。さらに、農業水利施設等の老朽化や、小規模区画の農地が農業経営の効率化の障害となっています。加えて、生態系の変化等により、鳥獣による農業被害が拡大しています。

このような状況の中、持続可能な力強い農業を実現するため、地域単位で基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく対話を進め、地域の中心となる担い手を育成するとともに、農業経営の効率化・安定化を図るため、担い手へ農地を集積し、ほ場のさらなる大区画化を進める必要があります。

また、複合経営や再生可能エネルギー等の地域資源を活用した新たな業態の創出を促すことや、6次産業化を推進することが重要となっています。

さらに、優良農地を確保するとともに、農業水利施設を適正に維持管理する必要があります。

担い手の農地利用集積面積(率) (単位：ha)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
認定農業者(個人)	451	437	448	447	431
認定農業者(法人)	634	760	759	785	1,010
集落営農組織等	1,585	1,469	1,436	1,437	1,265
合 計	2,670	2,666	2,643	2,669	2,706
集 積 率	76.3%	76.3%	76.8%	76.7%	77.9%

(資料：農林水産課)

⁶⁷ 認定農業者：一定の経営規模を有し、自己の行う農業経営の改善計画を市町村に認定され、重点的に支援措置を受けることができる農業者

【目指す方向】

将来的な地域農業のあり方について地域内での話し合いを推進し、人と農地の問題を一体的に解消し、効率的かつ安定的な農業経営及び合理的な農産物の生産・販売体制を確立できるよう、意欲ある担い手の育成や農地の集積を推進します。また、インショップ⁶⁸を活用した地産地消の促進及びバイオマス⁶⁹利活用並びに6次産業化を推進するとともに、並行して、ほ場の大区画化や農業水利施設の保全向上対策を推進します。

【施策の内容】

第1 活力ある農業の推進

持続性の高い農業経営を確立するため、活力ある農業を推進します。

1 自立できる農業の推進

(1) 農業生産体制の高度化・安定化

- ア 農地の高度利用等、経営安定化に向けた複合経営への支援
- イ 認定農業者、集落営農組織等担い手への農地集積の推進
- ウ 高品質で安全・安心な農畜産物の生産体制の充実支援

(2) 特色ある農産物の生産

- ア 付加価値の高い農産物の産地育成及びブランド力向上促進
- イ 生産、加工、販売を一貫して行う6次産業化の推進
- ウ 安全・安心な地場産食材を活用する地産地消の推進
- エ 環境に配慮するエコファーマーの育成支援

(3) 次代につなぐ農村環境の保全

- ア 農業委員会・地域と連携した耕作放棄地解消の推進
- イ 生態系の変化に伴う有害鳥獣対策の促進

2 担い手の育成・確保

(1) 組織的な農業の推進と後継者等意欲ある農業者の育成

- ア 地域の合意形成による集落営農組織等の設立の促進
- イ 農業経営基盤強化のための法人化支援
- ウ 農業研修者への支援

3 地域資源を利用した産業の創出

(1) 地域バイオマスの利活用

- ア 農業系未利用バイオマス「もみ殻」のエネルギー化と燃焼灰の普通肥料化の推進
- イ 廃食用油の混合燃料化事業の促進による温室効果ガスの削減
- ウ 木質バイオマス(県産間伐材)発電の促進

(2) 地域バイオマス産業化の支援

- ア バイオマス産業都市構想に基づく、バイオマス産業化整備事業の推進

⁶⁸ インショップ：食品スーパー等の生産者コーナー

⁶⁹ バイオマス：再生可能な動植物性の資源（石油、石炭などを除く。）

イ バイオマスエネルギー及びバイオマス製品の利用促進

第2 農業生産基盤整備の推進

農業の省力化や農業経営の合理化のため、農業生産基盤の総合的な整備を推進します。

- 1 農地作付けの汎用性を広めるとともに、環境との調和にも配慮した農業生産基盤整備の推進
 - (1) 土地改良の推進
 - ア 農業経営の効率化や生産性向上のため大区画ほ場整備の推進
 - イ 農業用・排水路及び排水機場等の施設の老朽度等に応じた、計画的な更新及び適正な維持管理の促進
 - (2) 農業の持続的発展を図るための農業農村整備の推進
 - (3) 地域資源の保全・管理と環境にやさしい農業の推進
 - ア 農地本来が有する自然環境保全機能維持の推進

第3部 個性に満ちた活気あふれるまち

第3章 豊かな資源を生かしたまちづくり

第2節 森林・林業の振興

【将来の姿】

森林が整備され、二酸化炭素の吸収や土砂の流出防止等、様々な機能が発揮されており、安全で安心して暮らせる社会の実現に大きな役割を果たしています。また住民ボランティアの里山林の整備により、自然を身近に感じることができる森が提供され、やすらぎやレクリエーションの場となっています。

また、地元木材の利用による建築物の増加や次世代エネルギーとして地元間伐材から木質燃料を製造することにより林業が活気づいています。

【現況と課題】

森林は、土砂災害の防止、水資源を蓄える働き、生物多様性の保全、及び空気をきれいにする等の多面的機能を有しており、日常の生活と深く関わっています。

しかし、木材輸入量の増大により林業経営が年々厳しくなっていることから、林業の衰退や荒廃した森林が目立つようになりました。

また、地球温暖化防止など環境問題の意識が高まっていることから、森林の果たす役割（公益的機能）が期待されています。

このことから、今後とも森林の有する多面的機能を発揮させるため、里山やみどりの森の再生を継続的に行い、緑豊かで健全な森林として次世代へ引き継ぐ必要があります。

【目指す方向】

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、期待される機能に応じて、「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源循環利用林」に区分し、それぞれの望ましい森林の姿に向けた適切な整備や保全管理を進めます。

【施策の内容】

第1 多面的機能を持つ森林・林業の育成

森林が持つ多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるため、それぞれの望ましい森林の姿に向けた適切な森林の施業や保全を進めます。また、間伐の促進及び地元木材の利用促進の啓発活動を進め、併せて林業に従事する者の育成・確保に努めます。

1 健全な森づくりの推進

(1) 森林整備の推進

(2) 林道整備の推進

(3) 土砂崩れ等を防ぐ治山の推進

- 2 木材等の利用の促進
 - (1) 公共建築物の国産材及び地元木材の促進
 - (2) 間伐材利用の促進
- 3 担い手の育成
 - (1) 就業相談や研修等への斡旋
 - (2) 安定的な雇用確保の推進

第2 ふれあい空間「里山」の整備

地球温暖化防止など森林の多面的機能や森林資源の利用の必要性等の理解を深めるため、森林内で多様な体験を通じて、私たちの生活と森林の関係を親しみをもって学習できるよう、自然遊歩道の活用、レクリエーションや森林環境教育の場の提供、ボランティア活動等の市民参加による森林保全活動を進めます。

- 1 自然を生かした交流拠点の創出
 - (1) 里山整備の推進
 - (2) 森林ボランティア活動の促進

第3部 個性に満ちた活気あふれるまち
 第3章 豊かな資源を生かしたまちづくり
 第3節 水産業・水産加工業の振興

【将来の姿】

安全・安心な水産資源を提供するとともに、水揚げされる魚介類が他産地と差別化、高付加価値化され、元気で活気あふれる漁業が進められています。

平成27年秋に本市で開催される「第35回全国豊かな海づくり大会」を契機として、水産資源の保護、環境保全に対する意識の高揚、つくり育てる漁業の推進を図ります。

また、豊富な水産資源を活用し、水産加工品の開発が進み、全国で販路の拡大に成功することで、水産加工業が振興しています。

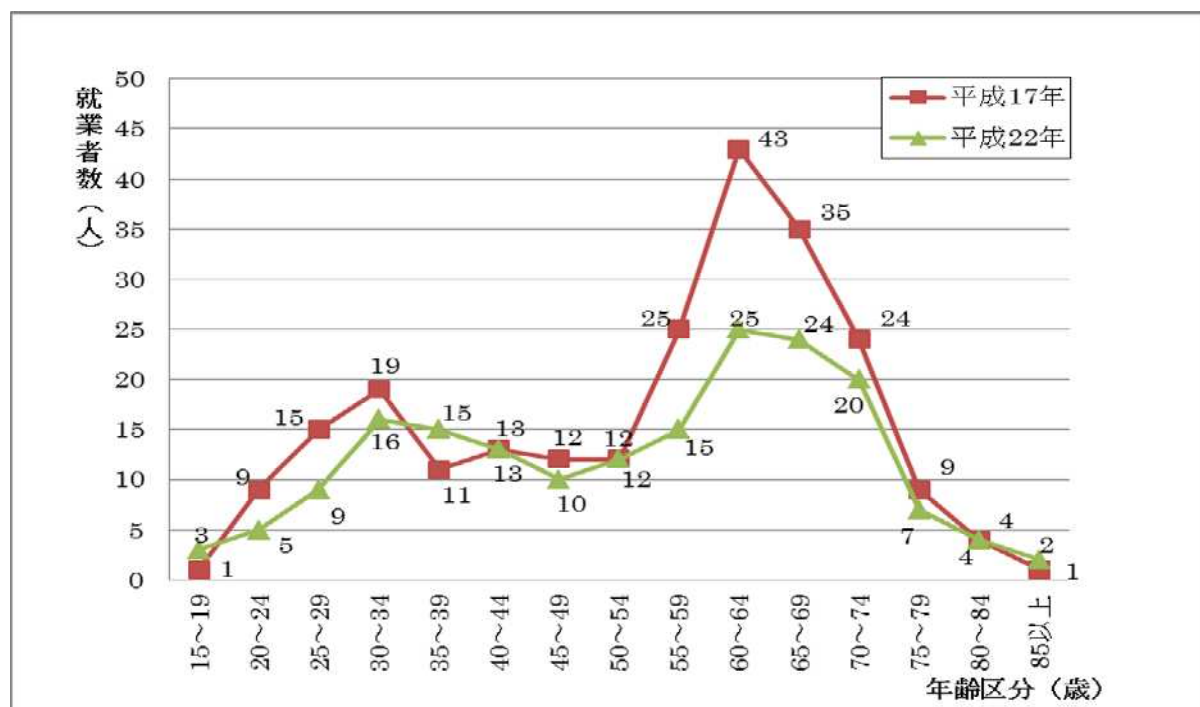
【現況と課題】

漁業生産の基地として漁港の整備が進められている一方、水産資源の減少や燃油価格の高騰、さらには、漁業者の減少や高齢化も進むなど、漁業を取り巻く環境は、より一層厳しくなっています。

また、本市の水産加工業の事業所数、生産量は、ともに緩やかな減少傾向にある一方、消費者の安全・安心志向の高まりによる厳しい品質管理が求められています。

このような状況の中、消費者の食への意識の高まりに対応した衛生管理の体制を強化するとともに、購買意欲をわき起こす水産加工品の開発や販路拡大に努める必要があります。

漁業就業者数の推移



(資料：国勢調査)

水産加工組合 各年度組合員の推移

(単位：人)

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
組合員数	20	20	19	19	18

(資料：農林水産課)

【目指す方向】

水産資源の研究、稚魚の放流、養殖技術の研究など水産資源回復の取組に対する支援を図ります。また、他産地との差別化を推進することによる高付加価値化を図り、漁業経営の安定に努めます。さらには、地産地消を推進するとともに、より一層の魚食普及を図り消費の拡大に努めます。

また、水産加工品新製品の開発を支援するとともに、各種イベントやアンテナショップ等を積極的に利用して販路の拡大に努めます。

【施策の内容】

第1 漁業経営の安定化

活気あふれる漁業の振興のため、漁業経営の安定化を促進します。

1 漁業経営基盤の強化

(1) 射水産魚介類のブランド化・他産地との差別化、高付加価値化への支援

(2) 産学官連携による漁業技術の開発支援

(3) 各種融資・保険制度の充実及び加入支援

2 担い手の育成・確保

(1) 新規就業者への支援

第2 漁業支援策の充実

つくり育てる漁業の充実、漁場環境の保全に努めます。取り組みます。

1 つくり育てる漁業の充実

(1) 稚魚の中間育成・放流の促進

(2) 養殖技術の研究開発への支援

(3) 6次産業化への支援

2 漁場環境の保全

(1) 豊かな森林の育成支援

(2) 水産業の多面的機能の発揮に資する活動への支援

3 内水面漁業の振興

(1) 稚魚の中間育成・放流の充実への支援

(2) 漁場環境の改善の促進

(3) 河川環境保全の普及・教育啓発活動への支援

第3 漁業生産基盤の整備

漁港漁場環境の調和を図るため、漁業生産基盤の整備を促進します。

1 漁港漁場施設の整備促進

- (1) 衛生管理の向上を図る漁港機能施設の整備促進
- (2) 漁港周辺の環境改善の整備促進
- (3) 観光客誘致のための施設整備及び施設内での展示物充実等ソフト面の整備

第4 販路拡大・加工技術の近代化

消費者ニーズに対応するため、販路の拡大・加工技術の近代化を目指します。

1 販路拡大・加工技術の近代化

- (1) 健康、グルメ指向に合った新しい加工品の開発支援
- (2) 食品加工技術の向上への支援
- (3) 販路の拡大
 - ア 「射水のさかな」としてベニズワイガニ、シロエビ、アユのPR促進
 - イ 各種イベントを通じたPR活動の促進
 - ウ アンテナショップ活用の促進

第3部 個性に満ちた活気あふれるまち

第4章 誰もがいきいきと働くまちづくり

第1節 雇用対策の充実

【将来の姿】

年齢、性別、障害の有無を問わず、働く意欲のある人誰もが個性や能力を生かして、いきいきと働いています。

【現況と課題】

少子・高齢社会の急速な進展に伴い、労働力人口の減少が予測されています。一方、雇用情勢は緩やかに改善しているものの、今後も大幅な改善は望めない状況にあります。

このような状況の中、優良企業の誘致を積極的に進め、関係機関との連絡を密にし、若年層はもとより、健康で働く意欲のある女性や高齢者の雇用機会の創出を図るとともに、離職者、障がい者等の職業能力開発や就労に対する企業の理解が必要となっています。

射水市労働力人口の推移と見通し (人)

区 分	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年
労働力人口	51,531	49,444	45,800	44,000

平成 27 年、平成 32 年の見通しは、国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」(平成 20 年 12 月)をもとに、射水市商工観光課で概数推計(推計人口に平成 22 年の労働力率を乗じて算出)

(資料：国勢調査)

有効求人倍率 (%)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
全 国	0.77	0.45	0.56	0.68	0.82
富山県	0.77	0.51	0.75	0.90	0.99
高岡管内	0.77	0.53	0.80	0.88	0.91

(資料：高岡職業安定所)

障がい者法定雇用率達成企業割合(民間企業) (%)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
全 国	44.9	45.5	47.0	45.3	46.8
富山県	59.4	60.2	58.9	54.7	57.3
射水市	66.1	69.8	64.1	60.5	63.4

(資料：高岡職業安定所)

【目指す方向】

雇用動向の把握と職業紹介・情報提供の充実に努めを図り、関係機関との連携を強化し、働く意欲のある女性や高齢者、障がい者等の雇用や職業能力の開発を促進します。

【施策の内容】

第1 雇用環境の変化への対応

雇用動向の的確な把握と職業紹介・情報提供機能強化のため、雇用環境の変化への対策を推進します。

1 雇用動向の的確な把握と職業紹介・情報提供機能の強化

(1) 職業安定所等の関係機関との連携

(2) 若年層対象の地元企業説明会の開催やインターンシップ制度等の情報提供等による雇用の促進

(3) 雇用・就労等に対する相談の推進

2 定年延長、育児休業制度、介護休業制度、ボランティア休暇等の普及促進

3 女性、高齢者、障がい者等の雇用の促進

(1) 女性の特性や能力を生かす雇用の創出

ア 雇用や就労における男女平等の促進

イ 仕事と生活が両立できるなど女性のライフステージに応じた多様な働き方に対する支援

ウ 様々な分野での女性登用の促進

(2) 高齢者が持つ技術・知識、社会経験等を生かす雇用の創出

ア 職業紹介

イ 情報提供機能の強化

(3) 障がい者の適性や能力に応じた雇用の創出

ア 希望する就労のための関係機関との連携、支援

イ 障がい者雇用施策の充実

ウ 障がい者雇用率向上のための企業理解の啓発

4 外国人研修生の受け入れ体制の整備促進

第2 職業能力の開発

女性、高齢者、障がい者等の新たな能力の開発のため、職業能力の開発を推進します。

1 職業能力の開発

(1) 企業内における再訓練や情報通信技術研修等の奨励

(2) 女性、高齢者、障がい者等の新たな能力の開発

(3) 技術や技能を尊重する社会的気運の醸成

第3部 個性に満ちた活気あふれるまち

第4章 誰もがいきいきと働くまちづくり

第2節 職場環境の向上

【将来の姿】

働きやすい職場環境が向上し、勤労者の福利厚生が充実することにより、誰もがいきいきと働くことができ、企業の活力が高まり地域産業が発展しています。

【現況と課題】

勤労者を取り巻く環境は、就業形態の変化や長引く不況の影響などにより大きく変化しており、勤労者の経済的負担や将来的不安が増大しています。

このような状況の中、育児・介護休暇制度の普及促進など働きやすい職場環境づくりや勤労者への融資制度の活用、福利厚生の充実や退職金共済制度の加入を啓発するなど、職場環境の向上に取り組む必要があります。

射水市ゆとりライフ互助会（勤労者福利厚生互助会）会員数の推移

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
事業所数	139	143	152	171	169
会員数(人)	1,075	1,042	1,012	989	1,004

（資料：商工観光課）

【目指す方向】

育児・介護休暇制度の取得の啓発や勤労者の福利厚生の充実など、誰もが働きやすい職場環境づくりを促進します。

【施策の内容】

第1 働きやすい職場環境づくり

ワーク・ライフ・バランス⁷⁰が実現できる働きやすい職場環境づくりのため、適正な労働管理や有給休暇の取得などについて、関係機関と連携し、啓発活動を推進します。

1 ワーク・ライフ・バランスの促進

- (1) 適正な労働管理、有給休暇の取得の啓発
- (2) 育児・介護休業制度の普及啓発

⁷⁰ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

(3) 次世代育成支援対策推進法⁷¹に基づく一般事業主行動計画⁷²の策定促進

第2 勤労者の福利厚生の充実

勤労者の働く意欲、企業の活力の向上のため、事業所と連携し、福利厚生事業の充実を図ります。

1 福利厚生事業の充実

- (1) 勤労者福利厚生互助会への加入促進及び福利厚生事業の充実
- (2) 勤労者融資制度の活用による生活の安定と向上の支援
- (3) 中小企業退職金共済の加入促進

⁷¹ 次世代育成支援対策推進法：次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備を図ることを目的とした法律

⁷² 一般事業主行動計画：事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、計画期間 目標 目標達成のための対策を具体的に盛り込み策定する計画

第4部 潤いのある安心して暮らせるまち

第1章 自然と共に生きるまちづくり

第1節 環境保全の推進

【将来の姿】

清廉な空気、清らかな水、豊かで多彩な自然環境が守られています。この豊かな自然環境が市のシンボルとなっており、市民が楽しみながら学べる自然空間となっています。

【現況と課題】

本市における大気や水質等の環境の状況は、おおむね良好な水準を維持していると言えますが、一部で大気、水質、騒音等についての問題があり、適正な対応が求められています。

また、親司川や鴨川には、富山県指定天然記念物のアシツキやトミヨ、下条川上流にはタナゴなど、貴重な生物が生息していますが、河川周辺の開発等による自然環境の変化により、絶滅が危惧されています。

このような状況の中、環境の保全及び快適な生活環境の創造に向けて、市民、事業者、行政等が一体となり、環境基本計画に基づき環境施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

また、環境の保全及び創造に対する市民の理解や意識の高揚を図るため、環境教育を推進していく必要があります。

アシツキ、トミヨの生態

アシツキ	別名「アシツキノリ」と呼ばれ、きれいな水にしか生息しない植物。形状は袋状で寒天質であり、水中にある石や葦の茎に固まって付着する。市内では西広上（大門地区）で見られ、「西広上のアシツキノリ」として、富山県の天然記念物に指定されている。
トミヨ	体長5cm程の魚で、清水が湧き出る河川にしか生息しない貴重な生物である。水質や環境の変化にとっても敏感で、絶滅が危惧されている。市内では親司川や鴨川（大門地区）に生息し、現在トミヨが生息する日本の南限であるといわれている。

（資料：環境課）

【目指す方向】

大気、水、土壌等の汚染防止のため環境保全活動を推進し、現在の美しく豊かな環境を将来の世代に継承していきます。また、市民等と行政が連携した環境保護活動を行い、自然にやさしい環境づくりを目指します。

【施策の内容】

第1 環境保全及び創造に向けた取組の推進

市民、事業者、行政等が連携協力して、環境の保全や快適な生活環境の創造に向けた取組を

実践し、かつ自主的な活動が促進されるよう施策を展開します。

- 1 環境基本計画の推進
 - (1) 環境審議会の開催
 - (2) 計画推進体制の整備
- 2 環境保全意識の高揚、啓発
 - (1) 環境教育・環境学習の推進
 - ア 市民環境講座やイベントの開催
 - イ いみず環境チャレンジ10事業の推進
 - (2) 環境に関するPR・広報の充実
- 3 地域の環境美化活動の推進
 - (1) クリーン作戦、海岸清掃等の推進
 - (2) 不法投棄・ポイ捨て等防止対策の推進
 - (3) アダプト・プログラム⁷³事業の推進
- 4 環境に配慮した自主的な事業活動の支援
 - (1) ISO14001⁷⁴認証取得支援
 - (2) エコアクション21⁷⁵認証取得支援

第2 生活環境保全対策の推進

快適な生活環境を確保するため、大気、水質等の監視、発生源対策や生活排水対策を推進します。

- 1 監視、観測事業の推進
 - (1) 監視測定体制の充実
 - (2) 発生源対策の推進
 - ア 工場・事業場の監視・指導
 - イ 事業者による自主的な環境配慮の促進
 - ウ 公害防止施設設置の支援
- 2 生活排水対策の推進
 - (1) 適切な生活排水処理の啓発
 - (2) 合併処理浄化槽設置の支援

第3 自然保護対策の推進

身近な自然が適切に保全されるよう、自然に関心を持ち、自然環境に配慮した行動ができる

⁷³ アダプト・プログラム：市民、事業者が、道路、公園等の公共空間で場所を定め、ボランティアで清掃・美化活動を行い、市がその活動を支援する制度

⁷⁴ ISO14001：国際標準化機構が定める環境管理システムに関する規定

⁷⁵ エコアクション21：環境省が策定した中小事業者でも容易に取り組める環境経営（環境マネジメント）システム

社会の構築に向けた取組を推進します。また、関係機関と連携し、自然環境の保全対策を推進します。

1 自然環境保全の推進

- (1) 自然環境保護意識の普及啓発
- (2) 生物多様性の確保
- (3) 希少生物の保護
- (4) 水辺、里山等の自然の保全・整備
- (5) 保全活動団体との連携

2 自然とのふれあい創出の推進

- (1) 自然とふれあう場の確保
- (2) 自然とふれあう活動の指導者育成及び活動支援

第4部 潤いのある安心して暮らせるまち

第1章 自然と共に生きるまちづくり

第2節 循環型社会の構築

【将来の姿】

企業をはじめ、市民一人ひとりが環境負荷低減に対する意識が高くなっており、循環型・低炭素社会構築に向けた取組を積極的に実践しています。

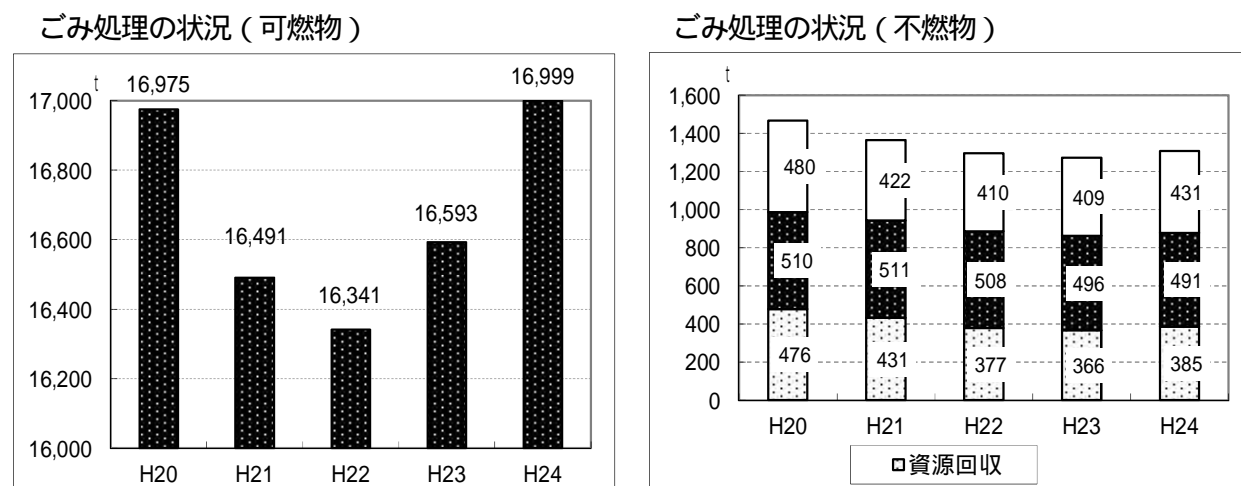
【現況と課題】

地球温暖化や廃棄物問題をはじめとする今日の環境問題の多くが市民の日常生活や事業活動に起因しています。特に資源やエネルギー消費の増大は、天然資源の枯渇、地球温暖化進行の要因ともなり、市民の生活にも深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

東日本大震災、福島原発事故を受け、環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりのため新たなエネルギー政策及び更なる地球温暖化対策が求められています。循環型社会・低炭素社会の構築に向け、太陽光発電、風力発電、小水力発電や、地域の未利用資源であるバイオマス⁷⁶等を利用した自立分散型の再生可能エネルギーの導入促進が課題とされています。

また、循環型社会の構築に向けては、更なるごみの減量化及びリサイクルを進めるため、使用済小型家電⁷⁷の分別、収集方法について検討する必要があります。

さらに、地域や家庭における環境負荷の低減に対する取組は極めて重要であり、市民レベルでの着実な取組を進めていく必要があります。

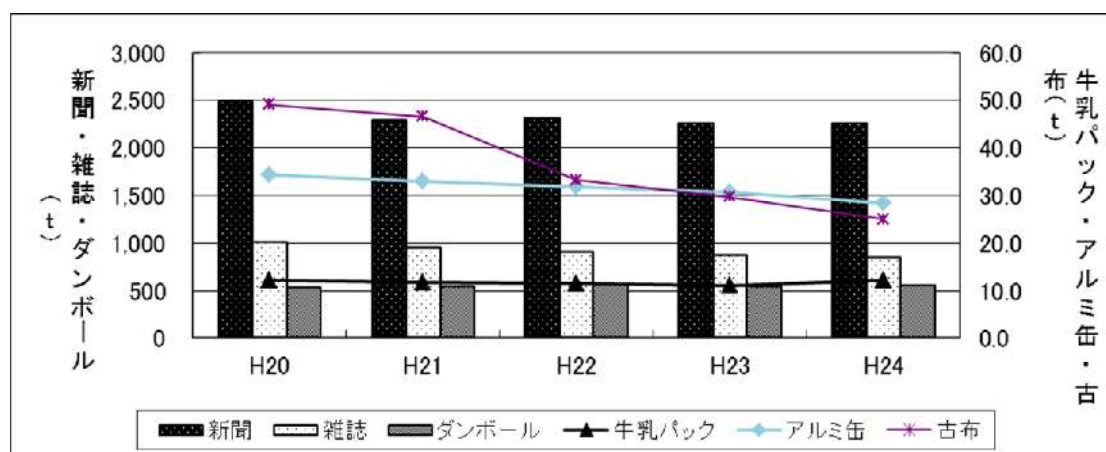


(資料：環境課)

⁷⁶ バイオマス：再生可能な動植物性の資源（石油、石炭などを除く。）

⁷⁷ 使用済小型家電：ドライヤー、掃除機、DVD プレーヤー等の家電製品

リサイクルの状況（集団回収分）



	H20	H21	H22	H23	H24
新聞	2,489.2	2,298.3	2,319.8	2,260.4	2,259.3
雑誌	1,003.7	945.9	909.7	876.0	845.5
ダンボール	534.5	539.0	560.4	546.7	557.9
牛乳パック	12.1	11.7	11.6	11.1	12.2
アルミ缶	34.3	32.8	31.8	30.6	28.3
古布	49.0	46.5	33.2	29.6	25.0

（資料：環境課）

【目指す方向】

廃棄物の排出抑制やリサイクルをはじめとする資源の循環的利用に積極的に取り組むとともに、二酸化炭素等、温室効果ガス排出量の削減に向けた行動を実践し、循環型・低炭素社会の実現を目指します。

【施策の内容】

第1 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化防止のため、二酸化炭素等の温室効果ガス排出量削減の取組を市民レベルで推進します。

1 地球温暖化防止意識の啓発

(1) 環境配慮型の行動の促進

- ア 地球温暖化対策推進市民会議との連携
- イ 地球温暖化防止市民行動計画の推進
- ウ 「もったいない」精神の促進
- エ グリーンカーテンの実施

2 再生可能エネルギーの導入・促進

(1) 太陽光・風力発電等システムの普及の促進

- (2) 省エネルギー機器の導入・促進
 - ア 省エネルギー機器の導入
 - イ 環境にやさしい電気自動車などの低公害車の導入
- (3) 新エネルギーに関する調査・研究の推進
- (4) 地域バイオマスエネルギーの利用促進

第2 再資源化の推進

容器包装リサイクル法等の各リサイクル法に基づき、ごみの減量化・再資源化を啓発し推進します。

- 1 リサイクルの推進
 - (1) 分別収集の推進
 - (2) 4R運動⁷⁸の推進
- 2 家電リサイクルの推進
 - (1) 家電4品目⁷⁹リサイクルの推進
 - (2) 使用済小型家電リサイクルの推進
- 3 資源回収活動への支援
 - (1) 資源回収団体への支援
 - (2) 新規団体登録の啓発

第3 ごみ減量化の推進

市民による「ごみになるものを買わない」行動、事業者による「ごみになるものを作らない、売らない」行動の促進や各種啓発活動等により、ごみの減量化を推進します。

- 1 ごみの発生・排出を抑制する社会システムへの転換
 - (1) 使い捨て商品の使用自粛等の啓発・促進
 - (2) グリーン購入⁸⁰の推進
- 2 事業系廃棄物の減量化
 - (1) 事業所から排出される廃棄物のリサイクルの推進

⁷⁸ 4R運動：「Refuse（拒絶する：ごみになるものは買わない、使わない）」、「Reduce（減らす：どうしても必要なものだけ買う、使う）」、「Reuse（再利用する：使えるものは何回でも使う）」、「Recycle（再資源化する：資源回収し、一度原材料に戻してから製品化する）」の4つの単語の頭文字「R」を示し、これらを実践することにより、ごみの減量化を推進しようとする取組

⁷⁹ 家電4品目：テレビ、エアコン、冷蔵・冷凍庫、洗濯・乾燥機の4家電製品。家電リサイクル法により、家電メーカーが回収し、資源として再利用される。

⁸⁰ グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、環境を考慮し、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

(2) ゼロ・エミッション⁸¹の促進

3 廃棄物等の適正処理と施設整備の推進

(1) 廃棄物等の収集量に応じた効率的で環境に配慮した処理施設の整備

(2) 将来における処理量の減少に対応するため、より効率的な処理方法への見直し

⁸¹ ゼロ・エミッション：各産業において排出される廃棄物を他の分野の原料として活用することにより、あらゆる廃棄物をゼロにする新しい資源循環型社会を形成する考え方

第4部 潤いのある安心して暮らせるまち
 第2章 快適で利便性の高いまちづくり
 第1節 特性を生かした土地利用の推進

【将来の姿】

自然環境や生産農地の保全が図られるとともに、良好な居住環境と優れた街並み景観を兼ね備えた次世代に継承できる持続可能な既成市街地が形成され、加えて都市機能の集積により新たな交流やにぎわいを育む魅力あるまちとなっています。

【現況と課題】

本市は、富山県の中央部に位置するという地理的環境から、企業立地や住宅等への土地利用が拡大しながらも市街化区域内には農地や未利用地も多く、今後ますます計画的に土地利用を進めることが求められています。

また、既成市街地は大別すると新湊、小杉、大門・大島の3か所で形成されており、その中央部を貫通する主要幹線道路沿いには、沿道サービス型商業と運輸業が立地している以外、市街化調整区域内の優良農地となっているなど、分散した都市構造となっています。

このような状況の中、市内各所とのアクセスが容易な地域での都市機能の集積を図るとともに、市街地、集落、丘陵部等がそれぞれの持つ特性を十分に発揮しながら相互連携することにより、持続可能な都市を構築し、地域の魅力を高めることが重要となっています。

また、住宅の需要が高い地区における市街化区域の拡大や地区計画の活用、さらには、にぎわいと交流拡大に向けた大型商業施設の立地可能な拠点地域の設定や既成市街地との連携と役割分担も課題となっています。

都市計画区域内における地域別土地利用状況 (単位：ha)

地区	市街化調整区域	市街化区域	うち農地	農地の割合
新湊	1,859.9	1,383.1	46.4	3.4%
小杉	2,410.8	751.2	36.2	4.8%
大門	1,994.1	182.9	9.4	5.1%
大島	559.7	236.3	7.7	3.3%
下	580.0	0.0	0.0	-
計	7,404.5	2,553.5	99.7	3.9%

平成25年1月1日現在

(資料：都市計画課)

【目指す方向】

人口及び産業の見通しと社会環境の変化による将来の発展動向を見極め、適正な人口密度の市街地及び集落の形成と活力維持に努め、市域の中心地区においては都市機能の集積により機能的かつ効率的で持続可能な都市構造を目指します。

また、市街地から自然環境を保全する丘陵部まで、それぞれの地域特性を十分に生かしながら相互連携による調和のとれた土地利用を進めます。

【施策の内容】

第1 秩序ある土地利用の推進

各地域の特性を十分に踏まえ、総合的、広域的視点に立った土地利用を推進します。

1 効率的な土地利用の推進

- (1) 都市計画マスタープランに基づく区域区分、用途地域の見直し
- (2) 市街化区域内の農地や未利用地の活用促進
- (3) 既成市街地における合理的かつ健全な土地利用と商業・業務機能の維持活性化
- (4) 地域の特性を生かした大型商業施設の立地など交流・にぎわい拠点の創出
- (5) 国道8号、国道472号など幹線道路沿線での物流や沿道サービスに加え、業務・商業機能など都市機能の集積促進
- (6) 農村集落の活力維持と農地保全のための土地活用の推進
- (7) 農地、森林、河川、海岸等の保全と活用
- (8) 住民協定⁸²などによる良好な街並み、自然景観などの保全と形成

第2 地籍調査の推進

実態とかい離する地図混乱地区の解消を図るため、地籍調査を推進します。

1 地図混乱地区などにおける円滑な土地利用の推進

- (1) 地籍が混乱している地区での現地復元能力⁸³がある地図作成の推進
- (2) 地籍調査の重要性に関する普及啓発
- (3) 地籍調査成果の利活用
- (4) 区画整理などに伴う適正な地図作成の促進

⁸² 住民協定：まちづくりなどに関して、一定の地域を対象とし、住民や権利者が自主的に定める決まり

⁸³ 現地復元能力：土地の境界や区画形状が不明となった場合に復元できる能力

第4部 潤いのある安心して暮らせるまち

第2章 快適で利便性の高いまちづくり

第2節 公共交通網の整備

【将来の姿】

あいの風とやま鉄道⁸⁴、万葉線、民間路線バス、コミュニティバス等公共交通機関が連携し、移動制約者⁸⁵をはじめ、誰でも利用しやすい便利な公共交通網が確立され、全市で利用されています。また、北陸新幹線が開通し、首都圏と幅広い分野での交流が展開されています。

【現況と課題】

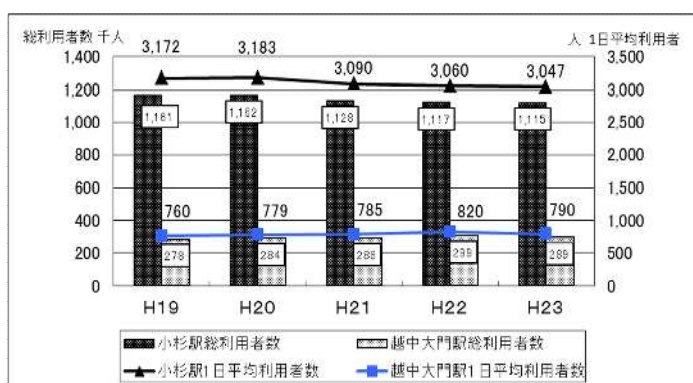
利用客の減少による民間路線バスの運行縮小や、北陸新幹線開業に伴うあいの風とやま鉄道の開業等、本市の公共交通をとりまく環境は大きく変化しています。

このような状況の中、高齢者等の社会参加を促し、また、公共交通空白地域を埋めるため、コミュニティバス等の適正な運行や各公共交通機関の連携の強化等により、利用者にとってより便利な交通ネットワークの充実・強化が求められています。

しかしながら、将来にわたり持続可能な公共交通として維持していくためには、運行経費の負担が大きな課題となっています。加えて、市民の通勤・通学の足である「あいの風とやま鉄道」の安定的な運営の確保が求められています。

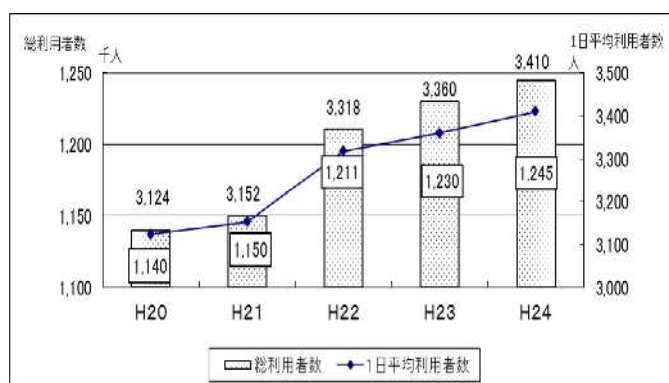
また、北陸新幹線の開業を控え、新幹線駅から本市へのアクセスとなる二次交通⁸⁶対策が課題となっています。

射水市内JR駅利用状況



(資料：生活安全課)

万葉線利用状況



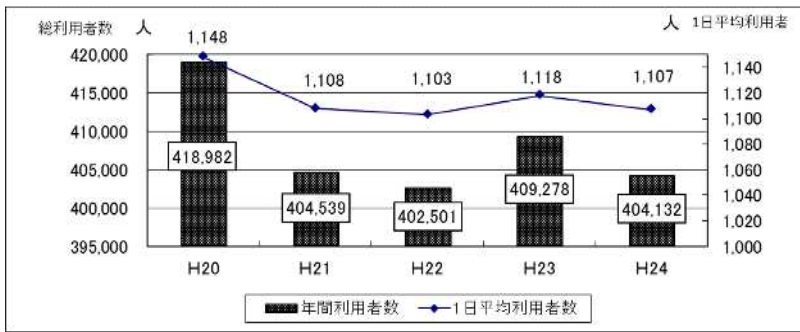
(資料：生活安全課)

⁸⁴ あいの風とやま鉄道：平成27年春に予定されている北陸新幹線東京-金沢間開業に伴い、JRから経営分離される富山県内の並行在来線の名称

⁸⁵ 移動制約者：自動車中心社会において、移動を制約される人。運転免許を持たない(持てない)か、自家用車を持たない(持てない)高齢者、子ども、障がい者、低所得者など

⁸⁶ 二次交通：複数の交通機関等を使用する場合の、2種類目の交通機関。主に、鉄道駅から路線バスや自転車などを使って、学校や観光地などへ赴く交通手段のこと。

コミュニティバス利用状況



デマンドタクシー利用状況

	利用者数	1日平均	備考
H23	7,416	24	H23.6～H24.3
H24	12,079	33	H24.4～H25.3

(資料：生活安全課)

【目指す方向】

コミュニティバス等の適正な運行と公共交通機関相互の連携強化を図り、快適な公共交通の確保を目指すとともに、あいの風とやま鉄道、万葉線及び民間路線バスの存続活性化に努めます。

また、北陸新幹線の開業に向けた新高岡駅への交通ネットワークづくりや、大阪までの全線整備の早期実現に向けた関係機関への支援や働きかけを進めます。

【施策の内容】

第1 誰でも利用しやすい持続可能な公共交通網の構築

通勤、通学及び生活の足としての公共交通の利便性の向上を図り、持続可能で、過度に自家用車に依存しない総合的な交通体系を構築します。また、地区に適した運行の実現を目指し、利便性の向上を図ります。

1 公共交通ネットワークの構築

(1) 地域特性に応じた生活交通手段の確保

ア コミュニティバスやデマンドタクシー⁸⁷など、地域の実情や交通需要に応じた多様な方策の検討

(2) 公共交通機関の連携強化

ア 電車、バス等の乗継環境の整備による利便性の向上

イ 乗り継ぎ施設、バス停等の整備

2 主要施設への交通利便性の向上

(1) コミュニティバスによるアクセス向上

ア 庁舎、鉄道駅、医療機関、文化施設、商業施設等へのアクセス強化

イ 乗り入れを可能にする施設の整備

3 主要交通機関の充実、強化

(1) あいの風とやま鉄道の安定的な運営の確保

ア あいの風とやま鉄道利用促進協議会を通じた利用増対策

イ 富山県及び沿線市町村との連携強化による適正な運営の確保

⁸⁷ デマンドタクシー：利用者が事前に予約して運行する交通形態で、予約した人が乗合で利用するもの。大門・大島地区において、平成23年6月から運行している。

- (2) 万葉線の維持、整備等の促進
 - ア ネットワークの拡大及び延伸についての検討
 - イ 利用者増対策の推進
 - ウ 施設整備への支援

第2 快適な交通環境の整備

駅施設等の整備、駐車場の確保や駐輪場の整備によるパーク・アンド・ライド⁸⁸の促進等、公共交通の利用促進を図ります。

- 1 公共交通の利用促進
 - (1) 鉄道駅関連施設の整備及び駅機能の強化
 - (2) 交通ターミナル整備の検討
 - (3) パーク・アンド・ライド促進のための駐車・駐輪場施設の整備
 - (4) 共通利用できるICカード⁸⁹導入の検討
 - (5) 情報技術を活用した運行、乗継案内の提供
- 2 移動制約者の利便性向上
 - (1) 高齢者、障がい者等の利用を促進する環境の整備
 - ア 公共交通施設のバリアフリー化
 - イ バス、電車の低床化

第3 広域交流を活発化する公共交通機関の充実

北陸新幹線開通後の広域交流の活発化や市内観光スポット等へのアクセス性向上を図ります。

- 1 広域観光の推進及び観光スポットへのアクセス性向上
 - (1) 他市と結ぶ周遊型観光ルートの働きかけ
 - (2) 市内観光スポット及び主要都市を結ぶ公共交通機関進出の働きかけ
- 2 北陸新幹線の全線整備に向けた事業の推進
 - (1) 大阪までの全線整備実現を目指した国や関係機関への働きかけ
 - (2) 北陸新幹線開業に伴う観光キャンペーン等の実施

⁸⁸ パーク・アンド・ライド：自家用車で駅やバス停に行き、駐車（park）し、電車やバスに乗り（ride）換えること。

⁸⁹ ICカード：情報を記録できるICチップを埋め込んだカード。交通系のICカードは、鉄道を始めとする公共交通機関で運賃として、改札機や車載機器などで利用できる。

第4部 潤いのある安心して暮らせるまち

第2章 快適で利便性の高いまちづくり

第3節 地域をつなぐ道路網の整備

【将来の姿】

道路ネットワークの強化はもとより、歩行者、自転車、交通弱者等が安全で安心して通行できる道路空間の確保を図り、地域活力の創出に資する交通利便性の高いまちとなっています。

【現況と課題】

本市は、富山市と高岡市の間に位置する地理的条件等により、国道8号、県道富山高岡線、県道高岡小杉線など、東西方向に強い幹線道路網となっています。

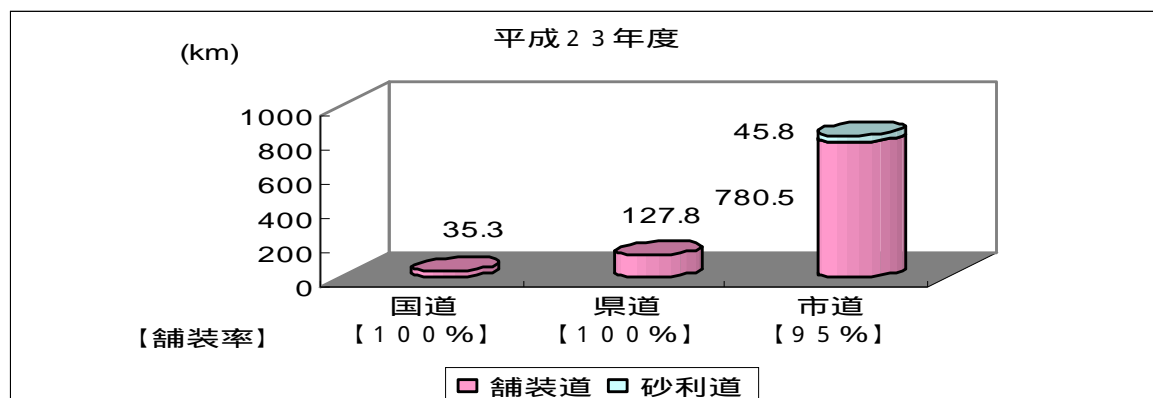
一方、南北方向の幹線道路は、本市の基本軸となる国道472号が整備されているものの、東部では都市計画道路七美太閤山線高架部分の早期完成が、西部では県道新湊庄川線の改良整備の促進や、JR北陸本線の踏切を中心とした朝夕の交通渋滞の解消等が重要な課題となっています。

中長期的には、国道8号と市街地を結ぶ幹線道路の整備、富山新港周辺の開発を支援する道路などの整備が重要となっています。

東西道路としては、能越自動車道の高岡北インターチェンジへ連絡する都市計画道路北島牧野作道線や国道8号を補完し、富山北部地区への連絡を強化する(仮称)七美荒屋線等の事業化促進、北陸新幹線の新高岡・富山駅へのアクセス強化に向けた道路網整備が必要となっています。

また、快適で利便性の高いまちづくりを目指し、市内地区間を連絡する道路や、生活に密着した道路などの整備を図る必要があります。

道路の舗装状況



主要道路の自動車交通量

路線名	自動車交通量（台／日）		
	平成 11 年	平成 17 年	平成 22 年
北陸自動車道（小杉 I C ～ 砺波 I C）	27,700	28,000	30,800
国道 8 号（沖塚原地内）	40,700	44,200	39,500
国道 415 号（久々湊地内）	13,500	13,200	12,000
国道 472 号（橋下条地内）	25,700	23,400	21,400
県道富山高岡線（若杉地内）	18,600	19,900	19,000
県道高岡小杉線（広上地内）	24,000	30,300	28,700
県道新湊庄川線（善光寺地内）	11,900	11,500	10,900
市道大門針原線（大門地内）	21,300	21,100	20,900

（資料：道路建設課）

【目指す方向】

地域の経済活動や、市内地区間の交流連携を支える道路ネットワークの形成を図るとともに、快適な道路空間の整備、交通弱者にやさしく、安全で安心な道づくりを目指します。

【施策の内容】

第 1 機能的で安全・安心な道づくり

人と環境にやさしい道づくりを基本に、誰もが安全で安心して通行できる道路空間の整備を推進します。

1 車から人への道づくり

（1）交通弱者に対応した安全で安心な道づくり

ア 段差や障害物のない歩道空間のバリアフリー化

イ 夜間の安全な通行を確保する防犯灯などの整備

ウ 道路反射鏡（カーブミラー）、ガードレールなど交通安全施設の整備

2 災害に強い道づくり

（1）災害時においても通行できる道路交通の確保

ア 大規模地震などの発生時に、緊急物資の輸送、救急、救護活動、復旧活動等に資する橋梁耐震補強の実施

イ 適切な道路消雪施設の整備、迅速な道路除雪の実施など、降雪時の円滑な道路交通の確保

（2）道の駅の防災拠点としての機能充実

ア 災害時における道路情報、避難場所、救援物資輸送拠点施設としての機能充実

3 道路の安全性を確保する道づくり

（1）道路施設長寿命化対策の推進

ア 道路施設の定期点検の実施、補修

第2 利便性の高い道路網の整備

広域幹線・地域連携道路を軸に、補助幹線道路の整備を促進するとともに、時代に即した利便性の高い道路網の形成を図ります。

また、市民から要望の多い、地域に密着した生活道路についても、引き続き整備を推進します。

1 交通ネットワークを踏まえた道路網の確立

(1) 地域連携道路の整備

ア 国道8号坂東交差点の整備促進

イ 都市計画道路七美太閤山線の整備促進

ウ 都市計画道路北島牧野作道線の整備促進

エ 主要地方道新湊庄川線の整備促進

オ 伏木富山港（伏木、新湊、富山地区）の沿岸地区を有機的に連絡する(仮称)七美荒屋線の事業化促進

カ 北陸新幹線駅に繋がる道路網の整備

(2) 補助幹線道路の整備

ア 市内区間や主要公共施設を結ぶ補助幹線の整備促進

イ 既設補助幹線歩道のバリアフリー化、交差点改良、踏切拡幅改良等、道路空間のゆとり・安全性の向上

(3) 生活道路の整備

ア 生活に密着した市道拡幅改良、舗装新設の整備

第3 広域幹線道路の整備促進

高速自動車道路等の整備促進を図り、更なる高速化、安全性、確実性が高いネットワークの強化、富山新港などへの交通アクセスの高速化による物流能力の向上を目指します。

1 高速自動車道路等の整備促進

(1) 東海北陸自動車道の四車線化の整備促進

(2) 能越自動車道の整備促進

第4部 潤いのある安心して暮らせるまち

第3章 快適で住みよいまちづくり

第1節 住宅環境の充実

【将来の姿】

市外や郊外への人口流出が減少したことから安定的な既成市街地への居住者が増えており、空き家や空き店舗が減少しています。

【現況と課題】

本市では、市民意識や暮らしの変化等により市外や郊外への転出が多くなり、既成市街地には空き家や空き店舗が増加しています。

このような状況の中、良好な宅地形成と日常生活に必要な居住環境の充実を図り、既成市街地への居住を促進することにより、市外や郊外への人口流出を抑えるとともに、今後、ますます増加すると思われる空き家対策を講じ、既成市街地における活力維持と活性化を図る必要があります。

空き家実態調査結果概要（H24.1.1時点）

【地区別】

	新湊	小杉	大門	大島	下	計
空き家数	864	287	124	71	6	1,352
割合	63.9%	21.2%	9.2%	5.3%	0.4%	100.0%

【損耗状況】

	そのまま使用可	若干修繕要	かなり修繕要	腐朽して危険	不明	計
空き家数	469	371	337	119	56	1,352
割合	34.7%	27.4%	24.9%	8.8%	4.1%	100.0%

上記調査には重点密集市街地整備地区は含まない。

（資料：建築住宅課）

【目指す方向】

既成市街地への定住を促進するため、住み替えや空き家活用の情報提供、相談窓口となる支援団体を育成し、市民、民間事業者及び行政が連携して、豊かな住環境の維持や向上を目指します。

【施策の内容】

第1 既成市街地への居住の促進と空き家対策

高齢者や若者、子育て世代等が生活しやすい住環境の整備を推進します。

- 1 (仮称)空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の制定
- 2 空き家対策に関する各種助成制度の創設

- 3 空き家の有効活用を推進するための情報発信
- 4 高齢者や若者、子育て世代等の定住に向けた施策の推進

第2 安定的な住居の確保

市民ニーズの変化に応じた、公営住宅の整備、活用に努め取り組み、併せて、住まいのセーフティネット機能の充実を図ります。

- 1 既存公営住宅の適正な管理・運営及び施設整備
- 2 民間住宅の活用推進

第3 土地区画整理等の促進

定住人口の減少を抑止するため、市街地や既存集落での土地区画整理等を促進します。

- 1 土地区画整理事業の促進
- 2 地区計画制度の活用
- 3 指定宅地取得の支援等

第4部 潤いのある安心して暮らせるまち

第3章 快適で住みよいまちづくり

第2節 生活環境の充実

【将来の姿】

道路、公園等の公共施設や公益施設のバリアフリー化が進むとともに、既成市街地では、「水」と「緑」など潤いある生活空間が形成され、市民誰もが快適に生活しています。

【現況と課題】

子どもから高齢者、障害の有無に関わらず、誰もが安心して暮らしていけるよう、歩道の段差の解消や道路、公園施設の老朽化に伴う再整備やバリアフリー化等が求められており、さらには、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの考え方を普及する必要があります。

また、暮らしの変化等により市外や郊外への人口流出が多く、既成市街地の空洞化が進んでいることから、既成市街地での居住を促進するため、本市の特色である「水辺」などの特性を生かした地域づくりを図る必要があります。

都市公園の状況

(単位：箇所、台)

種類	箇所数	駐車場			トイレ ()はトイレ設置公園	
		箇所数	うち障がい者マーク 及び区画幅3.5m	駐車台数 (身障者用含む)		うち バリアフリ ー
街区公園	113	3	2	23	18(18)	7
近隣公園	8	2	3	35	7(6)	3
地区公園	3	3	7	150	5(3)	2
運動公園	1	1	0	90	3(1)	1
特殊公園	2	1	4	180	2(1)	1
都市緑地	19	0	0	0	7(7)	4
緑道等	1	0	0	0	0(0)	0
合計	147	10	16	478	42(36)	18

平成25年3月31日現在

(資料：都市計画課)

【目指す方向】

本市の特色を生かしながら、既成市街地等での生活環境の充実を図り、市外への転出を抑えるとともに、生活道路、公園等のバリアフリー化を進め、子どもから高齢者、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して生活できる環境整備を進めます。

【施策の内容】

第1 生活環境のバリアフリー化の推進

通行する人の安全に配慮し、歩道整備等良好な歩行者空間づくりに努めるを推進するとともに、住み慣れた住まい、地域で安心して暮らし続けられるよう支援します。

1 みんなにやさしい外出環境の整備

- (1) 歩道幅員の確保や段差解消等安全性の確保
- (2) 交通安全対策の推進
- (3) 地域ぐるみの福祉のまちづくりの推進

2 ユニバーサルデザインの普及推進

- (1) 生活関連施設、住宅、学校等のバリアフリー化の推進
- (2) 誰もが安心して生活できるユニバーサルデザインの普及啓発

第2 既成市街地活性化の推進

既成市街地の活性化施策を地域団体・NPO等との協働で推進します。

1 既成市街地活性化の推進

- (1) 都市再生整備計画⁹⁰に基づく整備
- (2) 庄川、内川、下条川等の水辺空間や歴史ある街並み等を生かした特色あるまちづくりの推進
- (3) にぎわいの再生による地域コミュニティの活性化

2 駅周辺の整備

- (1) 小杉駅及び越中大門駅周辺の整備

第3 緑豊かな環境と公園整備の推進

公園、道路、河川等の身近な緑の保全と市民、企業、行政等の役割分担による緑化を推進します。

1 公園・緑地の整備と緑化の推進

- (1) 特色ある公園・緑地の整備
 - ア 市街地における緑豊かな憩い空間と防災機能の整備
 - イ 水辺の自然環境を活用した整備
- (2) 緑のネットワーク化の推進
 - ア 河川、道路等の連続性を生かした緑化の推進
 - イ 市民、企業、行政等の役割分担と相互の連携・協力による緑化の推進

2 公園・緑地のリフレッシュ整備の推進

- (1) 子どもの遊び場や誰もが安心して利用できる施設の整備
 - ア 利用ニーズに応じた施設の整備
 - イ 公園施設のバリアフリー化の推進

⁹⁰ 都市再生整備計画：自治体が定める、地域の創意工夫を反映したまちづくりの計画

- ウ 老朽化が著しい遊具、照明灯等の公園施設の整備
- エ 定期的な公園のパトロールと安全点検の実施
- 3 協働による公園・緑地の維持・管理の推進
 - (1) 市民と行政との協働による維持・管理の推進
 - ア 住民が利用しやすく愛着が生まれる公園管理への支援
 - イ 公園が果たす役割と緑がもたらす効果の啓発
- 4 花と緑を育てる活動の推進
 - (1) 地域住民及びボランティア団体が一体となった花と緑の空間の演出
 - (2) 市民の緑化意識の啓発

第4 斎場の整備及び市営墓地の適正管理

市民の多様なニーズや周辺環境との調和に配慮した斎場を整備するとともに、市営墓地の適正管理に努めます。

- 1 斎場の整備
- 2 市営墓地の適正管理

第4部 潤いのある安心して暮らせるまち

第3章 快適で住みよいまちづくり

第3節 上水道の充実

【将来の姿】

生活を支える重要なライフラインとして、清浄にして豊富低廉な高品質のおいしい水道水の供給が図られています。

【現況と課題】

水道施設や配水管等の整備がほぼ完了し、高い水道普及率を達成しています。上水道の普及は、公衆衛生の向上や生活環境の改善につながっていると同時に、産業経済活動を支え市民生活に欠くことのできないライフラインとなっています。

このような状況の中、水道管路の耐震化は全国でもトップレベルの整備となっていますが、今後とも財政の健全性を保ちながら、東日本大震災の経験などを踏まえた水道主要施設の耐震化事業の強化・前倒しを図るとともに、環境対策にも配慮した施設整備・水質管理の一層の向上や事故災害に迅速に対応する体制づくり等、多様化・高度化するニーズへの適切な対応が必要となっています。

上水道の状況

(単位：m³/日、%)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
計画一日最大配水量	45,200	45,200	45,200	45,200	45,200
一日最大配水量	37,236	36,961	40,865	36,051	35,225
一日平均配水量	32,433	31,281	31,714	31,111	31,187
一日平均有収水量	29,623	29,054	29,573	29,025	28,839
有収率	91.3	92.9	93.2	93.3	92.5

(資料：上水道工務課)

【目指す方向】

射水市水道ビジョン⁹¹に基づき、安全で安心な水道水をいつでも安定的に供給できるように、水道水源から給水栓までの水質管理を充実するとともに、東日本大震災を踏まえた事故災害対策や強靱な施設整備を推進し、市民満足度の向上を目指します。

【施策の内容】

第1 安全・安心な水の供給

水道水の安全性・快適性についての関心の高まりに応え、いつでもおいしく飲める水道水を

⁹¹ 射水市水道ビジョン：本市水道事業の現状と将来の見通しを分析・評価し、水道の将来像とそのための具体的な施策について、市民と水道関係者が共通目標を持って取り組むための経営戦略

供給します。

- 1 水道水質管理水準の向上
 - (1) 水質検査計画の強化と公表
 - (2) 水質監視機器の増強
- 2 貯水槽水道等の信頼性向上と直結給水の推進
 - (1) 貯水槽水道管理者への指導、技術支援
 - (2) 直結直圧式⁹²給水区域の拡大と直結増圧式⁹³給水の推進
- 3 給水管・給水用具の信頼性向上
 - (1) 給水装置相談窓口の設置
 - (2) 給水装置工事業業者への技術支援

第2 安定給水の充実

水道の普及が進み、水道がほとんど唯一の水の確保手段となっている中で、水道事業が常時給水義務を果たすため、水道施設水準の向上に努めますを図ります。

- 1 安定的な水源の確保と自己水源の活用
 - (1) 水需要に応じた合理的な水源計画の推進
 - (2) 効率的な幹線送配水管の整備
- 2 施設更新計画の推進
 - (1) 老朽施設の点検強化
- 3 配水管更新事業の促進
 - (1) 老朽配水管の計画的な更新
 - (2) 管網の多重化によるバックアップ機能の整備

第3 上水道施設における耐震化整備の推進

災害時等非常時においても、市民の生命を守るうえで、水道水の確保は重要であることから、断水期間を可能な限り最小に抑えるため、主要施設の耐震化整備を推進し、安定供給の出来るシステムの構築に努めますを構築します。

- 1 主要施設耐震化の推進
 - (1) 浄水施設及び配水池の早期耐震化整備
 - ア 非常電源の整備（二回線受電、自家発電設備）
 - イ 電気計装設備等の整備
 - (2) 主要管路の耐震化整備
 - ア 導・送水管の耐震化整備

⁹² 直結直圧式：給水管内の通常圧力を利用して直接給水する方式。本市では、中高層階への給水方式として条件が整えば3階まで行える。

⁹³ 直結増圧式：給水管内の圧力にポンプの加圧力で増圧して中高層階へ給水する方式。本市では、条件が整えば5階まで行える。

- イ 口径300ミリメートル以上主要配水管の耐震化整備
- 2 災害・危機管理対策の充実
 - (1) 早期復旧体制及び応急給水体制の確立
 - ア 応急対策マニュアルの充実
 - イ 職員に対する教育及び訓練の拡充
 - ウ 応急復旧用資材等の効率的な備蓄・環境整備
 - (2) 配水管理及び配水運用の強化
 - ア 配水区域のブロック化の整備
 - イ 災害時における被害及び断水区域の被害想定
 - ウ 配管図・戸番図等の整備

第4 事業運営基盤の強化

水道サービスについて、的確な市民ニーズの把握と認識の共有化により、ひらかれた事業運営を行い、市民満足度の向上を目指します。また、将来にわたって、安心して飲める水を適切な負担で安定的に供給するため、経営、技術の両面において運営基盤の強化を図ります。

- 1 分かりやすい事業運営の実施
 - (1) 水道事業の情報公開の推進
 - (2) 市民ニーズの的確な把握
- 2 利便性の高いサービスを実施
 - (1) 上下水道料金支払方法の多様化の検討
 - (2) 開閉栓等受付業務の電子申請の検討
- 3 健全な財政運営の確立
 - (1) コスト縮減と適正な負担の検討
 - (2) 財務体質の強化
- 4 水道技術の継承と発展
 - (1) 水道技術研修体制の充実
 - (2) 指定工事事業者への技術移転と情報提供の推進

第4部 潤いのある安心して暮らせるまち

第3章 快適で住みよいまちづくり

第4節 下水道の整備

【将来の姿】

下水道の整備が進み、さらに水洗化率が向上することにより、健康で快適な市民生活が送られています。また、雨水対策や水環境整備が進み、市民が安心して憩うことができる水環境が整っています。

【現況と課題】

本市の下水道整備の普及率は、平成24年度末には98.4%に達し、面的整備はほぼ完了していますが、水洗化率は、徐々に上昇しているものの、同年度末においても90.4%に留まっており、今後更なる普及促進を図っていく必要があります。

また下水道施設については、整備から相当の年月が経過していることから、管路の老朽化に起因する道路陥没や設備故障等のリスクが増大しています。今後は適正な維持管理及びライフサイクルコストの軽減が図られるよう、長寿命化計画に沿った管路の改築や設備更新等に引き続き努めてい ←**取り組む**必要があります。

一方、近年多発する局所的な豪雨による浸水被害への対策として、雨水対策基本計画に基づき、引き続き被害解消に向け、効率的かつ効果的な整備を進めていく必要があります。

下水道の普及状況

	行政人口 (A)	整備済人口 (B)	水洗化人口 (C)	普及率 (B/A)	水洗化率 (C/B)
平成20年度	96,544	94,080	78,888	97.4%	83.9%
平成21年度	96,274	94,427	80,253	98.1%	85.0%
平成22年度	95,932	94,331	82,757	98.3%	87.7%
平成23年度	95,635	94,045	83,616	98.3%	88.9%
平成24年度	95,186	93,646	84,650	98.4%	90.4%

(資料:上下水道業務課)

【目指す方向】

射水市下水道ビジョン⁹⁴に基づき整備を進めるとともに、施設の適正な管理・保全、危機管理の向上、雨水対策の推進、水洗化率の向上を図るなど、健全な水環境の保全に取り組みます。

⁹⁴ 射水市下水道ビジョン：下水道ビジョン 2100（国土交通省）等による下水道政策の基本的な方向と具体的な施策の考え方に基づく本市下水道の進むべき方向を示した将来の構想

【施策の内容】

第1 汚水処理整備の推進

市全域の下水道整備を図り、生活環境改善のために未整備区域の早期普及や、整備区域の早期接続を推進します。

- 1 汚水整備事業の早期完成
- 2 水洗化率の向上

第2 下水道施設の機能維持

流域下水道への接続を推進するなど、効率的な汚水処理を図って行くとともに、各施設及び管路の適正な管理・保全を目指し、長寿命化計画に基づき計画的な改修や更新を進めていきます。

- 1 神通川左岸流域下水道による処理の推進
 - (1) 運営の効率化を踏まえた各処理施設の切替え時期の見極め
- 2 汚水中継ポンプ施設等の計画的な改修・更新
- 3 老朽化した下水道管路機能の回復
 - (1) 管路の流下及び耐荷能力の確保
 - (2) 経済性を考慮した工法等の検討
 - (3) 不明水解消の促進

第3 雨水対策の推進

浸水被害の対策として、下水道、道路排水、農業用排水、河川等総合的な観点から効果的な対策の推進に努めますを推進します。

- 1 浸水状況に応じた効果的な対策の推進
- 2 関係施設管理機関との協議・連携の強化

第4 豊かな水環境の創造

上下水道施設を活用した水・緑空間の整備等を通じ、潤いと安らぎのある豊かな生活環境の創造に努めますを図ります。

- 1 水と親しめる憩いの空間の整備
 - (1) 処理場等の施設の緑化、水辺空間の整備
 - (2) 雨水排水路の修景整備

第5 事業運営基盤の強化

生活環境の改善や公共用水域の水質向上並びに浸水対策等を目的に整備が進められた下水道事業が、持続可能な「安全・安心な水環境」及び「安定した施設環境」を推進するため、下水道資産の適正かつ合理的な管理・運営を図り、次代に引き継ぐ健全な運営基盤の強化を図ります。

1 分かりやすい事業運営の実施

(1) 下水道事業の情報公開の推進

(2) 市民ニーズの的確な把握

2 健全な財政運営の確立

(1) 災害対策や老朽化した下水道資産の健全度や重要度を考慮した建設改良計画の推進

(2) コスト縮減と適正な負担の検討

(3) 財務体質の強化

第4部 潤いのある安心して暮らせるまち

第4章 安心して暮らせるまちづくり

第1節 防災・減災対策の推進

【将来の姿】

市民と行政が協働し、災害予防対策等に積極的に取り組んでおり、市民の生命、身体及び財産の保護が図られ、子どもから高齢者まで多様な世代が安心して住み続けられる災害等に強いまちとなっています。

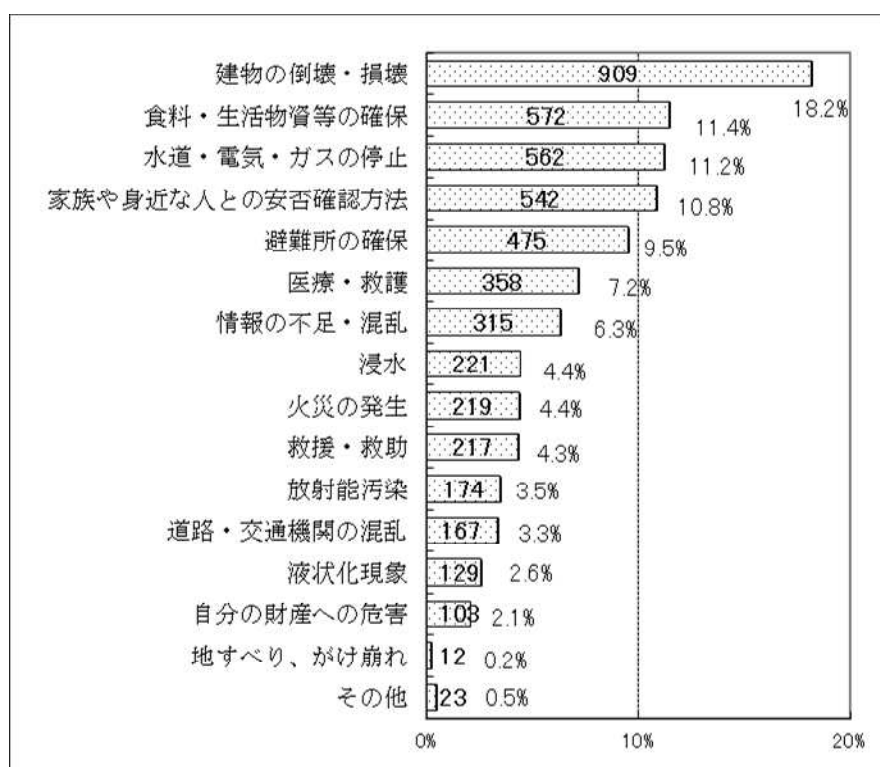
【現況と課題】

富山県内には、多数の断層帯があり、富山県公表の呉羽山断層帯地震被害想定調査結果及び同地震による津波シミュレーションによれば、市内において多数の人的被害、建物被害などが発生すると予測されています。そのほか、近年、内川沿いの高潮や局地的大雨による市街地周辺での浸水などの風水害による被害も発生しています。

このような状況の中、災害時の被害をできる限り小さくする『減災』の考え方を防災の基本とした取組が重要となっています。行政と自主防災組織を中心とした地域が一体となって取り組むとともに、民間企業や他自治体との災害時応援協定に基づく広域的応援体制の充実を図りながらハード、ソフト両面を柔軟に組み合わせた各種対策を実施し、被害軽減に備えていく必要があります。

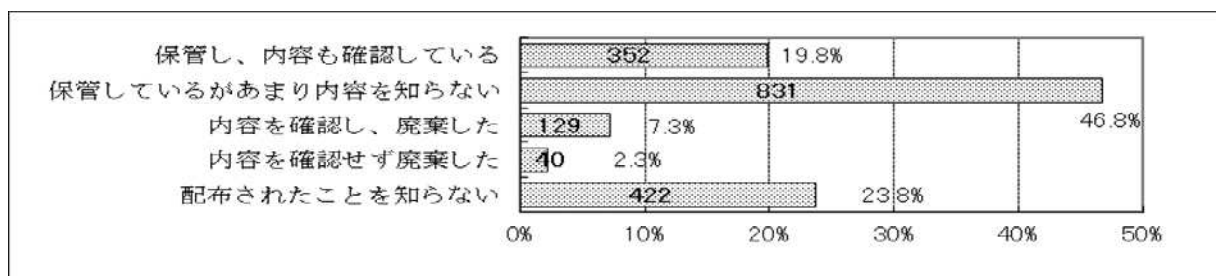
併せて、武力攻撃事態等やその他の様々な危機に対しても市民及び滞在者の生命、身体及び財産への被害を防止・軽減するため総合的に取り組んでいく必要があります。

大規模な災害が発生した場合に特に心配なこと



(資料：H24.7実施
射水市市民ニーズ実態調査)

防災ガイドブック、洪水ハザードマップ、地震防災マップなどの保管状況、内容の確認状況



(資料：H24.7実施 射水市市民ニーズ実態調査)

【目指す方向】

自然災害、テロ行為、感染症などの危機的状況から、市民の生命を守るための迅速な対応、積極的な情報提供、予防のための啓発活動及び公共施設の整備を充実します。また、自主防災組織の育成強化や要援護者支援体制の整備を図り、災害等の発生時に、市民、事業者及び行政が連携して対応できるように努めます。

【施策の内容】

第1 災害等の発生時における組織体制の強化

射水市地域防災計画、国民保護計画、危機管理指針に基づき、災害等が発生した際の迅速な対応を確保します。また、市民、事業者が主体的に行動できるよう、自助、共助意識の高揚を図ります。

1 活動体制の整備の推進

- (1) 市対策本部体制の強化
- (2) 国、県及び関係機関との連携強化
- (3) 事業所・企業とのにおけるBCP⁹⁵策定の促進と協力体制の充実
- (4) 県外自治体との相互応援協定に基づく支援体制の維持強化

2 市民意識の高揚

- (1) 各種のハザードマップ、防災広報による市民の防災意識の高揚
- (2) 国民保護措置及び武力攻撃事態等において住民が取るべき行動等に関する啓発
- (3) 危機発生時に被害を防止し、軽減するための様々な対策に関する啓発
- (4) 個人備蓄の啓発

第2 災害等の発生時における迅速な対応の確保

災害等が発生した際に迅速な避難、救援が確保できるよう、平素からの訓練、備蓄、協力体制を充実します。

1 災害等の発生を想定した訓練の実施

- (1) 総合的かつ実践的な防災訓練の実施
- (2) 職員研修及び訓練の実施

⁹⁵ BCP (Business Continuity Plan) : 企業等が災害や事故等の予期せぬ出来事が発生した際に限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、もしくは目標復旧時間内に再開できるようにするため、事前に策定する行動計画

- ア 職員参集及び対策本部の設置訓練の実施
- イ 災害等の種類に応じた対応マニュアルの訓練、確認
- ウ 各部局における所管業務、情報連絡及び応急体制の点検、確認

2 自主防災組織の育成強化

- (1) 自治会・町内会や商店街、事業所等を単位とした自主防災組織結成の促進と育成強化

3 災害時要援護者対策の推進

- (1) 要援護者に対する情報伝達及び個別避難支援計画の確立
- (2) 民生委員・児童委員、自主防災組織等各種団体との連携強化

4 物資及び資材の備蓄、整備

- (1) 市における備蓄品の計画的確保
- (2) 市が管理する施設及び設備の整備・点検等
- (3) 避難施設の指定への協力
- (4) 生活関連等施設の把握等

5 災害等発生時における情報提供の充実

- (1) 関係機関からの各種必要情報の早期収集
- (2) 災害等発生時における的確な被害情報の収集及び伝達
- (3) 人的被害未然防止に向けた避難勧告等の徹底

第3 防災基盤の整備

災害に強いまちづくりを実現するため、防災拠点施設、公共施設、密集市街地、河川、雨水対策の整備を図るとともに、水道水の確保をはじめとしたライフライン施設等の安全性を強化します。

1 防災都市づくりの推進

- (1) 防災行政無線の整備
- (2) 公共施設の耐震性の向上
- (3) 災害に強い生活環境の整備

ア 生活道路や公園等の整備

イ 上水道施設における耐震化整備の推進

- (4) 災害時におけるライフラインの確保
- (5) 住環境の改善や良質な住宅の供給

ア 共同建替えや土地の集約換地による防災性の向上

イ 個々の建築物の耐震化や不燃化の促進

- (6) 海岸・河川整備と浸水対策の推進

ア 内川における高潮対策の推進

イ 海岸・護岸堤防等の整備事業の促進

ウ 一級河川庄川の築堤事業の促進

エ 雨水対策の推進

第4部 潤いのある安心して暮らせるまち

第4章 安心して暮らせるまちづくり

第2節 消防・救急体制の充実

【将来の姿】

消防防災体制の強化と自然災害に対する防災・減災対策が進んだ災害に強いまちが整備され、市民が安心して暮らしています。

【現況と課題】

今日の消防需要は、生活様式の変化や超高齢社会の到来に伴い、複雑・多様化している中で、住宅防火対策等の充実や高度な救急業務が求められています。

また、諸外国との国際関係において、万一、武力攻撃を受けたり、大規模テロ等が発生した場合に備え、市民への影響が最小となるよう、万全な対策が求められています。

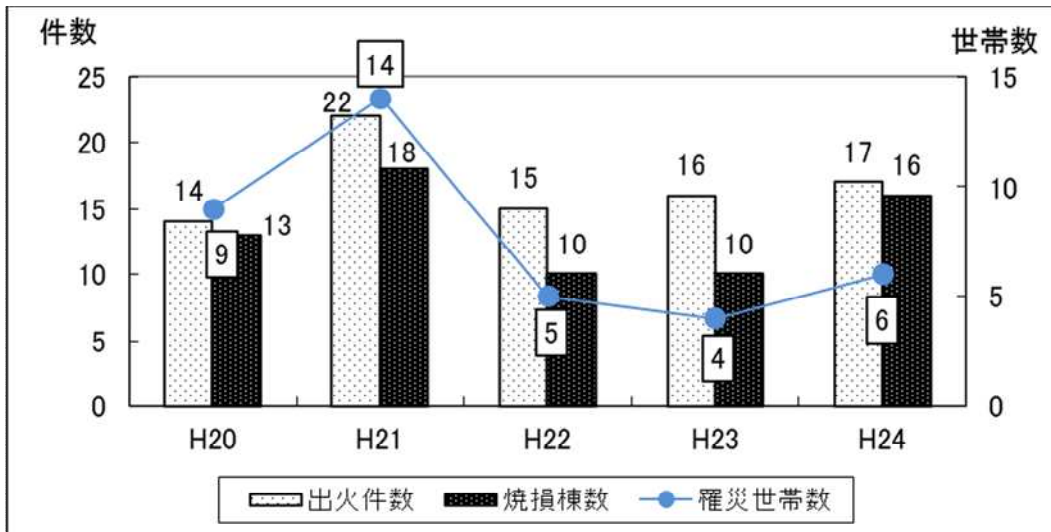
このような状況の中、通常の火災や救急・救助への対応に加え、多様化する消防需要に対する消防力の確保、地震等の自然災害への対応や危険物を取り扱う事業所への指導強化の必要があります。

救急出場状況の推移

		H20	H21	H22	H23	H24
出場件数		2,440	2,546	2,748	2,774	2,872
出 場 件 数 内 訳	火災	6	22	11	12	10
	自然災害		2		1	6
	水難	7	5	5	6	9
	交通	288	306	316	290	298
	労働災害	33	33	42	41	46
	運動競技	19	15	12	24	29
	一般負傷	333	325	386	384	419
	加害	11	6	6	11	11
	自損行為	52	39	37	39	47
	急病	1,425	1,526	1,616	1,648	1,682
	そ の 他	転院搬送	251	253	303	303
その他		15	14	14	15	18
搬送人員		2,324	2,400	2,633	2,596	2,733
不搬送件数		156	193	181	234	190

(資料：消防本部)

市内の火災発生状況の推移



(資料：消防本部)

【目指す方向】

想定される災害に対する知識・対応力を備えた消防職員を育成するとともに、消防水利、消防団を含めた機械力や人力など総合的消防力の向上に努めますを図ります。

また、高度な救急・救助体制の維持、強化を図るとともに市内各地区の自主防災会の育成に努めますを図ります。

【施策の内容】

第1 救急・救助体制の充実

救急救命士の常時2名乗車を目指し、救急救命士の増員を図るとともに、救急隊員の養成及び隊員の知識、技能を高め、救急隊としてのチーム力の向上に努めますを図ります。また、陸上の救助のみならず、水難救助にも万全を期して取り組みます。

1 市内均一の救急サービスの充実

(1) 救急隊員の資質の向上

- ア 救急救命士の再教育を含めた病院実習の充実
- イ 救急隊員研修の充実、強化
- ウ 高度化する救急需要に伴う救急資機材の整備

(2) 救急車の適正利用

- ア 「救えるはずの命」を救うための啓発
- イ 電話による救急相談事業の推進
- ウ 119番受信時における選別規定の検討

2 応急手当の普及啓発の推進

(1) 救急救命講習会の推進

(2) 応急手当指導員及び応急手当普及員の養成

- (3) 1 1 9 番受理時の口頭指導による応急手当の適切な指示
- 3 医療機関等との連携
 - (1) 医療機関との連携体制の強化
 - (2) 災害時における消防防災ヘリコプターとの連携強化
 - (3) 集団救急時の広域救急応援体制の確立
 - (4) 在宅療養者の救急要請に対応するため関係機関との連携の確立
 - (5) 「画像伝送」を活用した救急活動の検討
- 4 救助体制の充実
 - (1) 救助隊員及び潜水隊員の資質向上
 - ア 最新の救助法の取り入れ
 - イ 実践に即した訓練
 - (2) 救助資機材の充実と維持

第2 消防力の維持・強化

消防力の維持・強化を図るため、職員の知識・技術の向上、消防施設・資機材の整備を進めるとともに、消防の広域連携体制の充実を図ります。

- 1 消防業務の高度化に伴う体制づくり
 - (1) 研修、訓練等による資質・職務能力の向上
 - (2) 県内及び全国の広域応援体制の充実・強化
- 2 消防施設・資機材の整備
 - (1) 消防・救急デジタル無線施設の整備
 - (2) 消防ポンプ自動車、高規格救急車等の計画的な更新
 - (3) 消防署・出張所の維持
 - (4) 港湾防災施設の充実
 - ア 富山新港の港湾災害に対する伏木海上保安部等、関係機関との連携強化
 - イ 港湾都市としての港湾防災体制の推進
 - ウ NBC災害⁹⁶対応資機材の整備
- 3 消防団の維持活性化
 - (1) 処遇の改善と青年層・女性層の加入促進
 - (2) 団員の活動環境の整備
 - (3) 情報連絡体制の迅速化
 - (4) 消防団協力事業所表示登録の推進
 - (5) 分団屯所の維持及び計画的整備
 - (6) 地域の自主防災組織との連携
 - (7) OB消防団員等の活用

⁹⁶ NBC 災害：核物質（Nuclear）、生物剤（Biological）、化学剤（Chemical）が使用される災害

第3 防火対策の推進

各種防火対策を推進するとともに、住宅火災による死者を減らすため義務設置化された住宅用火災警報器の全戸への設置促進とその機能維持について啓発を図り、併せて防災製品等の普及促進を図ります。

1 防火対策の推進

- (1) 火災予防運動等、各種行事を通じての普及啓発
- (2) 住宅防火対策の推進
 - ア 住宅防火診断の実施
 - イ 住宅用火災警報器をはじめとする防災機器設置の普及促進
 - ウ 放火されない住環境づくりの啓発
- (3) 高齢者、身体障がい者等の災害弱者への防火安全指導
- (4) 事業所等への防火安全対策の推進
- (5) 自主防災組織の育成・強化

第4部 潤いのある安心して暮らせるまち

第4章 安心して暮らせるまちづくり

第3節 交通安全・防犯対策の推進

【将来の姿】

市民一人ひとりが高い交通安全・防犯意識を持ちながら、地域ぐるみの各種活動に参加しています。また、交通事故や犯罪が起こりにくい環境が整備され、安全で安心して暮らせるまちとなっています。

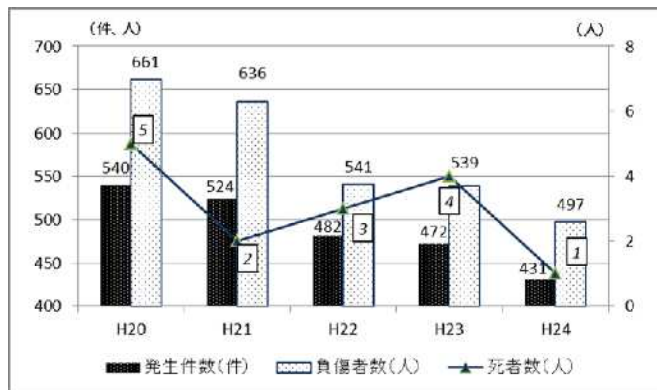
【現況と課題】

本市の交通事故の発生状況は、件数及び死傷者数については減少傾向にあるものの、依然として高齢者の死亡割合が高くなっています。また、市内各地で信号機や横断歩道、道路標識等の整備が求められています。

また、犯罪発生状況については、住宅、公園、駐車場等、市民生活にとって身近な場所での街頭犯罪や、子ども、高齢者、女性が被害者となる不審な声かけ、つきまといやインターネットの普及に伴うパソコン・携帯電話等に関する事件も発生しています。また、北陸新幹線開業に伴い広域的な人の移動が容易になることから、新たな犯罪への防犯対策が求められています。

このような状況の中、市民の交通安全・防犯意識を高め、地域ぐるみの各種活動を推進する必要があります。併せて、道路環境、適切な交通安全施設の整備、防犯灯の設置や防犯カメラの普及を図る必要があります。

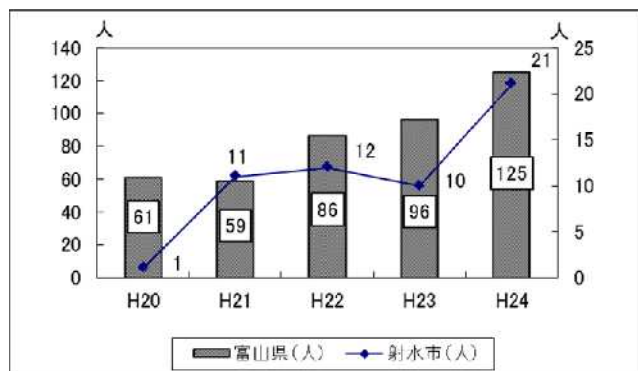
市内の交通事故発生状況



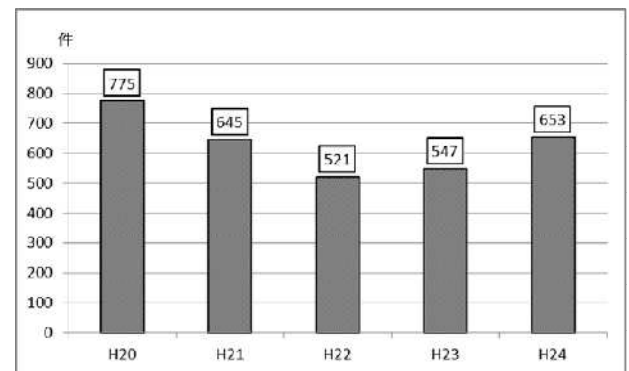
富山県の交通事故死者数等の推移

	H20	H21	H22	H23	H24
死者数(人)	58	59	58	50	47
高齢者(人) 65歳以上	37	37	34	27	21
若者(人) 16~24歳	3	6	5	3	2
高齢者死者率(%)	63.8	62.7	58.6	54	44.7
若者死者率(%)	5.2	10.2	8.6	6	4.3

不審な声かけ事案の推移



市内の刑法犯認知件数



(資料：富山県警察)

【目指す方向】

関係機関・団体との連携をより一層強化し、市民の交通安全・防犯意識の高揚を図り、地域ぐるみの各種活動を推進します。また、歩行者及び通行車両にとって安全な道路交通の確保や、防犯灯・防犯カメラ等の普及推進による防犯環境の整備を目指します。

【施策の内容】

第1 交通安全思想の普及

市民一人ひとりが、生涯にわたって交通安全の意識を持ち、実践するように交通安全意識の啓発に努めますを図ります。

1 交通安全教室開催の充実

- (1) 高齢者、若者、子どもなど年代に応じた交通安全教育の推進
- (2) 参加・体験・実践型交通安全教室の実施
- (3) 自転車の安全利用促進に向けた活動の推進

2 市民総ぐるみの交通安全運動の展開

- (1) 年間を通じて「みんなですすめる交通安全県民運動」の推進
- (2) 各季の交通安全運動、交通安全県民の日等の運動の推進
- (3) 交通安全市民大会の開催

3 総合的な交通事故防止対策の推進

- (1) 警察や交通安全協会等関係機関・団体との連携強化
- (2) 交通安全思想の普及啓発活動の推進
- (3) 高齢者運転免許自主返納の推進
- (4) 反射材等交通安全啓発物品の普及

第2 地域防犯活動の推進

各地区の安全なまちづくり推進センターを中心に、警察署、防犯協会、自治会、学校、家庭等との連携による地域防犯ネットワーク体制の構築と地域ぐるみの防犯活動を推進し、地域防犯力の向上を図ります。

1 市民の防犯意識を高める取組の推進

2 地区安全なまちづくり推進センター⁹⁷の活動の充実

3 自主防犯団体への活動支援

- (1) 民間パトロール隊、学校安全パトロール隊等の自主防犯活動に対する支援
- (2) 青色防犯パトロール活動に対する支援

4 犯罪の防止に関する情報提供及び不審者情報等の共有化の推進

5 地域防犯活動への市民の参加促進及び担い手の育成

6 パソコン・携帯電話等の利用によるインターネットに関連した犯罪被害防止対策の推進

⁹⁷ 安全なまちづくり推進センター：地域の防犯活動の中核として、各種団体が連携して安全なまちづくりに関する取組を行うことを目的として、富山県安全なまちづくり条例に基づき、各地区に設置された組織

- (1) 関係機関・団体と連携した啓発活動の推進
- (2) 防犯教室・講座等を活用した安全な利用教育の推進

第3 安全環境の整備

交通事故や犯罪防止のための環境整備に取り組み、市民が安心して暮らすことのできる生活環境の実現に努めますを図ります。

- 1 交通安全施設の整備
 - (1) 信号機、横断歩道、一時停止等の交通規制標識の設置
 - (2) 道路反射鏡（カーブミラー）や区画線の新設及び修繕の実施
 - (3) ガードレール等防護柵の整備
 - (4) 自転車専用レーン等の整備
- 2 交通弱者に配慮した道路交通環境の整備
 - (1) 子ども、高齢者、障がい者等交通弱者の視点に立った道路環境の整備
 - (2) 音響信号機や点字ブロックの設置
- 3 交通事故多発地点等への重点的整備等の推進
 - (1) 各種交通規制の見直し
 - (2) 道路照明等の設置による安全対策の強化
- 4 災害に強い交通安全施設等の整備の推進
 - (1) 災害の状況、交通規制等を伝達する交通情報板等の設置
- 5 犯罪の防止に配慮した環境整備の推進
 - (1) 防犯灯の計画的な設置
 - (2) 防犯カメラの普及推進
 - (3) 公園の植栽等のせん定による周囲からの見通しの確保

第4部 潤いのある安心して暮らせるまち

第4章 安心して暮らせるまちづくり

第4節 消費者対策の推進

【将来の姿】

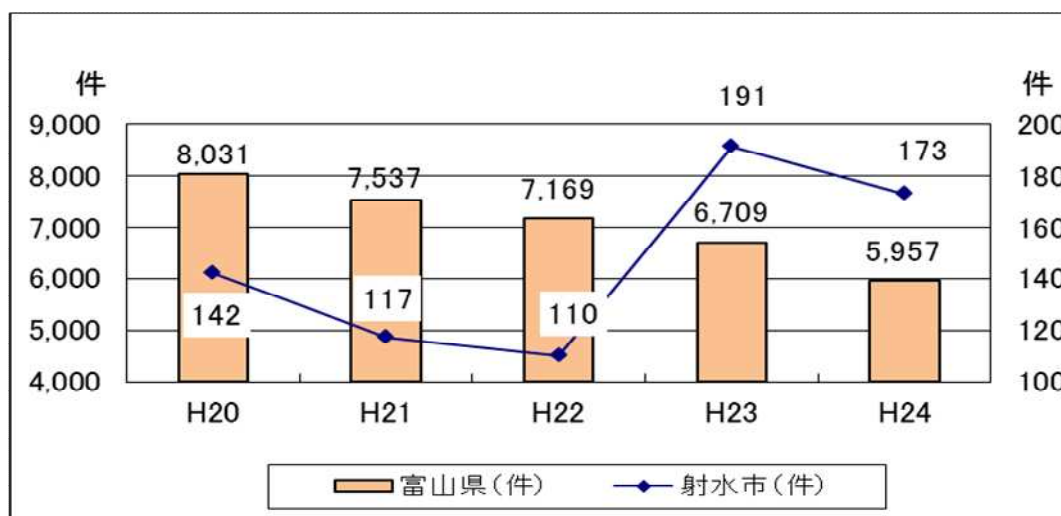
市民一人ひとりが、自ら考え自ら行動できるように、適切に判断できる消費生活知識を身に付け、消費に関して不安を抱くことなく安心して消費生活を送っています。

【現況と課題】

消費者を取り巻く環境においては、急速な高齢化や高度情報化の進展により、地域や家庭のつながりが弱まるなか、高齢者を狙った悪質商法の増加、若者のインターネット関連被害など消費者被害も多様化・複雑化しています。また、生命身体に係る食の安全や製品事故についても適切に判断できる消費生活知識が求められています。

地域や学校、様々な機関が互いに連携し、子どもや高齢者等を消費者被害から守る環境づくりを推進し、「自ら考え自ら行動する」自立した消費者の育成に向けての対策が必要とされています。

消費生活相談件数の推移



(資料：生活安全課)

【目指す方向】

市民一人ひとりが、自ら考え主体的に行動できるようになることが重要であるため、安全・安心な消費生活が確保される環境を整え、毅然と対応し、正しく判断できる自立した消費者になれるよう啓発を行い、消費者力の向上支援の充実⁹⁸を目指します。

⁹⁸ 消費者力：消費生活について正しい知識を持ち、賢い消費者になるために必要な能力

【施策の内容】

第1 安全で安心な消費生活の実現

安全・安心な消費生活が確保される環境の整備と、自立した消費者の育成に向けた消費者教育の充実を図るとともに、消費者被害の未然防止の体制づくりを進めることで、消費者の自立支援を基本とする安全で、安心な消費生活の実現に努めますを図ります。

1 安全で安心な消費生活の確保

(1) 消費生活の基盤整備の確保

ア 関係機関及び地域とのネットワークづくり

(2) 情報提供の充実

ア 食の安全や商品などの安全性の確保に関する啓発の実施

イ 多様な機会を活用した情報提供の実施

2 消費者教育の充実

(1) 自立した消費者の育成支援

ア 自ら学ぶ消費者の学習活動の支援

イ 地域や学校における多様な消費者教育の推進

(2) 若者と高齢者などの消費生活の安全支援

ア 関係機関とのネットワークを活用した啓発活動の充実

イ 若者や高齢者などを対象者とした消費者講座の開催

第2 消費者相談体制の充実

消費者トラブルに関する迅速な情報提供や相談の充実を図ることで、消費者力の向上に努めます。消費者被害に遭った場合にも、適切な支援を行うため、気軽に相談できる相談体制の充実や専門機関との連携を進めます。

1 消費者被害の未然防止

(1) 消費生活相談窓口の充実

(2) 消費者被害に関する情報提供の強化

2 関係機関との連携強化

(1) 県消費生活センター等関係機関と連携した消費者被害への支援

(2) 関係機関との連携による高齢者・障がい者等への情報提供の推進

第4部 潤いのある安心して暮らせるまち

第4章 安心して暮らせるまちづくり

第5節 雪対策の推進

【将来の姿】

市民が主体となった地域ぐるみ除排雪及び地域受託型除排雪体制が整備されており、機械除排雪体制、消雪施設が充実した雪に強いまちになります。

【現況と課題】

本市では、宅地開発事業の進展や市道の延伸等により、除雪延長（消雪延長を含む）が年々増加しています。機械除雪については、これまで協力業者の確保に努めてきましたが、廃業や事業縮小に伴い業者の機械台数が減っており、将来的には、協力業者数の減少も想定されます。消雪施設についても、老朽化が進み、維持管理費が増加している上、新設要望が多くあります。また、高齢化、核家族化、地域連帯感の希薄化などにより、地域でできる雪対策の対応が低下しています。

このような状況の中、雪に強いまちづくりを推進するため、除雪機械の確保や消雪施設の整備及び計画的修繕を推進するほか、市民自らによる地域ぐるみ除排雪活動⁹⁹及び地域受託型除排雪事業¹⁰⁰が効率的に実施されるよう支援する必要があります。

機械除雪延長と消雪路線延長（市道）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24
市道延長（km）	822.8	826.5	830.9	833.4	835.0	838.1
機械除雪延長（km）	510.5	512.2	510.4	511.7	513.3	512.6
消雪路線延長（km）	153.0	156.9	160.8	163.3	165.1	167.2
除雪路線延長（km）	663.5	669.1	671.2	675.0	678.4	679.8
除雪率	80.64%	80.96%	80.78%	80.99%	81.25%	81.11%

除雪機械稼働台数と協力業者数

	H19	H20	H21	H22	H23	H24
業者借上機械（台）	160	135	134	126	122	125
市貸与機械（台）	84	88	95	105	114	119
稼働除雪機械台数	244	223	229	231	236	244
協力業者数（社）	117	117	116	114	114	116

稼働除雪機械台数は、除雪トラック、タイヤショベル、ロータリー車、モーターグレーダー、ハンドガイド（歩道用）の台数を合計したもの（資料：道路・河川管理課）

⁹⁹ 地域ぐるみ除排雪活動：市から地域振興会等に小型除雪機械を貸与して、除雪路線以外の地域の生活道路や歩道、業者の除雪後の残雪等について、市の除雪を補完し、市民協働で実施する除排雪事業

¹⁰⁰ 地域受託型除排雪事業：市が協力業者に委託している除雪路線の除雪について、地域振興会等が、業者と同様の形態で受託し、市が貸与する大型除雪機械を使用して実施する除排雪事業

【目指す方向】

市民と行政の協働による地域ぐるみ除排雪及び地域受託型除排雪の確立に努め、関係機関と連携を取りながら、効率的な除雪作業を行うとともに、消雪施設の整備及び計画的修繕を推進するなど、無雪害のまちづくりを目指します。

【施策の内容】

第1 機械除排雪の充実

円滑な道路交通を確保するため、除排雪機械の整備・充足を図り、効率的な除雪作業を推進します。

1 機械除排雪の強化

- (1) リース等による除雪機械の増強とオペレーターの確保
- (2) 歩道除雪の強化
- (3) 主要交差点の除排雪の徹底
- (4) 凍結防止剤散布等による路面凍結対策の強化

2 雪捨場の確保

- (1) 雪捨場及び堆雪場の確保

第2 道路消雪施設の充実

既設消雪施設について、整備点検を一層推進し、老朽化施設の修繕を計画的に行うとともに、より安定的な運転を目指します。また、消雪施設の新設について、表流水等の水源を利用して、必要性、有効性が高い箇所から重点的整備に努めますを進めます。

1 既設消雪施設の修繕事業の充実

- (1) 設置後相当年数の経過している施設の更新
 - ア 経年劣化の著しい消雪パイプの改築
 - イ 揚水能力不足の井戸の管理及びポンプの更新

2 道路消雪施設の整備

第3 地域ぐるみ除排雪活動及び地域受託型除排雪の強化

市民の理解と協力を得ながら、市民が主体となった除排雪活動を行える体制を整備し、除排雪活動の強化を図ります。

1 地域ぐるみ除排雪機械の更新・増強

- (1) 老朽化した除排雪機械の更新・増強

2 オペレーターの確保

- (1) 除雪機械の運転講習会の積極的な実施

3 地域受託型除排雪の推進

- (1) 大型除雪機械の貸与
- (2) 組織運営の支援及び連絡体制の構築

第5部 みんなで創る開かれたまち

第1章 市民が主役のまちづくり

第1節 参画と協働によるまちづくりの促進

【将来の姿】

地域振興会や市民活動団体等と行政との連携や協働が図られ、地域の特性を生かした活力ある地域社会が形成されています。

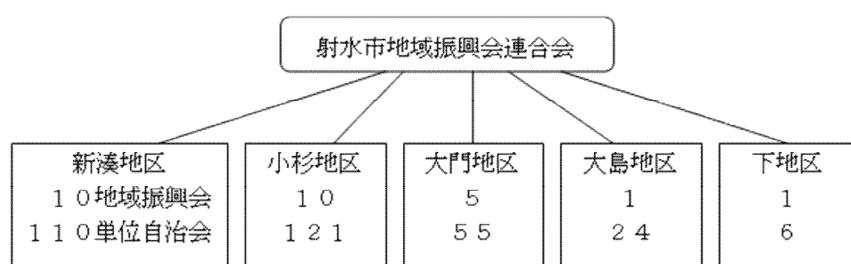
【現況と課題】

社会経済情勢や価値観の変化に伴い、市民ニーズが多様化・高度化していく中で、公共サービスを行政だけで担っていくことは、質的にも量的にも厳しい状況となっています。一方、まちづくりに対する市民の意識・関心は高まりを見せており、特に福祉や環境、防災といった分野においては、地域住民やNPO¹⁰¹・ボランティア団体等による公共的な地域貢献活動が活発に取り組まれています。

こうした中、地域課題を自ら解決し、地域に合ったまちづくりを実現するため、地域の自治組織等各種団体が連携・協力する「地域振興会¹⁰²」が市内全27地区で組織化されました。また、市、市民、地域振興会、市民活動団体及び事業者といった協働のパートナー相互の役割、協働の基本原則等を定めた射水市協働のまちづくり推進条例を制定しました。

今後はこれを踏まえ、協働意識の醸成をさらに図りながら、市民の参画と協働のまちづくりを促進する必要があります。

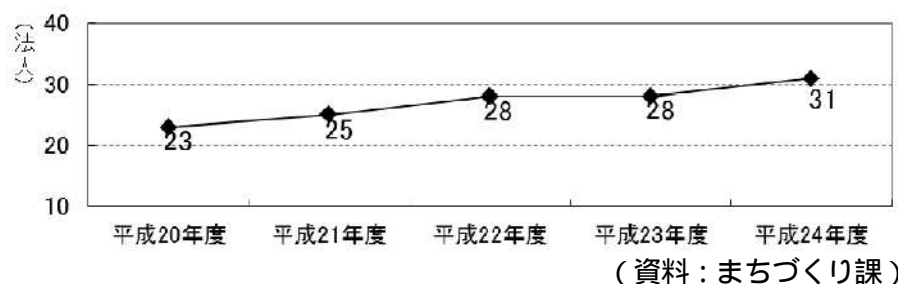
射水市地域振興会連合会（平成25年4月現在）



¹⁰¹ NPO (Non-Profit Organization): 継続的・自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称

¹⁰² 地域振興会: 地域課題を自ら解決し、地域に合ったまちづくりを実現するため、単位自治会（小杉地区においては町内会）や地区女性の会、福祉協議会、地区体育協会等の地域の各種団体が連携・協力して設立した組織

市内で活動している NPO 法人数の推移



【目指す方向】

地域振興会やNPO・ボランティア団体等、まちづくりの担い手として期待される市民団体による自主的・主体的な活動を促進し、これらの団体と行政がお互いの立場の違いと役割を理解し、協力・連携と協働意識の啓発等によってまちづくりを担う人材育成を図り、市民が主役のまちづくりを目指します。

【施策の内容】

第1 市民との協働のまちづくりの促進

市民による自主的・主体的なまちづくりを促進するため、地域自治の振興、NPO・ボランティア活動団体の育成及び活性化を進めます。

1 参画¹⁰³・協働¹⁰⁴の基盤づくり

(1) 市民やNPO等への参画・協働意識の醸成及び啓発活動の推進

(2) 職員の意識変革及び全庁的な組織体制による参画・協働の促進

(3) 協働事業の透明性の確保

(4) 協働事業のプロセスの確立と実施

ア 企画段階への参画の推進

イ 事業目的の共有の推進

ウ 役割分担と責任の確認

エ 協働事業の実施

オ 協働のまちづくり推進委員会による事業評価・検証

(5) 地域づくりを担う人材の育成

(6) 職員サポート体制の充実

(7) 活動拠点の整備・充実

ア コミュニティセンターの老朽度に応じた施設の整備・充実

イ 地域自治組織に対する集会施設の建設等の支援

¹⁰³ 参画：市の施策や事業等の計画、実施及び評価等、まちづくりの過程に市民が主体的に関わること。

¹⁰⁴ 協働：市民等及び市が互いにその立場を認め合い、対等の関係で役割分担しながら、連携・協力して公共的又は公益的な課題に取り組むこと。

2 市民協働・市民活動の促進

(1) 地域振興会によるまちづくり活動の促進

- ア 市と地域振興会連合会との連携
- イ 市民主体のまちづくり計画策定の推進
- ウ まちづくりに関する情報提供の推進
- エ 地域型市民協働事業¹⁰⁵の推進
- オ 地域提案型市民協働¹⁰⁶事業の推進
- カ 地域振興会・地域自治組織に対する財政的な支援
- キ コミュニティセンターの効果的・効率的な運用と利用促進

(2) 市民や市民活動団体による自主的・主体的なまちづくりの促進

- ア 市民活動団体間の相互連携の推進
- イ 公共的・公益的な活動の支援
- ウ 公募提案型市民協働事業¹⁰⁷の推進

¹⁰⁵ 地域型市民協働事業：「自分たちのまちは自分たちでつくる」という自治意識を持ち、市民自らが地域の課題を解決し、地域にあったまちづくりを実現するための事業であり、事業主体である地域振興会と行政とが、それぞれの役割と責任を認識し、協働により進めるもの

¹⁰⁶ 地域提案型市民協働事業：地域振興会の自由な発想を生かした公益的及び社会貢献的な事業の提案を公募し、地域振興会と市がともに公共サービスの担い手となり、地域が抱える問題やテーマを解決することにより地域に合ったまちづくりを実現するもの

¹⁰⁷ 公募提案型市民協働事業：地域課題の解決に向けて、市民の自由な発想を生かした多様で効果的・効率的な公共サービスを提供するため、NPO法人やボランティア団体等の各種団体の専門性・先駆性などの特性を生かした事業の提案を市が公募し、提案団体と市が共に公共サービスの担い手となり協働で事業を実施するもの

第5部 みんなで創る開かれたまち

第1章 市民が主役のまちづくり

第2節 参画を促進する体制づくりの推進

【将来の姿】

誰もが、いつでも、どこからでも行政情報を受け取ったり、市政に対する意見や要望を伝えたりすることができ、行政運営に市民の意見が反映されています。

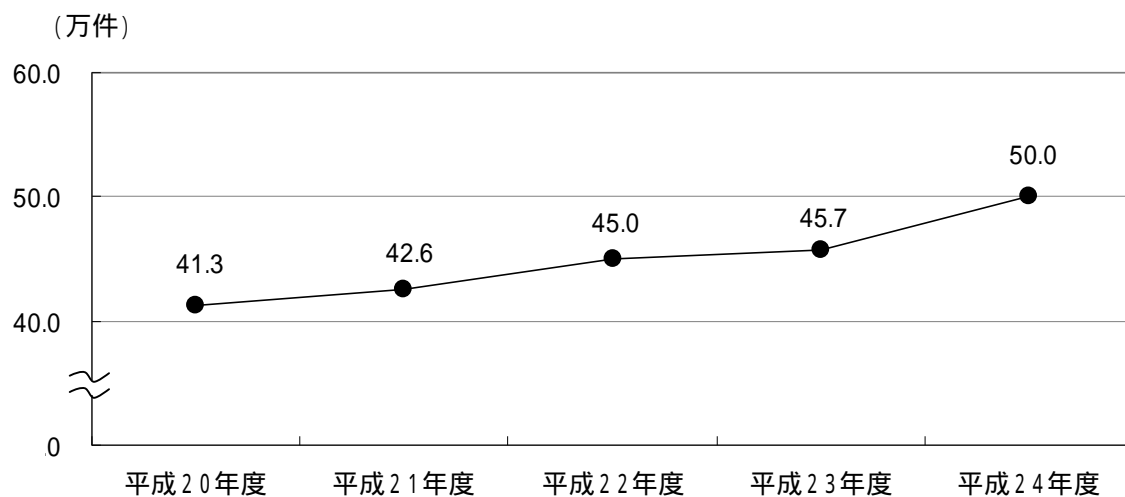
【現況と課題】

本市では、「広報いみず」の発行を始め、ホームページやケーブルテレビ、FMラジオによる行政番組の放送・放映、市長や市職員による出前講座の実施のほか、ツイッターなど、様々な媒体・手段を講じて市政に関する情報提供を行っています。

また、市民の意見や要望を把握し施策に反映させることを目的とした広聴事業では、市長が市民と直接対話する市長の出前講座を始め、市長への手紙や市へのメール等を実施しています。

これらは、参画と協働によるまちづくりを進めるため、市民と行政が情報を共有し、相互理解を深めるための基本原則であり、市民がこれまで以上に市政に関心を持ち、自ら積極的に情報を取得しながらまちづくりに参画するためには、時代に即応した啓発活動の実施と展開を図る必要があります。

射水市ホームページへのアクセス件数の推移（訪問数）



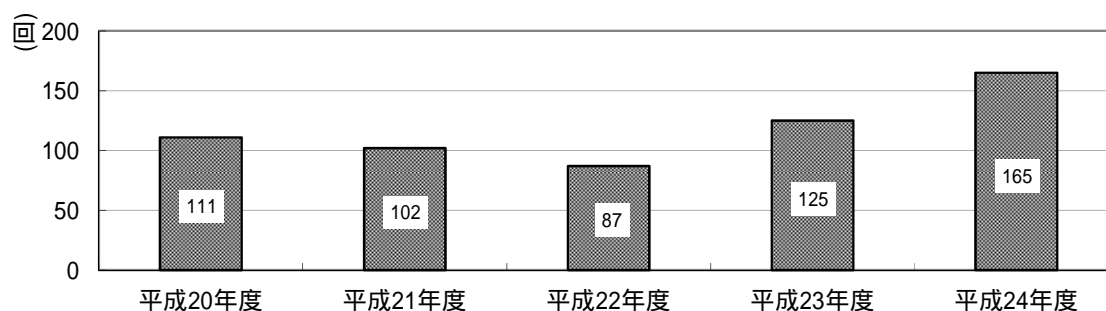
(資料：総務課)

市長の出前講座等の開催状況（平成24年度）

【平成24年度】

項目	開催回数	参加者数
市長の出前講座	32回	1,626人
ランチトーク	3回	84人
ようこそ市長室へ	3回	4人
市長のまちまわり	11回	140人

出前講座開催回数



（資料：まちづくり課）

【目指す方向】

市民と行政の関係が、一層円滑で深い信頼感で結ばれたものにするため、分かりやすく開かれた広報・広聴活動を展開するとともに、各種計画の策定段階からの市民参画等、政策決定に関する機会の拡充を図ります。

【施策の内容】

第1 市民の参画を支援する体制づくりの推進

参画と協働によるまちづくりを円滑に進めるための体制づくりを推進します。

1 計画策定段階からの市民参画の推進

(1) 各種審議会・委員会等における委員の市民公募制度の推進

(2) パブリック・コメント¹⁰⁸の推進

2 広報活動の推進

(1) 広報媒体の特性を生かした広報活動の充実

ア 対象者を明確にした効果的な情報提供の推進

イ 複数の広報媒体を活用した市民との情報共有化の推進

ウ 分かりやすく魅力的な広報の推進

¹⁰⁸ パブリック・コメント：行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、それに対して広く住民・事業者等から意見や情報を提供してもらおう機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うもの

(2) 出前講座の開催

- ア 市政への理解や関心が深まる講座内容の拡充
- イ 市民が活用しやすい体制づくりと周知の徹底

3 広聴活動の充実

(1) 市長の出前講座、タウンミーティングなどの開催

- ア 広聴機会の充実と周知の徹底
- イ 市民の声を施策に反映するための体制整備

(2) 市長への手紙、市へのメール制度の活用

- ア 制度を活用しやすい環境づくりの推進
- イ 責任を持って質問・提言に応えるための体制の充実

第5部 みんなで創る開かれたまち

第1章 市民が主役のまちづくり

第3節 学生が参画するまちづくりの推進

【将来の姿】

学生の交流や自主的な活動が活発に行われ、学生が市民や企業等とともにまちづくりに参画し、若い感性やエネルギーが生かされた、魅力あるまちづくりが進められています。

【現況と課題】

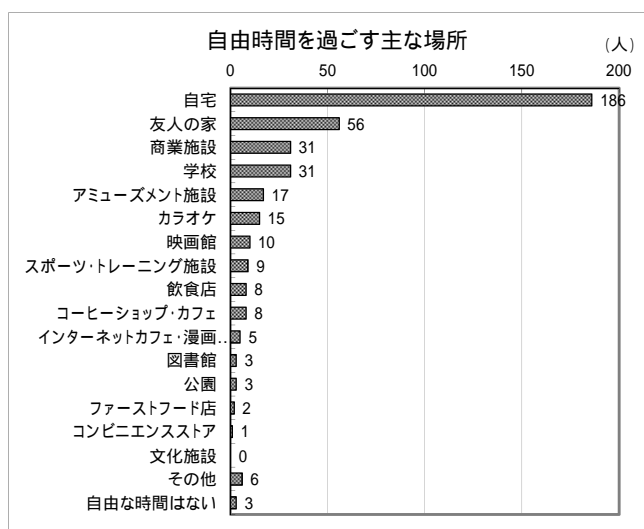
本市には5つの高等教育機関があり、およそ3,500人の学生が学んでいます。

学生に対するアンケート調査の結果から、「休日は家で過ごす学生が多い」、「学生同士による他の高等教育機関との交流が少ない」、「多くの学生は市の施策に関心が薄い」、「地域活動に参画している学生が少ない」ことなどが分かりました。

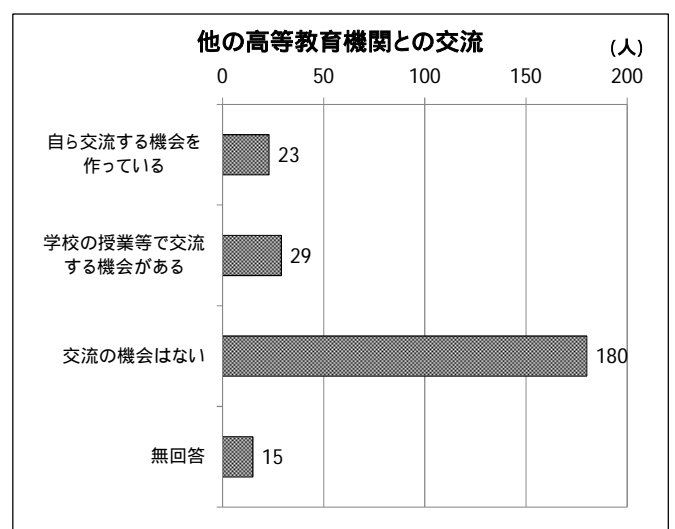
一方で、地域においては、学生の若さ、斬新なアイデアなどを生かした地域活動の担い手としての役割が期待されています。また、地域の課題の解決に向け、高等教育機関が持つ知の財産を有益に活用するための連携が重要となっています。

このような状況の中、学生と地域、学生同士が交流を深め、地域活動に主体的に関わるためのまちづくりに取り組む必要があります。

自由な時間を過ごすことが多い場所は主にどこですか（複数回答）。

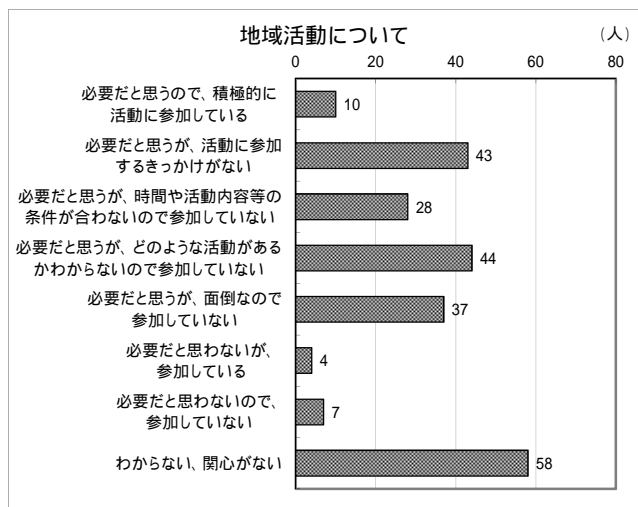
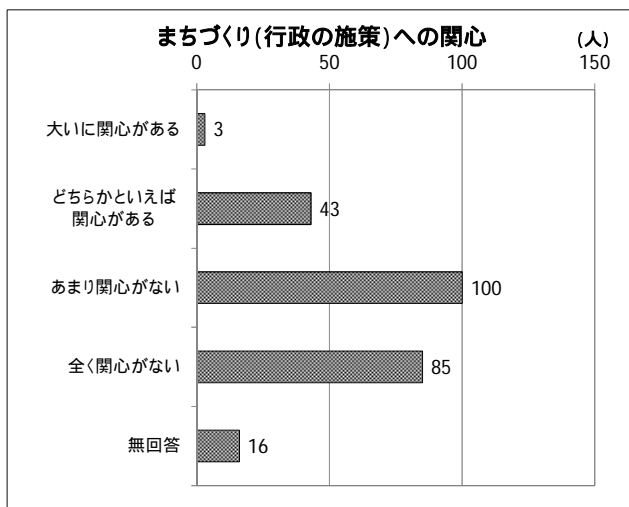


他の高等教育機関と交流する機会はありませんか。



まちづくり（行政の施策）に関心がありますか。

地域活動についてどう思いますか。



(資料：政策推進課「射水市市民ニーズ実態調査(若者)」(平成24年7月実施))

【目指す方向】

学生同士の交流を深める取組や地域活動に学生が参画するための仕組みを構築し、学生が活躍するまちづくりを推進します。

【施策の内容】

第1 学生のまちづくり推進体制の整備

学生のまちづくりを進めるための体制を整備します。

- 1 学生のまちづくり推進会議の設置
- 2 学生応援窓口の整備

第2 学生が交流する機会の提供

多くの学生が交流する機会を提供し、学生のコミュニケーション能力の向上を図り、学生が主体となったまちづくりの推進につなげます。

- 1 学生の交流拠点の整備
- 2 学生間交流事業の企画・運営
- 3 学生、市民との交流事業の実施

第3 地域活動への参画

学生が、市民や企業とともに主体的にまちづくりに参画し、未来を担う社会人として活躍できる力を身につけるとともに、学生の企画立案能力を生かしたまちの活性化に取り組みます。

- 1 学生による協働のまちづくりの推進
 - (1) まちづくりコンペの実施
 - (2) 学生提案型市民協働事業の実施
- 2 産学官地域の連携事業の推進
 - (1) 高等教育機関との包括協定に基づく相互連携の充実
 - (2) 大学コンソーシアム富山¹⁰⁹との連携

¹⁰⁹ 大学コンソーシアム富山：県内7つの高等教育機関が相互に研究、教育等の連携を推進し、それぞれの機関の知的資源を有効に活用して地域社会に貢献することを目的に設立された組織

第5部 みんなで創る開かれたまち
 第2章 むだのない開かれたまちづくり
 第1節 信頼される市政の推進

【将来の姿】

効率的で利便性の高い行政サービスが提供され、市民に親しまれるまちづくり、公正で、透明性のある市民に信頼される市政が行われています。

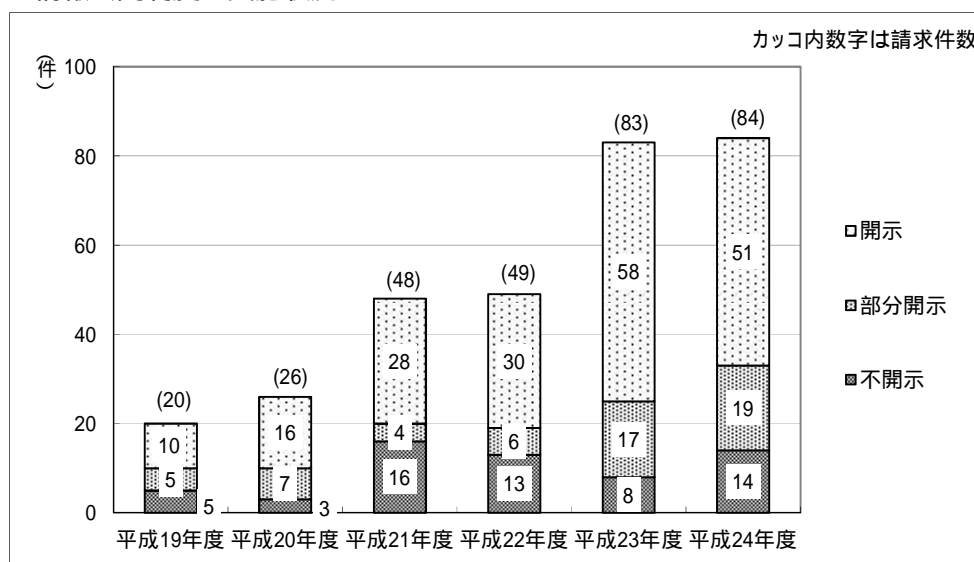
【現況と課題】

少子・高齢化、情報化、国際化等の社会情勢の変化に伴い、住民に最も身近な行政組織である地方自治体に対して期待される役割はますます高くなっています。また、地方分権の進展によって真の地方自治の時代を迎えており、本市においても、「自己決定」、「自己責任」を基本とした行政システムの構築や新たな役割を担うことができる基礎自治体としての基盤強化を図ることが求められています。

このような状況の中、市において各種施策が実施できるよう、国や県に対し、役割に見合った権限と税財源の移譲を求めていく必要があります。

さらには、市民に信頼される市政を運営するため、新庁舎を中心に、利便性・効率性の高いサービスの提供や、開かれた行政運営を行う必要があります。

情報公開制度の実施状況



(資料：総務課)

【目指す方向】

効率的で効果的な市民サービスの向上に努めを図り、新庁舎の開庁により一層の向上を目指すとともに、透明性の高い信頼される市政運営を推進します。

【施策の内容】

第1 市民サービスの充実

市民サービスの向上のため、窓口業務や各種行政手続の迅速化・簡素化を推進するとともに、利便性の高いサービスの提供に努めるなどを提供し、市民に親しまれる市役所づくりを推進します。

- 1 窓口サービスの向上・効率化の推進
 - (1) 本庁窓口でのワンストップサービス¹¹⁰の充実
 - (2) 地区窓口と本庁との連携強化
 - (3) 諸証明書のコンビニ交付等多様な窓口サービスの検討
 - (4) インターネットを活用した電子申請等の拡充
- 2 行政相談・法律相談等の充実
 - (1) 市民ニーズに応じた各種相談体制の充実
- 3 市税等の多様な納付環境の整備と早期納付の推進
 - (1) ペイジー¹¹¹等の多様な納付形態の検討
 - (2) 民間オペレーターによる電話での早期納付の呼びかけの充実
- 4 構造改革特別区域¹¹²計画及び地域再生計画の研究・活用
 - (1) 先進事例の調査・研究
 - (2) 地域を担う人づくり

第2 透明で公正な市政の推進

市の情報を積極的に公開し、透明性の高い市政運営を図るとともに、法令等の遵守を徹底するなど、信頼される市政の推進に努めますを推進します。一方、行政の保有する個人情報等の情報資産を守るための適正な取り扱いに努めより、市民に信頼される体制の強化に努めますを図ります。

- 1 情報公開・個人情報保護の推進
 - (1) 情報公開の推進
 - ア 情報公開条例に基づく行政情報の公開の推進
 - (2) 個人情報の保護
 - ア 個人情報保護条例に基づく個人情報の適正な取扱いの確保
 - イ 市民の権利・利益保護の推進
- 2 市政情報の積極的な提供
 - (1) 審議会等の開催内容の公開
 - (2) 行財政運営の実施状況等に関する情報提供

¹¹⁰ ワンストップサービス：各種の行政サービスを1か所又は1回で提供すること。

¹¹¹ ペイジー：税金等の支払いをパソコンや携帯電話、ATMから簡単に行える電子納付サービス

¹¹² 構造改革特別区域：各地域の特性に応じたまちづくりを進めるため、法律等の規制の特例措置を認め、独自の施策の展開を可能にする地域

3 市民から信頼される市政の推進

- (1) タウンミーティングの開催
- (2) パブリック・コメントの実施

第3 監査機能の充実

適正な予算執行を確保するため、監査機能の充実を推進します。

- 1 監査制度の充実強化
 - (1) 財政援助団体等に対する監査の充実
 - (2) 外部監査制度¹¹³導入の検討

第4 高度な政治倫理観の維持

本市の「政治倫理条例」を順守し、誠実かつ公正に職務を執行し、これまで以上に市民に信頼される行政運営に努めますを推進します。

- 1 政治倫理意識の醸成
 - (1) 「射水市政治倫理条例」の周知

第5 射水らしさの定着

射水市民憲章、射水市民の歌が市の象徴として、また、市民の心のよりどころとして定着するよう周知を図ります。

- 1 市のシンボルとしての定着と親しみやすさの醸成
 - (1) 射水市民憲章の普及啓発
 - (2) 射水市民の歌の普及啓発
 - (3) 市の花、木、花木、さかなの普及啓発

¹¹³ 外部監査制度：公認会計士や弁護士等、専門的な知識を有する外部監査人と個々に契約して監査を受ける制度

第5部 みんなで創る開かれたまち
 第2章 むだのない開かれたまちづくり
 第2節 健全な行財政運営の推進

【将来の姿】

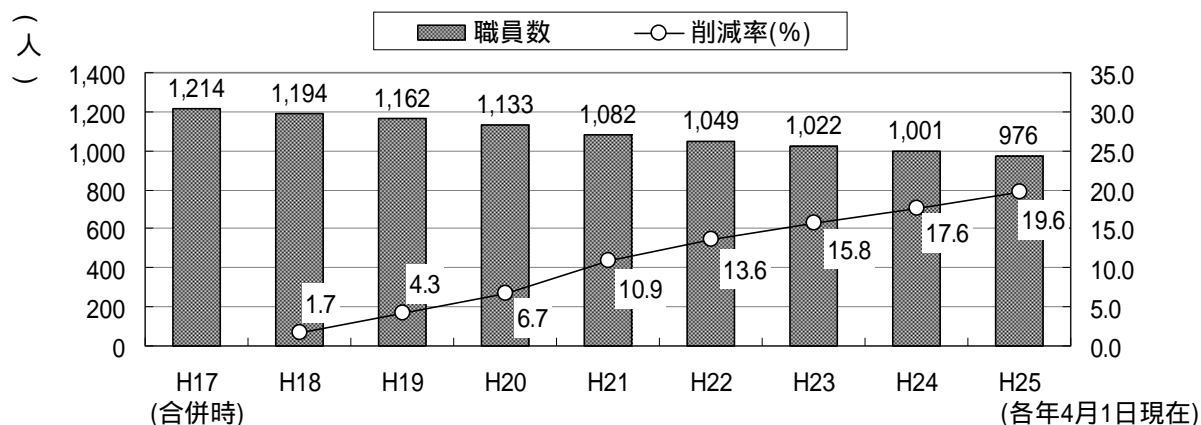
健全な財政運営の下、長期的・総合的なまちづくりの展望に立ち、市民により質の高いサービスが提供されています。

【現況と課題】

本市の財政状況は、景気の動向や生産年齢人口の減少などによる市税収入の落ち込みに加え、今後、普通交付税算定に係る合併特例期間の終了に伴い、平成28年度以降、地方交付税が減額する見込みであるなど、大幅な歳入減が予想されます。一方、歳出面では、社会経済情勢の変化や新たな市民ニーズへの対応に加え、扶助費¹¹⁴や公債費¹¹⁵が増加傾向にあることから、これまで以上に厳しい財政環境になるものと考えられます。

このような厳しい状況下においても、持続可能な基礎自治体として市民ニーズを的確に捉え、計画的に施策を展開していくためには、税収等の財源の確保はもとより、行政組織機構の簡素化や事務事業の見直し、ファシリティマネジメント¹¹⁶という経営的な視点に立った公共施設の管理運営や適正配置など、引き続き「射水市行財政改革大綱」に基づき、徹底した行財政改革を推進する必要があります。

職員数の推移

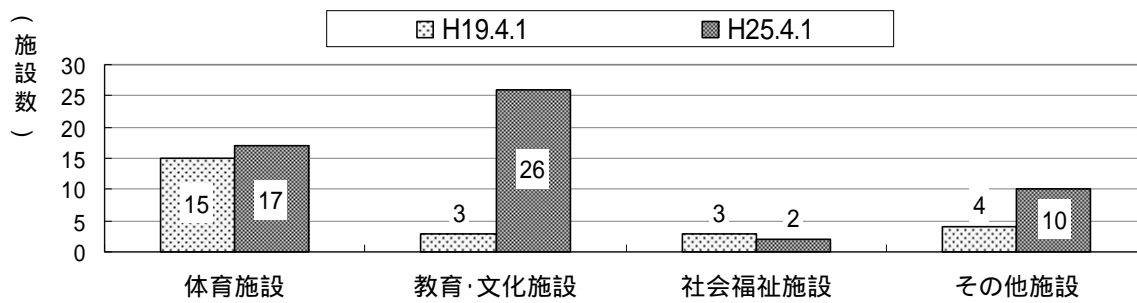


¹¹⁴ 扶助費：社会保障制度の一環として現金や物品等を支給する費用。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等の法令に基づくもののほか、乳幼児医療の公費負担など、自治体独自の施策として行うものも含まれる。

¹¹⁵ 公債費：地方公共団体の地方債の元利償還金及び一時借入金の利子の合算額

¹¹⁶ ファシリティマネジメント：組織活動をする際に、施設や活動環境を経営的な視点から総合的に企画、管理、活用する管理手法

指定管理者制度を導入している施設



(資料：人事課)

【目指す方向】

行財政改革の進展には、市民の理解と信頼が不可欠であり、本市の行財政運営に関する情報の共有が大切です。引き続き、市民と協働し、より質の高いサービスを提供するため、一層の行財政改革を推進していきます。また、常に職員の意識改革・育成に取り組むとともに、組織機構や事務事業の見直しを図るなど、簡素で効率的な行財政運営を進めます。さらには、受益と負担の適正化を図るとともに、安定した税収と新たな財源の確保を図るなど、持続可能で健全な行財政運営を進めます。

【施策の内容】

第1 簡素で効率的な行政運営の推進

限りある人的資源を最大限有効活用し、多様化する市民ニーズに十分に対応できる効果的な行政サービスを提供するため、組織機構や事務事業の整理合理化を進めるなど、簡素で効率的な行政運営を推進します。

1 行政のスリム化・効率化の推進

- (1) 行政評価や目標管理制度の活用による事務事業の整理・合理化
- (2) 公共施設の統廃合の推進
- (3) ライフサイクルコスト¹¹⁷を念頭に置いた公共施設の管理・運営
- (4) 市民と行政との役割分担による効率的な行政システムの構築
- (5) アウトソーシング¹¹⁸の推進
 - ア 指定管理者制度¹¹⁹の推進
 - イ 窓口業務の一部民営化

¹¹⁷ ライフサイクルコスト：構造物や製品等にかかる費用について、建設や購入の際のインシャルコストのほか、使用している間の維持、保全、更新等のランニングコストまで、廃止・廃棄に至る全期間に要するものを総合的に考えたもの

¹¹⁸ アウトソーシング：組織の内部で行っていた事業や業務の一部を外部のより専門的な組織に委託すること。

¹¹⁹ 指定管理者制度：公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的とした制度

- ウ 保育園等の民営化
- エ 長期包括的運営業務委託¹²⁰の推進
- (6) 未利用市有地等の活用
 - ア 民間活力の導入を含めた庁舎跡地等の有効活用及び売却
 - イ 未利用市有地の効率的な利活用及び売却
- 2 行政組織の適正化
 - (1) 職員定数・職員給与の適正化
 - ア 定員適正化計画に基づく職員数の計画的管理
 - イ 人事管理と連動する職務・職責・勤務実績に応じた給与体系の構築
 - (2) 組織機構の見直し
 - ア 市民ニーズに的確かつ柔軟に対応できる組織機構の編成
 - イ プロジェクトチームの編成など、横断的組織運営の推進
- 3 職員の意識改革・育成
 - (1) 人材育成の充実
 - ア 「人材育成基本方針」や「人事評価制度」に基づき、人事管理と研修体系を効果的に連係させた人材育成システムの構築
 - イ 市民第一主義の徹底と事務改善の実践に向けた意識改革の推進
 - ウ 職員の課題発見・解決能力等の向上のための研修内容の充実
 - (2) 人事評価制度による人事管理の推進
- 4 職場環境の改善
 - (1) 意欲が高まる職場環境の醸成
 - (2) 健康で働きやすい職場環境の構築
- 5 適切な入札・契約制度の運営
 - (1) 一般競争入札の適正な執行
 - (2) 電子入札システムの導入
 - (3) 公共工事等の品質確保の推進
 - ア 公共工事等の技術審査の充実
 - イ 成績評価の活用による不良・不適格業者の排除
 - (4) 価格と価格以外の要素（技術力）を総合的に評価する新しい入札・契約方法の調査・研究
- 6 文書管理システムの構築
 - (1) システム化に向けた文書の分類や保存年限等に基づいた適正な管理
 - (2) 紙文書と電子文書の融合化の推進
 - (3) 事務決裁システムとの連携による情報公開の推進

¹²⁰ 長期包括的運営業務委託：施設の運営・管理について、包括的に複数年度継続契約することにより、民間の専門性やノウハウを生かし、効率的かつ最適で安定した業務遂行ができる委託形式

第2 健全な財政運営の推進

政策の重要性や事業の有効性、効率性を常に検証しながら、財政計画及び財政見通しに基づく計画的な事業の実施に努める**取り組む**とともに、財政情報の公表にも積極的に取り組みます。

1 財政計画の策定

(1) 国や県の財政状況等を踏まえた本市財政の将来推計

2 財源の確保

(1) 税収の確保（収納率の向上と税収の増加に結びつく施策の実施）

(2) 広告料収入やふるさと納税等の新たな財源の確保

(3) 受益者負担の適正化

3 総合的な財政情報の公表

(1) 予算の概要や財政健全化指標の推移、財務諸表の分析結果等の市民へのわかりやすい公表

(2) 特別会計及び企業会計の財務状況のわかりやすい公表

第5部 みんなで創る開かれたまち
第2章 むだのない開かれたまちづくり
第3節 情報化の推進

【将来の姿】

電子自治体等の推進により、いつでも、どこでも、市民は安全・安心に行政サービスが利用でき、個々人のライフスタイルに応じたコミュニケーション環境が形成され、生活の中に浸透したICTの恩恵を特段意識せず豊かな生活を享受できるようになっています。

【現況と課題】

高度情報化社会は引き続き進展しており、インターネットやモバイル端末を始めとしたICTの利用は、一層多様化・高度化するなど、市民生活や経済・産業活動に大きな変化をもたらしています。このような背景を踏まえ、ICTを活用した更なる行政サービスの導入など、満足度の高い市民サービスの提供が求められており、今後、社会保障・税番号制度¹²¹（番号制度）の導入に伴うICカード¹²²を利用した市民の利便性向上や新しい情報システムの導入による効率的な行政の推進を図っていく必要があります。

【目指す方向】

電子自治体を推進することにより効率的で質の高い行政サービスを推進し、ICカードの多目的利用やモバイル端末¹²³の活用により市民の利便性向上を図るとともに、より一層の情報セキュリティ対策を進めることにより、安全・安心なICT活用環境の実現を目指します。

【施策の内容】

第1 電子自治体の推進

市役所窓口等での住民の利便性向上を図るとともに、行政内部の業務を更に効率化することにより、迅速で質の高い行政サービスを推進します。

1 市民サービスの向上

- (1) インターネットを活用した電子申請の拡充
- (2) 総合窓口システムの導入
- (3) 番号制度導入による窓口手続きの簡素化及びプッシュ型サービス¹²⁴の提供

¹²¹ 社会保障・税番号制度：複数の機関に依存する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための社会基盤であり、国民全員に一意の個人番号を割り当てる制度

¹²² ICカード：半導体集積回路（ICチップ）を埋め込み、情報を記録できるようにしたカード

¹²³ モバイル端末：スマートフォン等持ち運ぶことができる情報端末装置

¹²⁴ プッシュ型サービス：行政機関等が住民一人ひとりに合った必要な手続きについて知らせるサービス

- 2 行政事務の効率化
 - (1) 自治体クラウド¹²⁵の導入
 - (2) 文書管理システム等の導入
 - (3) GIS¹²⁶の多目的活用の推進

第2 情報流通社会への対応

複雑多様化している社会の様々な課題に対応するため、情報通信ネットワーク技術の利活用を推進します。

- 1 番号制度の導入に伴うICカードの多目的利用
 - (1) 病院の診察券、図書館の貸出カードなど市施設での活用
 - (2) 公共交通機関の乗車券など公共施設での活用
- 2 モバイル端末の活用
 - (1) ツイッターやメール等による緊急情報等の周知の迅速化
 - (2) AR技術¹²⁷を活用した観光等の利便性向上
 - (3) コミュニティバスロケーションシステム¹²⁸の導入によるバス位置の確認

第3 情報セキュリティ対策の推進

電子自治体への移行に伴い、情報セキュリティ対策の向上が一層重要になってきていることから、行政の保有する個人情報や情報資産を守るための適正な取扱いとセキュリティ対策に努めます**取り組みます**。

- 1 情報セキュリティの向上
 - (1) 情報セキュリティ研修の充実
 - (2) 情報セキュリティポリシー¹²⁹の評価及び見直し
 - (3) 計画的な内部監査の実施

¹²⁵ 自治体クラウド：自治体で所有している情報システムを民間が所有するデータセンターのシステムに変更し、これを他自治体と共同利用することにより、情報システムの効率的な構築と運用を図るもの

¹²⁶ GIS (Geographic Information System)：地籍図に各種データを重ね解析するシステム

¹²⁷ AR 技術：スマートフォンなどの画面上に写された目の前に見える現実世界の画像の上に、関連した情報を重ね合わせて表示する技術

¹²⁸ コミュニティバスロケーションシステム：ケーブルテレビ・パソコン・携帯電話等を利用して、バスの運行状況が確認できるシステム

¹²⁹ 情報セキュリティポリシー：ネットワークや情報システムを取り扱う上で、情報漏えいやウイルス対策等の安全対策に関し守るべき基準を定めたもの

2 新たな情報セキュリティ対策

- (1) サイバー攻撃¹³⁰等に対応するための情報セキュリティ対策基盤の強化
- (2) 被災時等にも対応できる業務継続計画（BCP）の策定

¹³⁰ サイバー攻撃：コンピュータシステムやインターネット等を利用して、標的のコンピュータやネットワークに不正に侵入してデータの詐取や破壊、改ざんなどを行ったり、システムを機能不全に陥らせたりすること。